

第2次健康しんおんせん 21

新温泉町健康増進計画

新温泉町食育推進計画

新温泉町自殺対策計画



平成 30 年 3 月

新温泉町

はじめに



本町ではこれまで、平成 25 年 3 月に「健康しんおんせん 21 新温泉町健康増進計画（後期）・食育推進計画（後期）」を策定し、「健康長寿実現の町」をめざし、健康づくりや食育の推進に取り組んできました。

わが国の平均寿命は大きく延び、世界でも有数の長寿国となった一方、社会を取り巻く環境は大きく変化し、少子高齢化の進行、ライフスタイルの多様化に伴う食生活等の変化や生活習慣病の増加、自殺やうつ病等のこころの問題等が社会全体で取り組むべき大きな課題となっています。

これらの背景を踏まえ、新たに策定しました「第 2 次健康しんおんせん 21」では、本町における健康づくりと食育をさらに推進するとともに、新たに「こころの健康」と深く関わる自殺対策を計画に組み込み、3 分野を一体的に推進することで、基本理念である「健康長寿のまち 新温泉」の実現に向けて取り組んでいきます。

本計画の推進は、町民の皆さま一人ひとりの取り組みだけでなく、家庭、地域、各種団体、行政が一体となって進めていくことが必要となります。皆さまに本計画推進へのご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました「新温泉町健康づくり推進協議会」の委員の皆さまをはじめ、関係者並びにアンケート調査にご協力いただきました町民の皆さまに心から感謝を申し上げます。

平成 30 年 3 月

新温泉町長 西村 銀三

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
第2章 本町の現状	3
1. 人口等の状況	3
2. 出生・死亡に関する統計	7
3. 各種健（検）診の実施状況	8
4. 子どもの健康に関する状況	12
5. 健康づくりや食育に関する状況	14
第3章 前計画の評価	16
1. 健康増進計画について	16
2. 食育推進計画について	21
第4章 計画の基本方針	22
1. 基本理念	22
2. 基本方針	23
3. 施策体系	24
第5章 健康増進計画	25
1. 栄養・食生活	25
2. 身体活動・運動	32
3. 休養・ストレス・こころの健康づくり	35
4. たばこ	41
5. 飲酒	46
6. 歯の健康	49
7. 生活習慣病	53
8. 親子の健康づくり	58
第6章 食育推進計画	63
1. 基本的な食習慣	63
2. 食を通じたコミュニケーション	68
3. 食を知り、学ぶ	72

第7章 自殺対策計画	76
1. 計画策定の概要	76
2. 計画の基本認識	77
3. 本町の状況	78
4. 自殺対策への取り組み	84
第8章 ライフステージ別の取り組み（健康増進計画・食育推進計画）	90
第9章 計画の推進	92
1. 計画の推進体制	92
2. 各主体の役割	93
3. 計画の進捗管理と評価・見直し	94
資料編	95
1. 策定経過	95
2. 新温泉町健康づくり推進協議会委員名簿	96
3. 新温泉町健康づくり推進協議会要綱	97

第 1 章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

日本の平均寿命は生活環境の改善や医療の発展により飛躍的に延び、世界でも有数の長寿国となりました。一方で、社会環境及び生活習慣の変化や多様化、運動不足等によって、生活習慣病等の病気にかかる人が増えています。また、少子高齢化が急速に進む中、認知症や寝たきり等、介護を必要とする人の増加により、医療費や介護給付費の社会的な負担も深刻な問題となっています。

さらに食生活や食をとりまく環境についても、急速な経済発展に伴う、生活水準の変化やライフスタイルの多様化によって、食生活の乱れ、生活習慣病の増加、若い女性の痩身志向等が問題となっています。

国では、社会全体で個人の健康づくりを推進していくため、平成 12 年に「健康日本 21」が策定され、平成 14 年には健康づくりの環境を整備するため、「健康増進法」が制定されました。平成 24 年には、「健康日本 21（第 2 次）」として新たな基本方針が示され、健康寿命の延伸と健康格差の縮小、生活習慣病の発症予防・重症化の予防等を柱とした施策が進められています。加えて、母子保健の推進のため定められた「健やか親子 21」を引き継ぎ、平成 27 年には「健やか親子 21（第 2 次）」が策定されました。県では、平成 29 年に「兵庫県健康づくり推進プラン（第 2 次）」が策定され、健康寿命のさらなる延伸のために、健康づくりと疾病予防に重点を置いた取り組みが進められています。

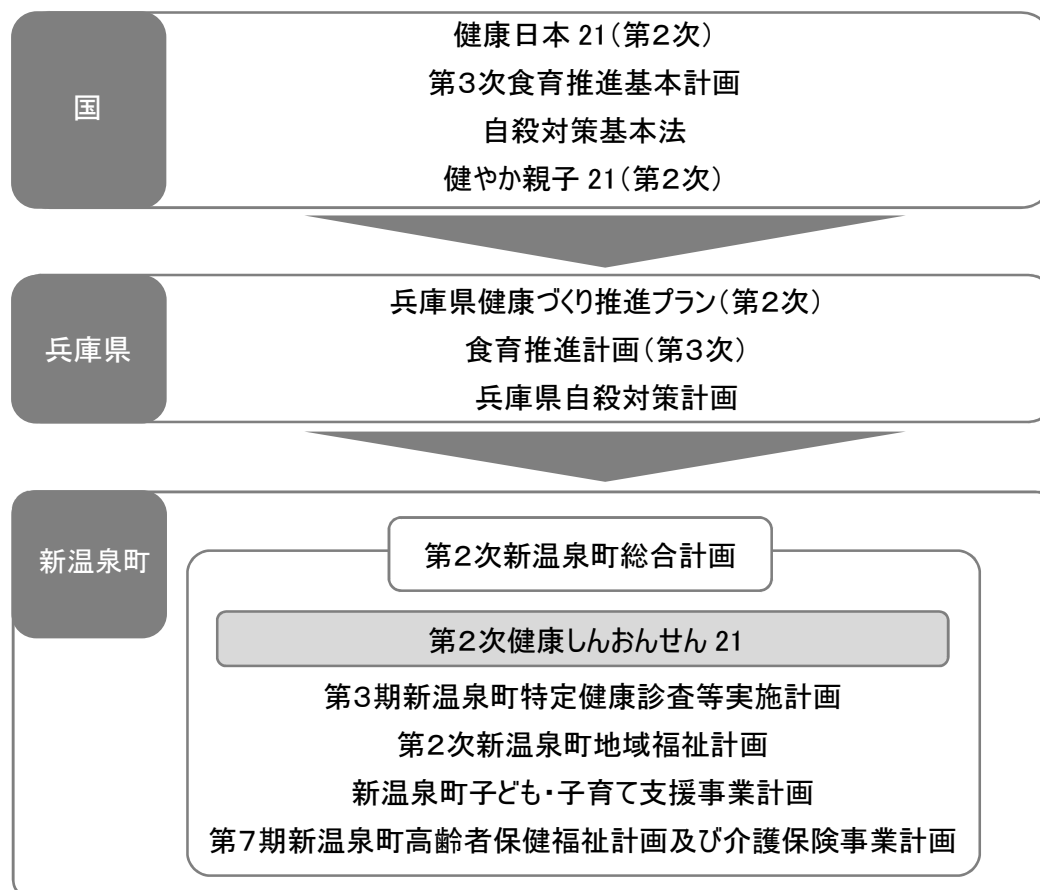
食育分野について、国では、平成 28 年に「第 3 次食育推進基本計画」が策定され、若い世代への食育強化や多様な暮らし方を支援する食育の推進等が掲げられました。県では、「食育推進計画（第 3 次）」が策定され、食育による地域づくりの取り組みが、実践と連携を通じて進められています。

本町では、平成 20 年に「新温泉町健康増進計画」・「新温泉町食育推進計画」を策定し、その後、平成 25 年に計画の見直しを行い、「新温泉町健康増進計画（後期）」・「新温泉町食育推進計画（後期）」（以下、「前計画」とする。）を策定しました。今回、前計画の期間が満了を迎えるにあたり、国や県の方針との整合を図りながら、新たに「健やか親子 21（第 2 次）」、「自殺対策基本法」を踏まえ、「第 2 次健康しんおんせん 21（新温泉町健康増進計画・新温泉町食育推進計画・新温泉町自殺対策計画）」（以下、「本計画」とする。）を策定しました。

2. 計画の位置づけ

本計画は、国の定める「市町村健康増進計画」、「市町村食育推進計画」、「市町村自殺対策計画」として策定します。また、「第2次新温泉町総合計画」を上位計画とし、「第3期新温泉町特定健康診査等実施計画」、「第2次新温泉町地域福祉計画」、国の「健やか親子21」の内容を含む「新温泉町子ども・子育て支援事業計画」、「第7期新温泉町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」等の各種計画との整合を図りながら、施策を展開していきます。

■計画の位置づけ



3. 計画の期間

計画期間は平成30年度から平成39（2027）年度までの10年間とします。ただし、各指標の目標値は5年後の平成34（2022）年度を目標として設定します。平成34（2022）年度には、計画の中間評価を行うとともに、この目標指標の見直しを行います。また、国や県の方針、社会状況の変化等により計画の変更が必要となった場合には、随時計画の見直しを行います。

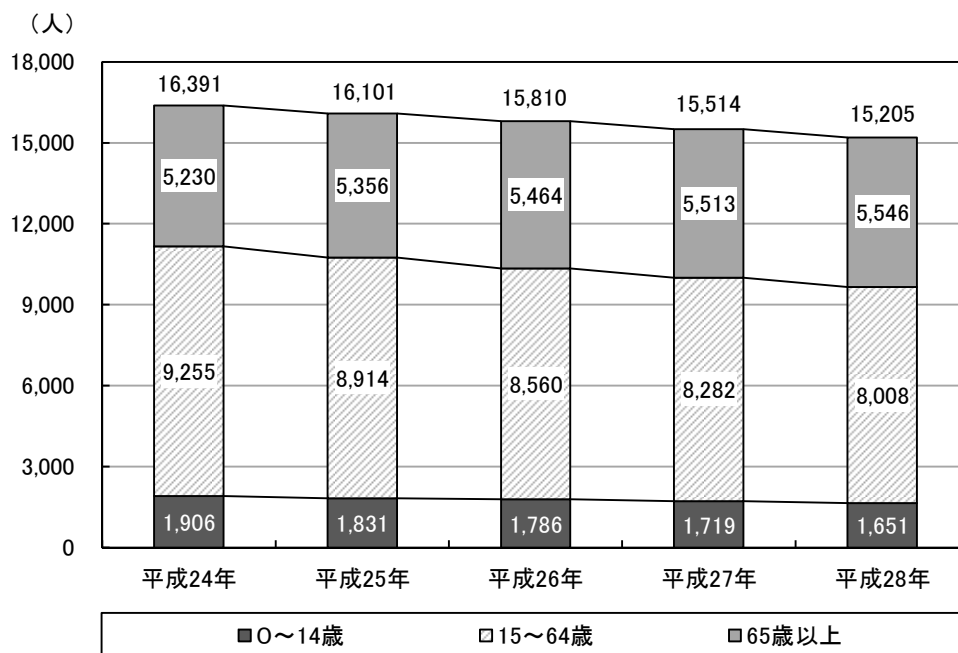
第2章 本町の現状

1. 人口等の状況

(1) 総人口

総人口の推移をみると、年々減少傾向にあります。また、年齢3区分別人口は、65歳以上の人口が増加しているのに対し、64歳以下は減少傾向にあり、少子高齢化が進んでいることがわかります。

■ 年齢3区分別人口の推移

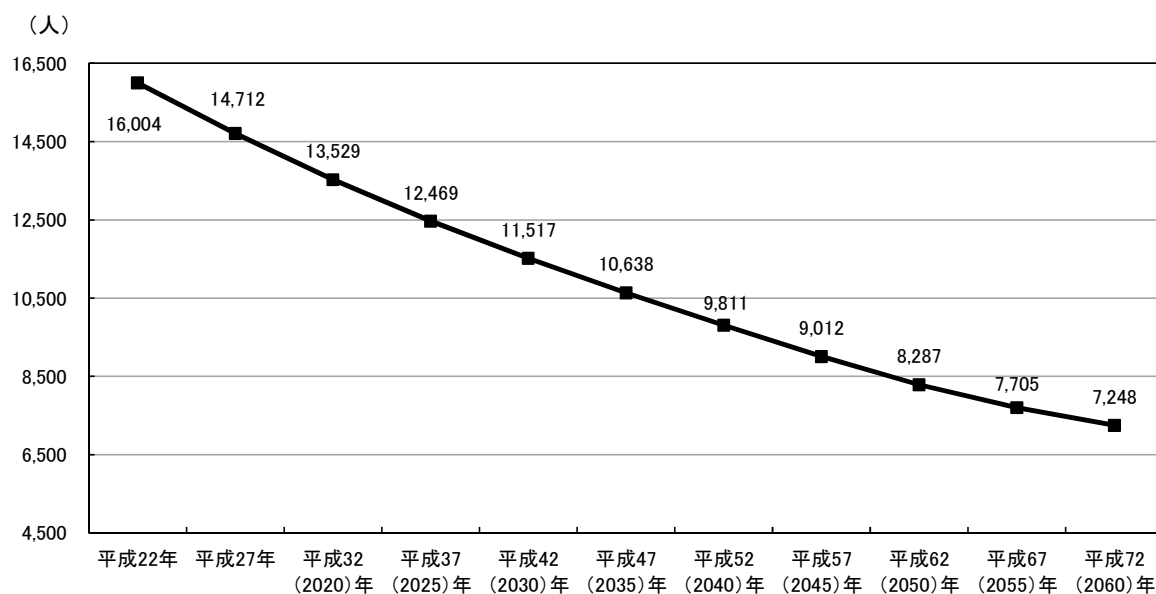


資料:住民基本台帳(各年10月1日現在)

(2) 将来人口推計

平成 27 年に策定された「新温泉町人口ビジョン」において、新温泉町では転入・転出差を縮小し、平成 62 (2050) 年には転入・転出数を同数 (移動ゼロ) にすると仮定した人口規模をめざしています。

■将来人口推計

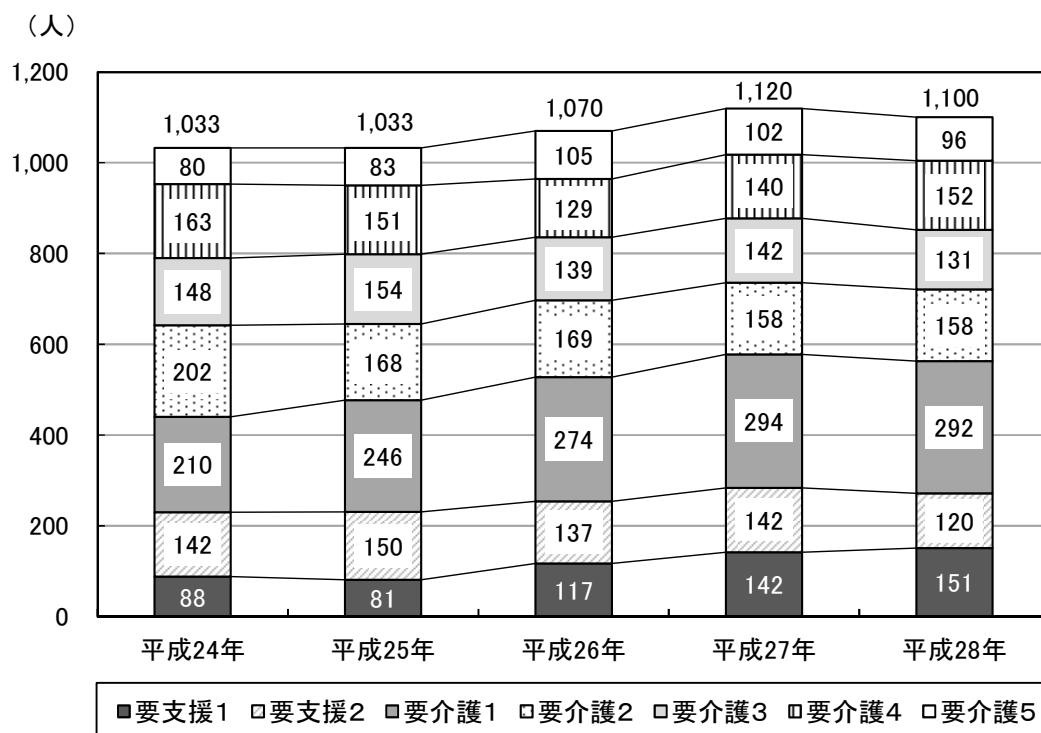


資料:新温泉町人口ビジョン

(3) 介護保険における要支援・要介護認定者数

要支援・要介護認定者数の推移をみると、平成27年をピークに、平成28年は減少傾向となっています。

■要支援・要介護認定者数の推移

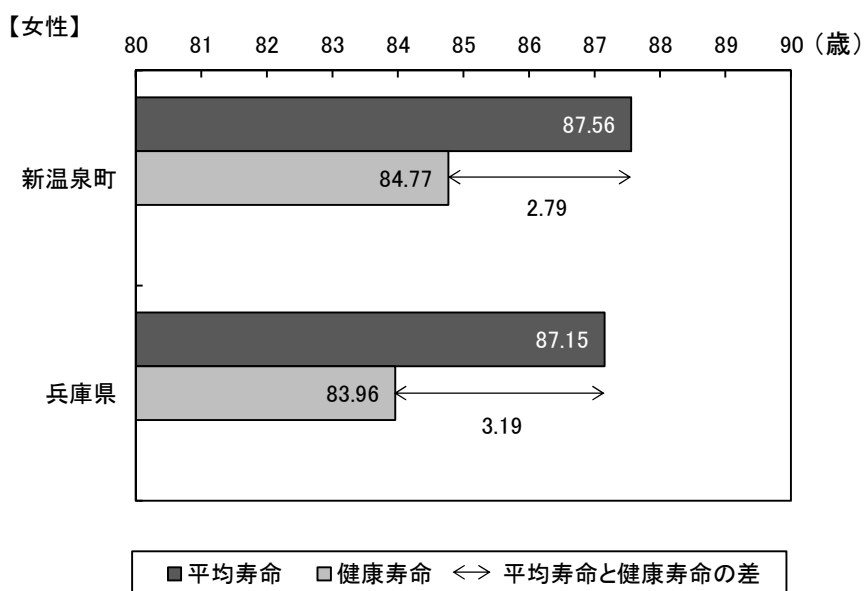
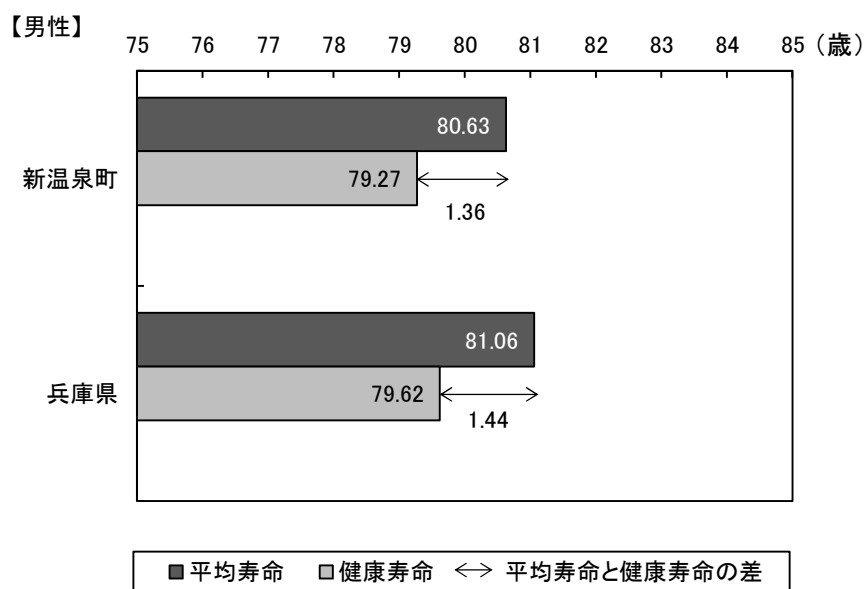


資料:介護保険事業状況報告(各年9月末)

(4) 平均寿命・健康寿命

平均寿命・健康寿命をみると、男性では健康寿命が兵庫県を下回っており、女性では上回っています。平均寿命と健康寿命の差については、男女ともに兵庫県よりも差が小さくなっています。

■男女別平均寿命・健康寿命(平成 27 年)



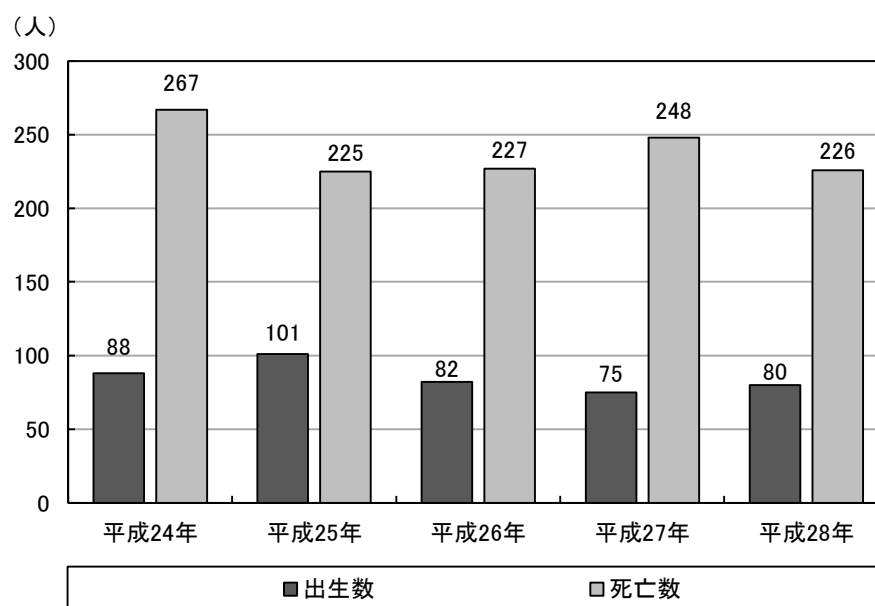
資料: 兵庫県健康増進課

2. 出生・死亡に関する統計

(1) 出生数と死亡数

出生数と死亡数の推移をみると、出生数は平成 25 年に 100 人を上回りましたが、その後は 80 人前後で推移しています。また、各年、出生数よりも死亡数が大幅に上回っています。

■出生数と死亡数の推移

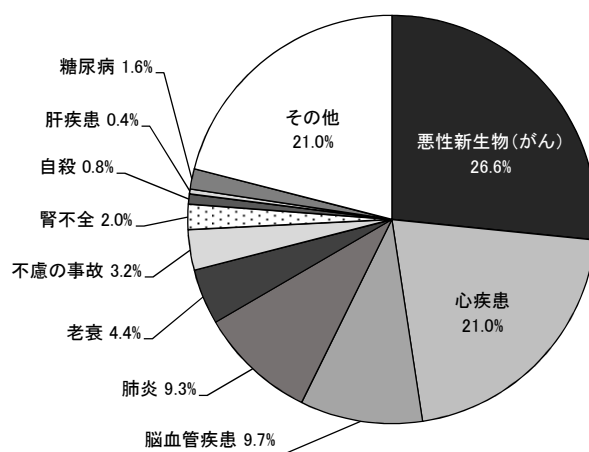


資料:人口動態調査

(2) 死因別死亡割合

平成 27 年における、死因別の死亡割合をみると、悪性新生物（がん）が 26.6%で最も多く、次いで、心疾患が 21.0%、脳血管疾患が 9.7%、肺炎が 9.3%となっています。

■死因別死亡割合(平成 27 年)



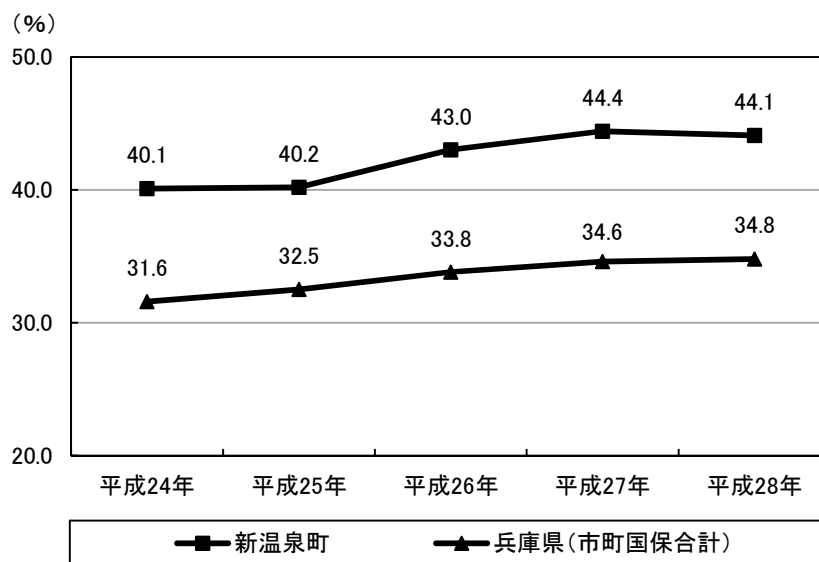
資料:保健統計年報(兵庫県)

3. 各種健（検）診の実施状況

（1）特定健診受診率

特定健診受診率の推移をみると、平成24年より増加傾向にあり、平成28年は44.1%となっています。いずれの年も県の受診率を上回っています。

■特定健診受診率の推移

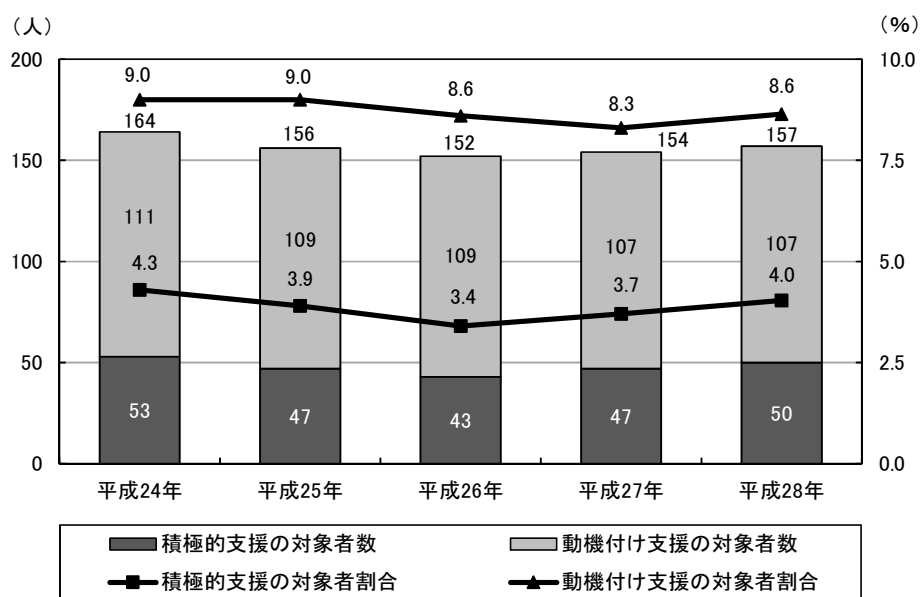


資料：特定健康診査・保健指導実績（法定報告）

(2) 特定保健指導の対象者数・対象者割合

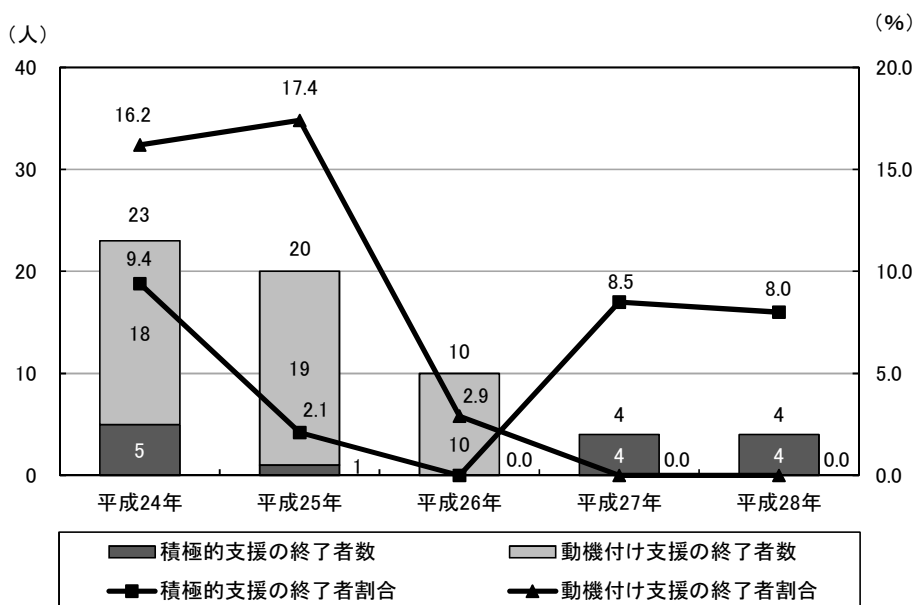
特定保健指導の対象者数をみると、積極的支援と動機付け支援を合わせて、150～160人前後で推移しています。また、特定保健指導の終了者数についてみると、積極的支援については平成24年から平成26年にかけて減少していますが、平成27年に増加しています。動機付け支援については平成25年以降減少し、平成27年以降は実績がありません。

■特定保健指導(積極的支援・動機付け支援)の対象者数・対象者割合の推移



資料: 特定健康診査・保健指導実績(法定報告)

■特定保健指導(積極的支援・動機付け支援)の終了者数・終了者割合の推移

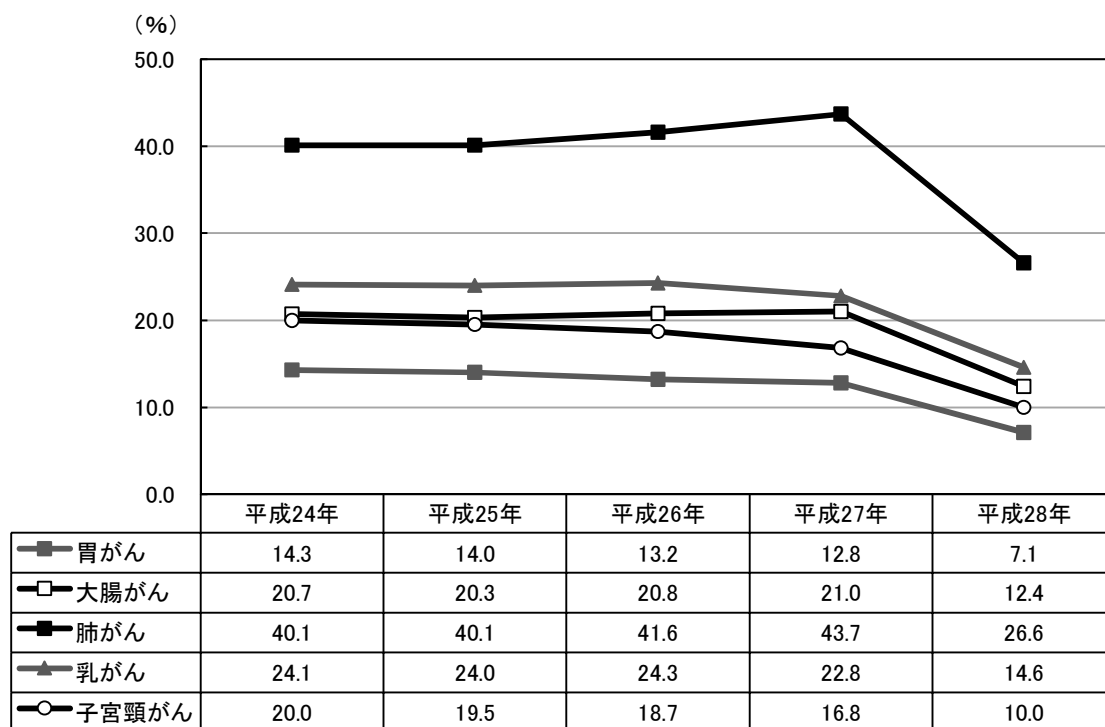


資料: 特定健康診査・保健指導実績(法定報告)

(3) 各種がん検診受診率

各種がん検診の受診率の推移をみると、平成 27 年を境に、すべてのがん検診の受診率が低下しています。肺がん検診受診率については、他のがん検診と比べて受診率が高くなっていますが、平成 28 年は平成 24 年に比べて、13.5 ポイント低下しています。その他がん検診についても、平成 26 年まではほぼ横ばいですが、平成 26 年、27 年を境に減少傾向となっています。

■各種がん検診の受診率の推移



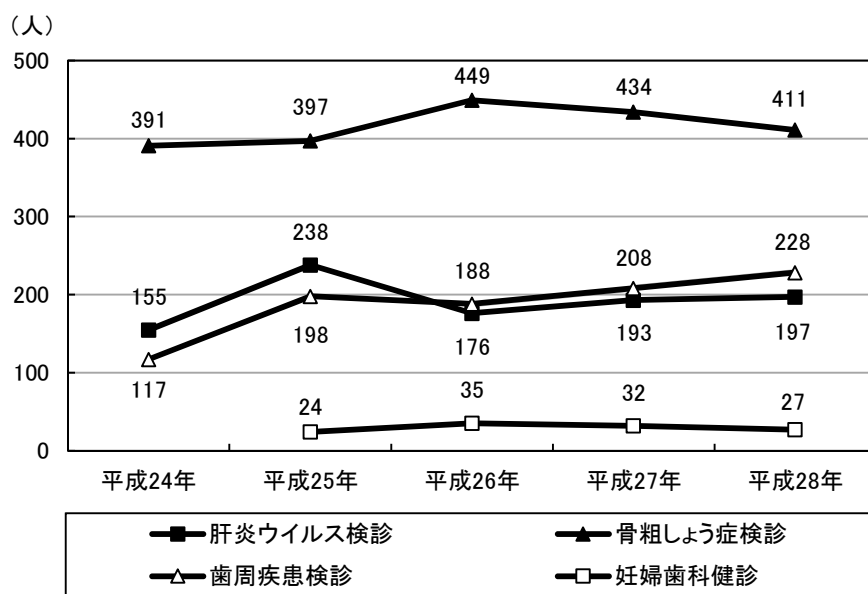
資料:新温泉町健康福祉課

※平成 27 年から平成 28 年にかけて受診率が低下した要因のひとつは、平成 28 年から調査対象者を「40 歳以上の全住民」に変更したことにより、母数が増加したためです。

(4) 成人検診受診状況

成人検診の受診状況をみると、妊婦歯科健診を除き、平成24年と平成28年を比べると、全体数は増加しており、年ごとに増加、減少を繰り返しています。平成25年から実施している妊婦歯科健診については、人数はほぼ横ばいで推移しています。

■成人検診の受診者数の推移



資料:新温泉町健康福祉課

4. 子どもの健康に関する状況

(1) 乳幼児健康診査について

乳幼児健康診査の受診率をみると、各健診ともおおむね 100%に近い値で推移していますが、2 歳児健診（歯科）については他の健診よりもやや低い受診率となっています。

■乳幼児健康診査実施状況

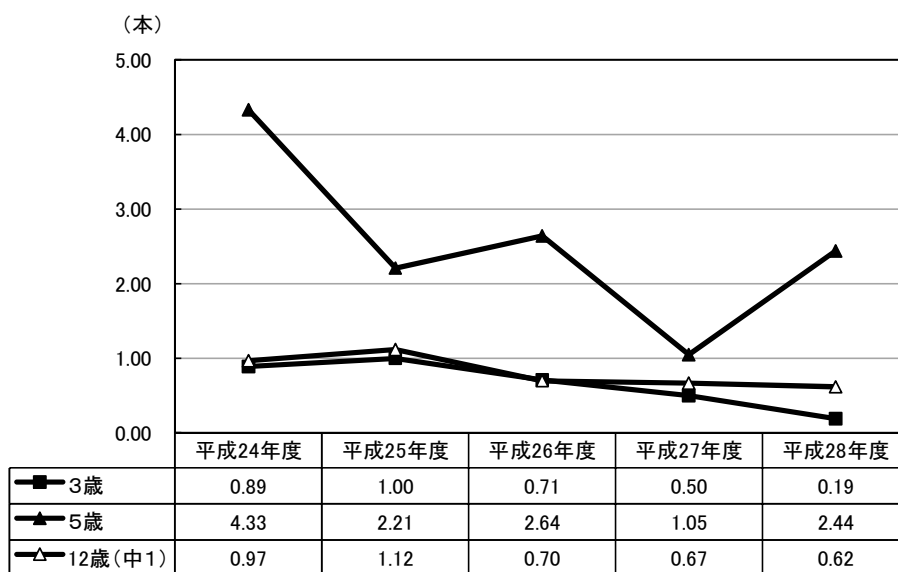
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
4か月児健診 （内科）	受診者数（人）	90	92	89	89	81
	受診率（％）	100.0	97.8	100.0	100.0	100.0
1歳6か月児健診 （内科・歯科）	受診者数（人）	104	101	74	97	83
	受診率（％）	96.3	99.0	100.0	100.0	100.0
2歳児健診 （歯科）	受診者数（人）	91	108	79	97	89
	受診率（％）	91.9	99.1	97.5	96.0	96.7
3歳児健診 （内科・歯科）	受診者数（人）	130	91	111	84	99
	受診率（％）	97.4	96.8	99.1	98.8	100.0

資料：新温泉町健康福祉課

(2) 子どもの歯の状況について

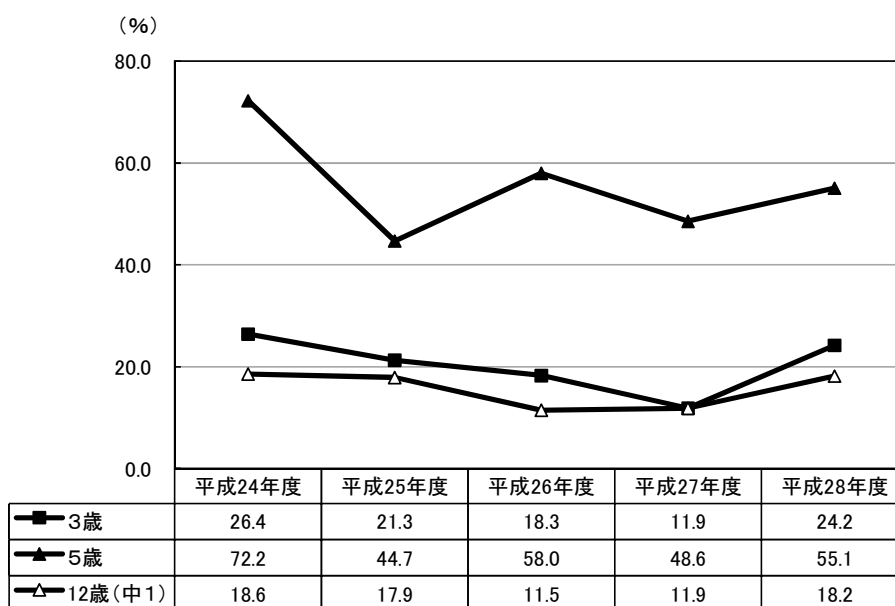
1人あたりのう歯本数をみると、3歳、12歳（中1）は平成25年度を除き、1本未満で推移しているのに対し、5歳は1本以上で推移しています。う歯有病率についてみると、3歳、12歳（中1）はおおむね30%以下で推移しているのに対し、5歳は40%を超える状態で推移しています。

■1人あたりう歯本数の推移



資料:新温泉町健康福祉課

■う歯有病率の推移



資料:新温泉町健康福祉課

5. 健康づくりや食育に関する状況

本町における健康づくりや食育に関する状況は、現在以下のようになっています。

■健康づくりに関する事業・教室の実施状況

名称	内容	実施回数(上段)・参加人数(下段)				
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
町ぐるみ健診 事後相談	町ぐるみ健診結果説明会 要精密検査受診勧奨 健康相談	13 回	8 回	10 回	10 回	10 回
		111 人	166 人	138 人	119 人	88 人
フォーラム	地域づくり研修会 公立病院、耳鼻科医師講演会	—	2 回	2 回	—	1 回
		—	250 人	183 人	—	122 人
糖尿病予防教室	病態知識 予防の啓発 ノルディックウォーキング	—	3 回	5 回	8 回	6 回
		—	73 人	58 人	203 人	133 人
水中ウォーキング	水中ウォーキングを通じて、 日常生活に運動習慣を取り 入れるきっかけづくり プールでウォーキング	10 回	10 回	10 回	10 回	10 回
		53 人	96 人	103 人	58 人	65 人
健康講座	保健師講話 ・これからの健康づくり ・地域づくり ・感染症予防 ・生活習慣病予防 ・禁煙 ・こころの健康づくり	36 回	23 回	9 回	8 回	18 回
		962 人	560 人	320 人	292 人	462 人
特定健診時における 保健指導	健診結果にあわせた生活 改善アドバイスや健康相談	10 回	10 回	10 回	10 回	10 回
		1,734 人	2,238 人	2,288 人	1,103 人	284 人
こころのケア相談	精神科医師による相談	4 回	4 回	4 回	5 回	5 回
		8 人	8 人	7 人	14 人	11 人
歯科相談	乳幼児健診～歯周病健診で 子どもから大人まで、歯を健 康に保つための相談	43 回	31 回	31 回	31 回	32 回
		635 人	585 人	546 人	561 人	575 人

資料:新温泉町健康福祉課

■食育に関する事業・教室の実施状況

名称	内容	実施回数(上段)・参加人数(下段)				
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
いずみ会研修	減塩について 高齢者の低栄養予防について	2 回	2 回	3 回	1 回	2 回
		51 人	61 人	75 人	30 人	55 人
高齢者地区、食育活動	減塩について カルシウムについて 低栄養予防について	7 回	6 回	6 回	6 回	4 回
		171 人	72 人	125 人	105 人	54 人
介護予防事業 (おたっしゃ)	減塩について カルシウムについて	4 回	2 回	—	—	—
		63 人	27 人	—	—	—
高齢者大学健康料理 教室	減塩について 低栄養予防について 熱中症予防について	7 回	7 回	6 回	7 回	7 回
		169 人	145 人	125 人	114 人	116 人
食育パートナーシップ 事業	朝ごはんについて 地産地消について	3 回	—	—	—	—
		103 人	—	—	—	—
食生活改善推進員養 成講座	減塩について 栄養素について 生活習慣病予防について 食事バランスについて	12 回	12 回	12 回	11 回	11 回
		133 人	58 人	121 人	128 人	128 人
水中ウォーキング	エネルギーについて 減塩について	2 回	2 回	2 回	1 回	3 回
		13 人	21 人	20 人	7 人	22 人
糖尿病予防教室	食事バランスについて	1 回	1 回	2 回	1 回	2 回
		13 人	26 人	20 人	17 人	54 人
オアシスたんぽぽ	食事バランスについて	1 回	—	—	—	9 回
		3 人	—	—	—	72 人
各こども園、 子育て支援センター	食べ物の働きについて	5 回	5 回	5 回	5 回	6 回
		139 人	106 人	121 人	101 人	233 人
介護予防サポーター	栄養バランスについて	—	—	1 回	—	—
		—	—	37 人	—	—
地産地消教室	料理教室 ・大根丸ごとレシピ ・飾り巻き寿司(梅の花)	—	—	—	2 回	—
		—	—	—	39 人	—
浜坂漁業協同組合健 康教室	1日の野菜摂取量について	—	—	1 回	1 回	—
		—	—	19 人	20 人	—
男の料理教室	減塩について 適正エネルギー量について	—	4 回	4 回	4 回	5 回
		—	35 人	45 人	38 人	45 人
もぐもぐ教室	離乳食の進め方について	—	4 回	6 回	4 回	4 回
		—	18 人	27 人	29 人	14 人

資料:新温泉町健康福祉課

第3章 前計画の評価

1. 健康増進計画について

■評価判定基準

◎…目標達成 ○…改善 △…改善ならず —…評価不可

(1) 栄養・食生活

【評価】

8項目中、◎が3項目、○が1項目、△が1項目となっています。

栄養・食生活においては、朝食に関する項目について目標を達成している傾向が出ています。一方、「菓子類を毎日食べる人（成人）の減少」は前回調査より数値が増加しています。

項 目	平成 23 年度 調査	平成 29 年度 目標	平成 29 年度 調査	評価
①朝食を食べる人の割合の増加	83.8%	93.0%	95.8%※1-2	◎
②食事をゆっくり食べる人の増加	53.4%	43.0%	—	—
③食品の栄養成分表示等を参考にする人の増加	男 36.4% 女 68.5%	55.0%	58.0%※1-3	◎
④菓子類を毎日食べる人（成人）の減少	24.5%	25.0%	36.5%	△
⑤牛乳をほとんど飲まない人の減少	15.7%	12.7%	—	—
⑥小学生の肥満者の割合※1-1	10.2%	—	10.9%	—
⑦20 歳代で朝食をとっていない人の減少	8.7%	10.0%	0.0%※1-4	◎
⑧食の健康協力店の増加	45 店	50 店	47 店	○

※1-1：「幼児・学童における身体状況調査」による

※1-2：「毎日食べる」「週4～6回とる」「週1～3回とる」の合計

※1-3：「参考にしている」「たまに参考にする」の合計

※1-4：25～29 歳で「まったくとらない」の割合

（２）身体活動・運動

【評価】

２項目中、○が１項目、△が１項目となっています。

身体活動・運動においては、前回より改善した項目はあるものの、目標を達成した項目はありませんでした。

項 目	平成 23 年度 調査	平成 29 年度 目標	平成 29 年度 調査	評価
①日頃から日常生活の中で健康のため意識的に体を動かすなどの運動を心がけている人の増加	60.7%	70.0%	64.0%※2-1	○
②運動習慣者の増加	27.5%	30.0%	18.1%※2-2	△

※2-1：「常に心がけている」「できるだけ心がけている」の合計

※2-2：国では「運動習慣者」を「週2回以上、1回30分以上、1年以上、運動をしている者」としているが、ここでは「週1回以上、1年以上、運動をしている」人の割合

（３）休養・ストレス・こころの健康づくり

【評価】

４項目中、◎が１項目、△が２項目となっています。

休養・ストレス・こころの健康づくりにおいては、「ストレスを感じた人の割合」が前回調査よりも減少していますが、睡眠に関する２項目については、改善がみられませんでした。

項 目	平成 23 年度 調査	平成 29 年度 目標	平成 29 年度 調査	評価
①ストレスを感じた人の割合の減少	94.4%	80.0%	79.1%※3-1	◎
②睡眠による休養が十分とれていない人の割合の減少	19.6%	18.0%	28.8%※3-2	△
③眠りを助けるためにアルコールを使う人の減少	7.4%	7.0%	8.2%	△
④ご近所であいさつをする人の割合	—	100.0%	—	—

※3-1：「かなりある」「ときどきある」の合計

※3-2：「あまりとれていない」「ほとんどとれていない」の合計

(4) たばこ

【評価】

12 項目中、◎が1 項目、○が4 項目、△が5 項目となっています。

「喫煙が及ぼす健康影響について十分な知識の普及」については、目標達成した項目がなく、今後の改善が必要です。「習慣的に喫煙をしている人の割合」については、目標を達成しています。

項 目	平成 23 年度 調査	平成 29 年度 目標	平成 29 年度 調査	評価
①喫煙が及ぼす健康影響について十分な知識の普及				
・肺がん	95.4%	100.0%	92.6%	△
・ぜんそく・気管支炎	73.2%		76.5%	○
・心臓病	43.0%		42.8%	△
・脳卒中	43.4%		43.6%	○
・胃潰瘍	20.6%		19.3%	△
・妊婦	77.4%		77.3%	△
・家族や周囲	78.5%		81.9%	○
・歯周病	24.9%		27.5%	○
②未成年の喫煙をなくす	—	0.0%	—	—
③妊婦の喫煙をなくす	—	0.0%	1.3%※4-1	△
④妊婦の家族の喫煙率の減少	—	減少	39.1%	—
⑤習慣的に喫煙をしている人の割合	14.8%	12.0%	11.9%	◎

※4-1：妊娠届時調査による（平成 28 年度）

(5) 飲酒

【評価】

3 項目中、△が2 項目となっています。

飲酒に関しては、改善や目標達成した項目はありませんでした。「『節度ある適度な飲酒』の知識の普及」については、目標値を大きく下回っており、今後の改善が望まれます。

項 目	平成 23 年度 調査	平成 29 年度 目標	平成 29 年度 調査	評価
①多量に飲酒する人の減少(3合以上)	0.0%	0.0%	1.4%※5-1	△
②「節度ある適度な飲酒」の知識の普及	31.6%	100.0%	29.7%	△
③未成年者の飲酒率	—	0.0%	—	—

※5-1：「毎日、3合以上飲む人」の割合

(6) 歯の健康

【評価】

9項目中、◎が5項目、○が2項目となっています。

歯の健康については、おおむね改善傾向にあります。

項 目	平成 23 年度 調査	平成 29 年度 目 標	平成 29 年度 調査	評価
①う歯のない3歳児の増加	64.9%	80.0%	75.8%	○
②う歯のない5歳児の増加	32.3%	50.0%	57.3%	◎
③寝る前に仕上げ磨きをしている幼児の割合 の増加	67.5%	70.0%	78.5%※6-1	◎
④12 歳児の1人あたりのう歯数の減少	1.41 本	1.0 本以下	1.03 本	○
⑤個別的な歯口清掃指導を受ける児童生徒 の増加	100.0%	100.0%	100.0%	◎
⑥80 歳で 20 歯以上の歯を有する人の増加	—	増加	40.0%※6-2	—
⑦60 歳で 24 歯以上の歯を有する人の増加	—	増加	43.7%※6-3	—
⑧定期的な歯石除去や歯面清掃を受ける人 の増加	32.3%	35.0%	44.9%	◎
⑨かかりつけ歯科医のある人の増加	73.7%	75.0%	75.4%	◎

※6-1：1 歳児～5 歳児で、「毎日している」と回答した割合

※6-2：75 歳以上で、「20 本以上ある」と回答した割合

※6-3：55～64 歳で、「24 本以上ある」と回答した割合

(7) 生活習慣病

【評価】

13項目中、◎が2項目、○が3項目、△が8項目となっています。

項目の中でも、特定健診・保健指導受診率・がん検診受診率が目標値を下回っています。一方、「定期的に健康診査を受けている人の割合」や「健診での糖尿病異常率の低下（空腹時血糖値）」については、目標値を達成しています。

項 目		平成 23 年度 調査	平成 29 年度 目標	平成 29 年度 調査	評価
①特定健診・保健指導受診率の向上	特定健診	36.9%	特定健診 60.0%	44.1%	○
	保健指導	—	特定保健指導 45.0%	2.5%	△
②成人肥満者(BMI $\geq$ 25.0)の減少※		23.1%	20.0%	22.7%	○
③がん検診受診率の 向上	胃がん検診	14.3%	20.0%	7.1%	△
	肺がん検診	38.7%	45.0%	26.6%	△
	大腸がん検診	19.2%	28.0%	12.4%	△
	乳がん検診	25.0%	30.0%	14.6%	△
	子宮頸がん検診	19.6%	25.0%	10.0%	△
④定期的に健康診査を受けている人の割合		76.9%	80.0%	82.7%	◎
⑤メタボリックシンドロームの意味を知っている人の割合		68.1%	80.0%	70.5%	○
⑥かかりつけ医がある人の割合		74.4%	80.0%	72.0%	△
⑦健診での糖尿病異常率の低下(空腹時血糖値)※		9.8%	減少	5.2%	◎
⑧健診でのメタボリックシンドローム該当者の減少※		16.3%	減少	18.3%	△

※対象は国保加入者 40～74 歳の特定健診受診者

2. 食育推進計画について

【評価】

11 項目中、○が 3 項目、△が 4 項目となっています。

食事の項目は、目標値に届かないものが多く、今後の課題となっています。

項 目		平成 23 年度 調査	平成 29 年度 目標	平成 29 年度 調査	評価
①栄養のバランスを考えて食事をとっている人の割合		87.3%	93.0%	89.5%※	○
②朝食を毎日食べる人の割合	幼児	91.9%	93.0%	92.0%	○
	小学生	91.9%	93.0%	89.8%	△
	25 歳以下	83.8%	85.0%	—	—
③食事のあいさつができる幼児の割合の増加		56.2%	57.3%	49.4%	△
④一人で朝食を食べる人の割合	幼児	2.5%	減少	5.1%	△
	小学生	7.4%	減少	12.6%	△
⑤農林漁業を体験した子ども数の増加		—	増加	・水産教室 20 人 ・美方大納言 ぼたもち作り 4 回、90 人 ・稲刈り体験 100 人	—
⑥伝統的な食文化の継承事業の開催		—	増加		
⑦食育の意義を理解し、食育活動を実践している人の増加		—	増加	—	—
⑧メタボリックシンドロームの意味を知っている人の割合の増加		68.1%	80.0%	70.5%	○
⑨食事作りに参加する人の割合		—	増加	—	—

※「考えてとっている」「少しは考えてとっている」の合計

第4章 計画の基本方針

1. 基本理念

本町では、がんや心疾患、脳血管疾患、肺炎による死亡割合が高く、病気の発症予防・重症化予防が重要な課題となっています。

こうした状況の改善にむけ、特定健診や町ぐるみ健診のさらなる推進や、正しい食生活の定着や食育の推進、こころの健康づくり、母子保健の推進等、生活習慣を見直し、健康の維持・増進に努め、いつまでも元気に過ごすことをめざした取り組みが必要です。

健康づくりは、住民一人ひとりが主体となって行うことが第一となりますが、一人で継続して取り組むことは容易ではありません。

本計画は、新温泉町全体が一丸となって健康づくりに取り組んでいくため、町行政、団体、学校等が連携し、みんなで健康づくりに取り組んでいくことが重要です。また、本町では町の資源である温泉を利用した健康づくりを推進していきます。

本計画においては、誰もが住み慣れた地域で充実した人生を送ることができるまちの実現にむけて、下記の基本理念を定めます。

健康長寿のまち 新温泉

2. 基本方針

（１）生活習慣病の発症予防と重症化予防の推進

生活習慣病の発症予防においては、食生活の改善や運動習慣の見直し等といった生活習慣の改善によって発症を予防する一次予防の考え方が重要となります。本町ではこの一次予防と、健（検）診等による重症化予防に重点を置いた対策を推進し、糖尿病や循環器疾患等の発症・重症化予防に取り組みます。

（２）生涯を通じた健康づくり

生涯を通じ、健やかでこころ豊かに生活するためには、健康増進の基本要素となる、「栄養・食生活」、「身体活動・運動」、「休養・ストレス・こころの健康づくり」、「たばこ」、「飲酒」、「歯の健康」といった生活習慣に関する分野の改善が重要です。さらに、本町では「生活習慣病」、「親子の健康づくり」の分野を含め、8分野において生涯における健康づくりに取り組みます。

（３）母子保健の推進

母子保健は、すべての子どもが健やかに育つための健康づくりの出発点であり、次世代を担う子どもたちを健やかに育てるための基盤となります。本町では、妊娠期の支援や母子の不安に対する相談支援、出産後の栄養指導や歯科健診等の切れ目ない支援を行います。

（４）食育の推進

食は、心身の健康を維持するために不可欠であるとともに、生涯にわたっていきいきと暮らすために大切で、生活の基本となるものです。食を通じたコミュニケーションや食への感謝、食文化の継承等に一人ひとりが関心を持ち、意識することは、食育の観点から重要なことです。本町では、特に子どもを中心とした食育を推進することによって、家族や地域とのふれあいの輪を広げ、食への感謝や食文化を伝えることにより、豊かなこころや人間性を育みます。

（５）こころの健康づくり

こころの健康を保つことは、生涯にわたっていきいきと暮らすために大切なことです。十分な休養、ストレスとの付き合い方、生きがいや趣味、人とのふれあいを持つこと等がこころの健康を保つために重要となります。本町では、誰もがいきいきと暮らすことができるよう、こころの健康づくりの啓発や、地域との交流を推進します。

3. 施策体系

基本理念

健康長寿のまち 新温泉

基本方針

- (1) 生活習慣病の発症予防と重症化予防の推進
- (2) 生涯を通じた健康づくり
- (3) 母子保健の推進
- (4) 食育の推進
- (5) こころの健康づくり

健康増進計画

栄養・食生活

飲酒

身体活動・運動

歯の健康

休養・ストレス・
こころの健康づくり

生活習慣病

たばこ

親子の健康づくり

食育推進計画

基本的な食習慣

食を通じたコミュニケーション

食を知り、学ぶ

自殺対策計画

【重点取り組み】◆子ども・若年層の自殺対策

自殺のリスク要因を抱える人への支援

年代に応じた自殺対策の推進（中高年・高齢者層）

住民主体の地域づくりへの支援

第5章 健康増進計画

1. 栄養・食生活

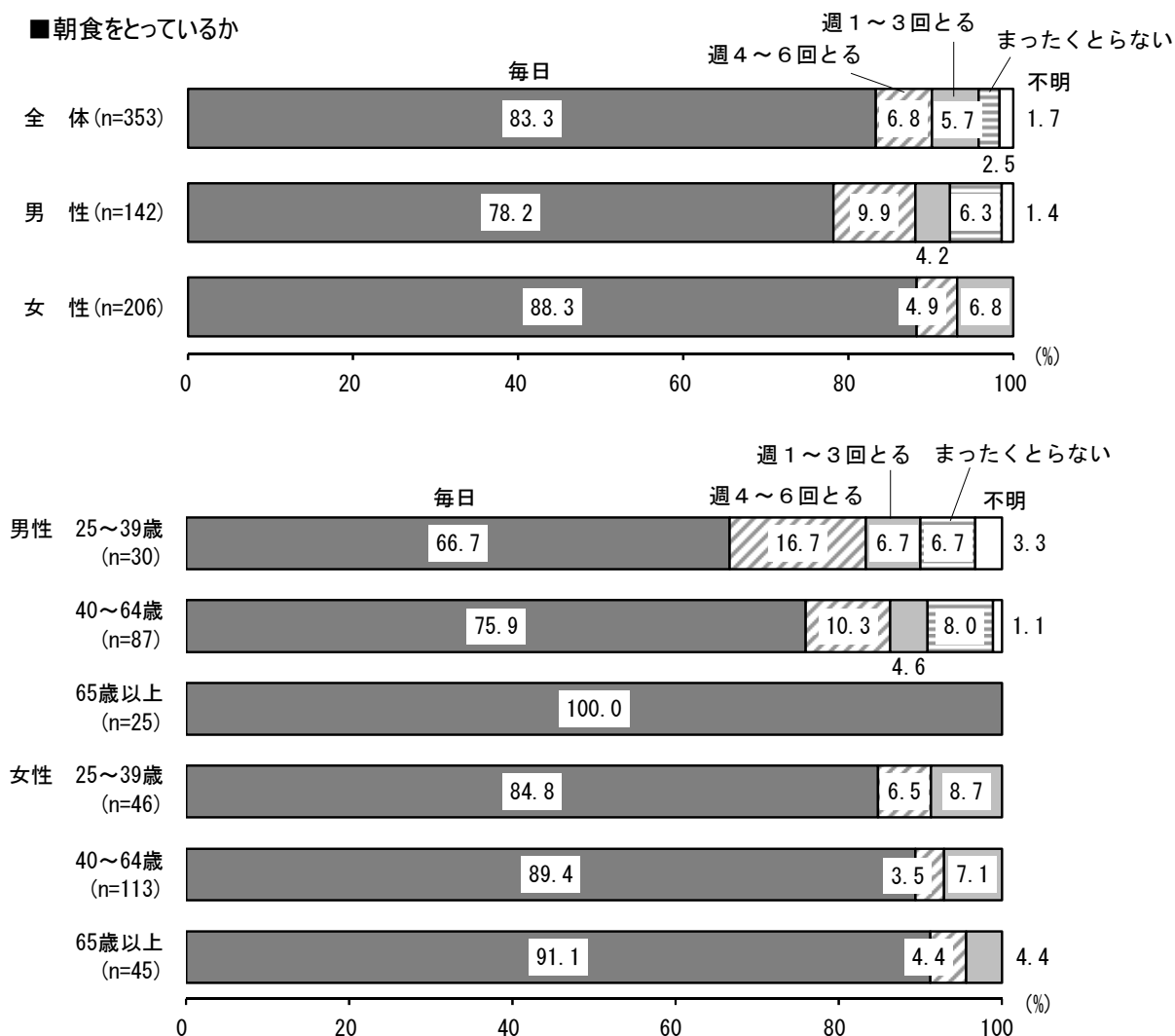
栄養や食生活について正しい知識を持ち、取り組みを行うことは、子どもの健やかな成長や生活習慣病の予防、健康な体とところをつくるために欠かせないものです。

新温泉町は、小学生の肥満率が兵庫県内で最も高いため、子どもの頃から正しい食生活を身につけられるような取り組みを推進する必要があります。

現状と課題

【朝食について】

全体で、朝食を「毎日」食べている人の割合が8割を超えています。男女別にみると、女性より男性の方が朝食を食べていない傾向がみられ、男性の25～64歳では「まったくとらない」との回答もみられます。

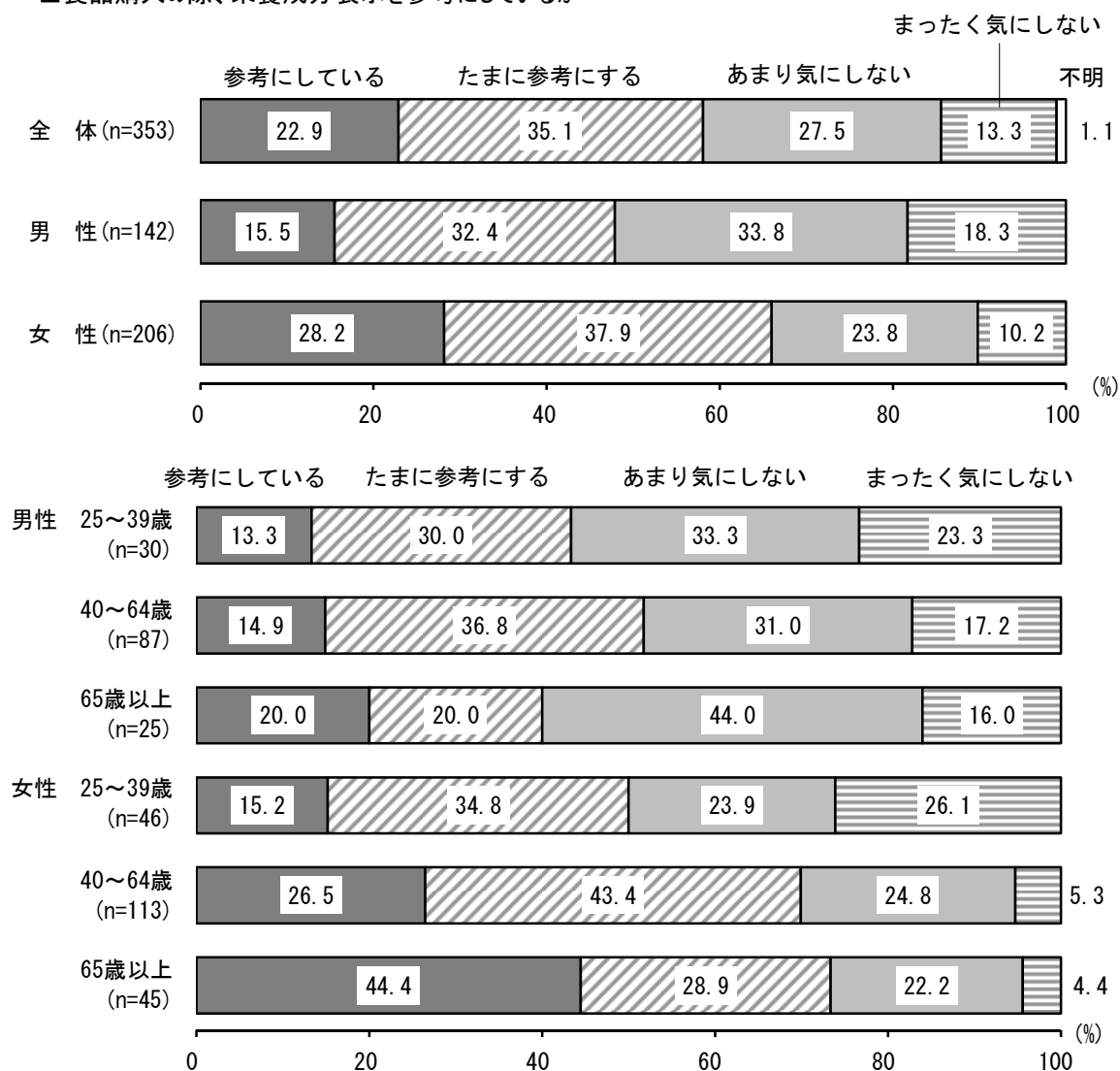


資料：平成29年度アンケート調査〔問8〕

【栄養への意識について】

食品購入の際に栄養成分表示を参考にしているかどうかをみると、女性より男性の方が「あまり気にしない」と「まったく気にしない」を合わせた『気にしない』の割合が高くなっています。

■食品購入の際、栄養成分表示を参考にしているか



資料:平成 29 年度アンケート調査〔問 10〕

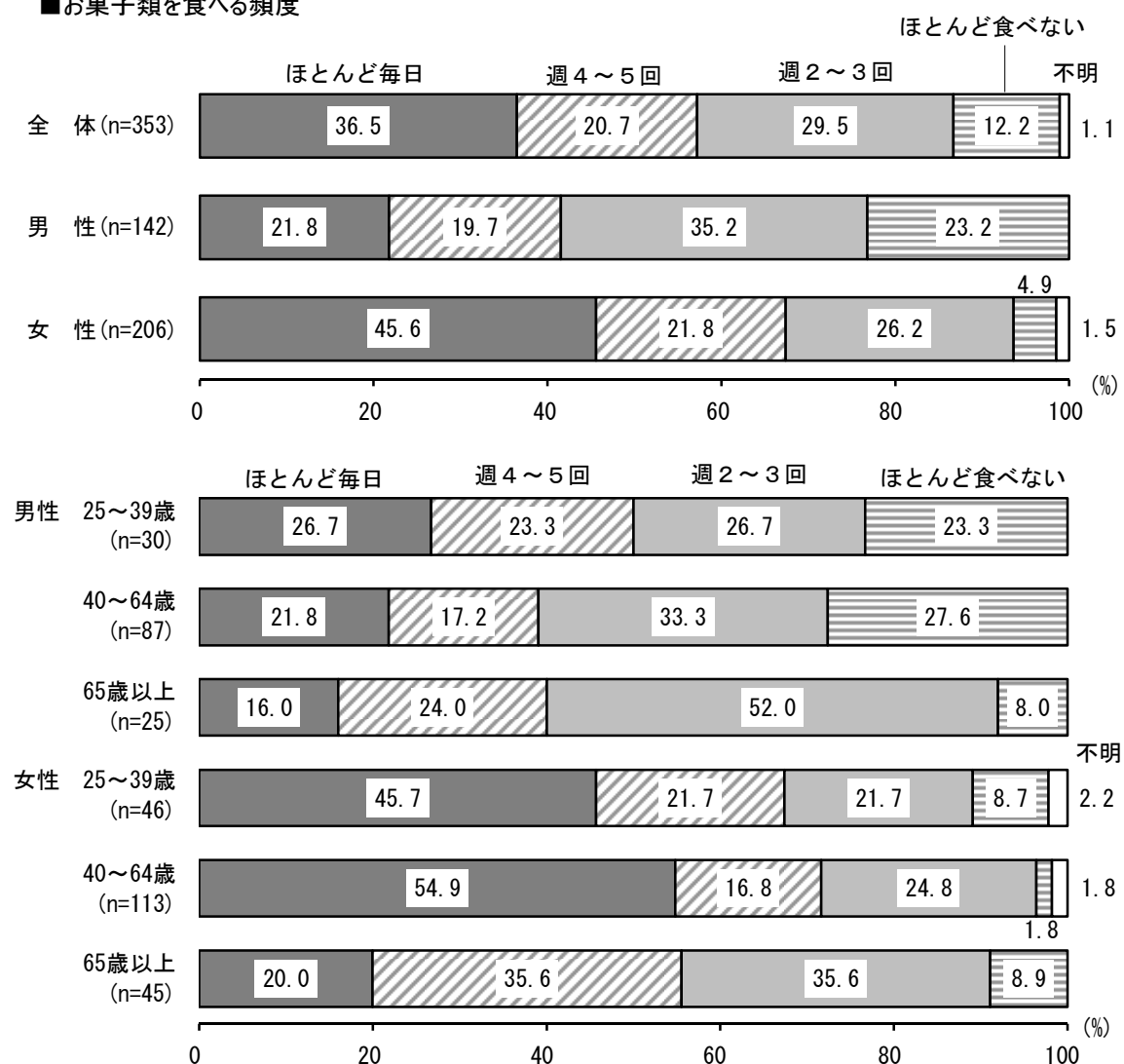
【お菓子類を食べる頻度と内容について】

お菓子類を食べる頻度については、「ほとんど毎日」が36.5%で最も多く、前回調査の平成23年度より増加傾向にあります。また、性・年齢3区別にみると、「ほとんど毎日」の割合は、特に25～64歳の女性が高い傾向にあります。

子どもが下校・降園後におやつを食べる頻度については、「毎日食べる」の割合が乳幼児では57.9%、小学生では45.2%、中学生では17.5%となっています。

また、食べているおやつの内容は「スナック菓子」が乳幼児、小学生、中学生ともに最も多くなっています。

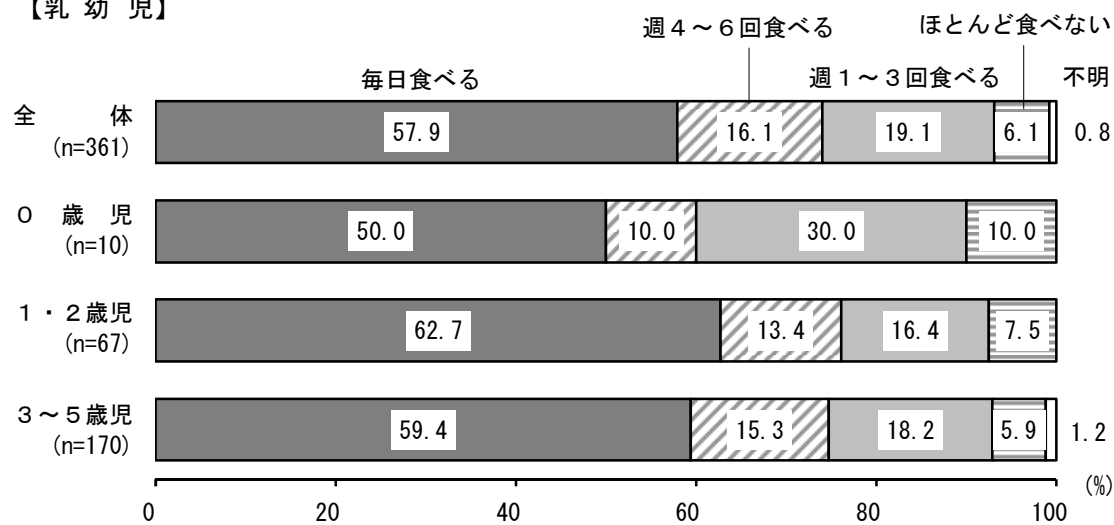
■お菓子類を食べる頻度



資料：平成29年度アンケート調査〔問12〕

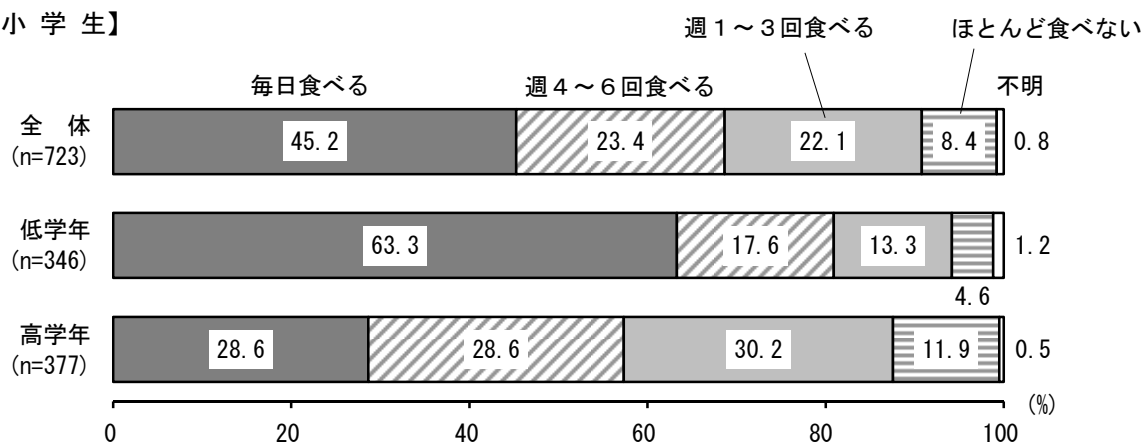
■下校・降園後おやつを食べるか

【乳 幼 児】

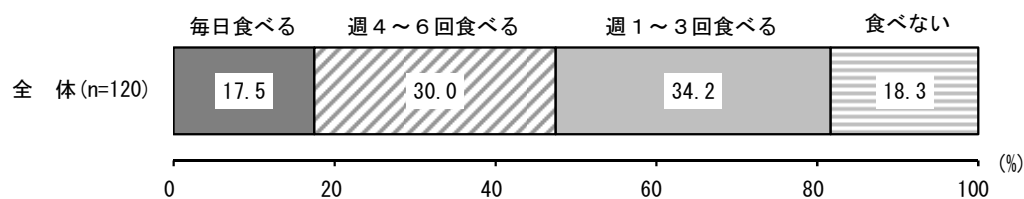


※0歳児については、参考値とする

【小 学 生】

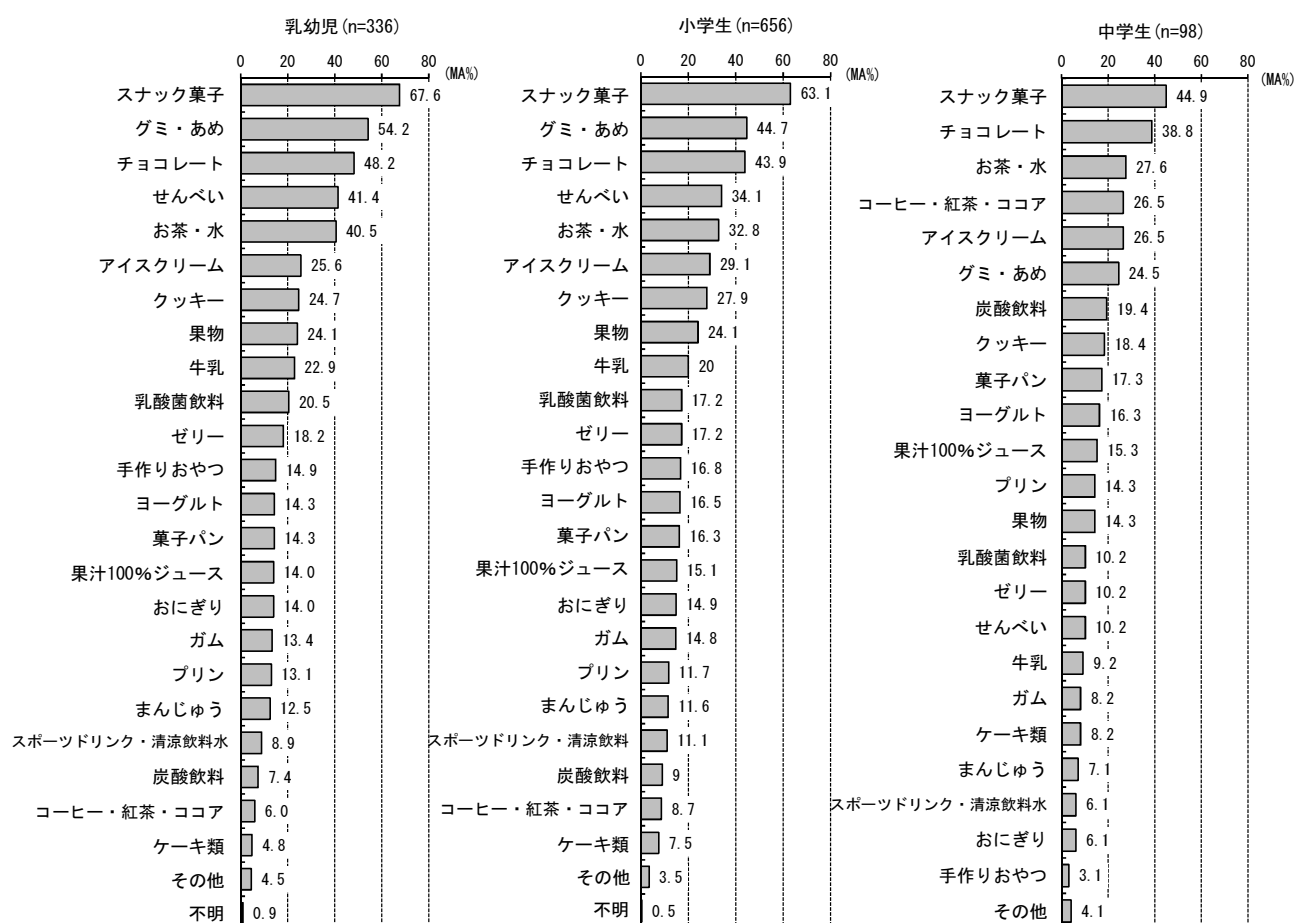


【中 学 生】



資料:平成 29 年度アンケート調査〔乳幼児問6、小学生問6、中学生問6〕

■食べるおやつの内容



資料：平成 29 年度アンケート調査〔乳幼児問6-1、小学生問6-1、中学生問6-1〕

■課題のまとめ

○食生活や栄養については、性別や年齢の違いによる意識の差が大きくなっています。正しい食生活の重要性や生活習慣病との関係性といった知識の普及・啓発に努め、食生活をよりよくするための意欲の向上を促すことが必要です。

○子ども自身やその親に対して、食の与える影響等について普及・啓発していくことが必要です。

指標設定

項 目	現状値	平成 34 (2022) 年度 目標値
①朝食を食べる人の割合	95.8%	100.0%
②食品の栄養成分表示等を参考にする人の割合	58.0%	65.0%
③菓子類を毎日食べる人(成人)の割合	36.5%	30.0%
④小学生の肥満者の割合※	10.9%	7.8%
⑤20 歳代で朝食をとっていない人の割合	0.0%	0.0%
⑥食の健康協力店の数	47 店	50 店

※小学生の肥満者の割合…県：5.9%、但馬圏域：7.8%

取り組みの内容

《行政》

- ・正しい食生活や生活習慣病の知識の普及・啓発に努めるとともに、食育教室等を通じ、食生活や栄養についての住民の方々の意識向上に努めます。
- ・子どもの食習慣について、園、小・中学校と連携し、食と栄養についての食育教室や朝食の大切さ、共食の大切さについての周知・教育を目的とした食育媒体の配布を行い、正しい知識の定着に努めます。また、園や子育て支援センターでは食育教育の取り組みを行います。
- ・乳幼児健診、食育教室等で食についての相談・啓発活動を行います。

《住民全世代》

- ・朝食の重要性を理解し、毎日食べるよう心がけます。
- ・食に関心を持ち、自分自身の食生活を振りかえり、家族みんなでバランスのとれた食事、規則正しい食生活を心がけます。
- ・間食は、食べる量を調節したり、食べる回数を減らすなどして食べ過ぎに注意します。特に、子どもがおやつを食べる場合は、時間をきちんと決め、お菓子ばかりではなく、果物やヨーグルト等の栄養バランスを考えたものにできるよう心がけます。

★間食に気をつけましょう

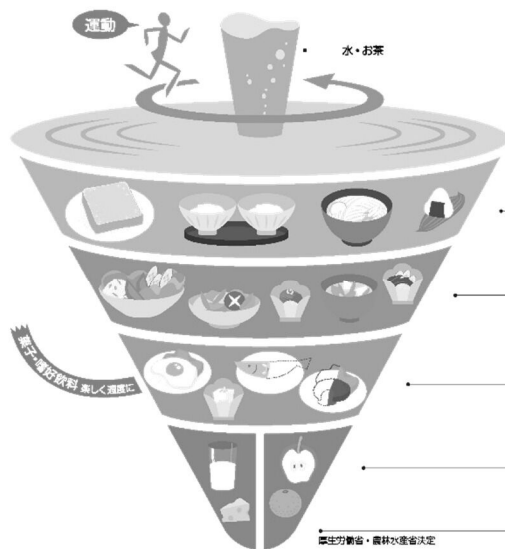
お菓子等の間食は、栄養補給や気分転換、生活に潤いを与える一方で、食べ方や量によっては肥満等の健康への悪影響を及ぼしてしまふことがあります。大切なのは、どのお菓子にどのくらいのエネルギーやこういった栄養素が含まれているのかを知り、食べ過ぎないように量を調節したり、食べる回数を減らすことです。

参考：厚生労働省 e-ヘルスネット

★バランスのとれた食事をめざし、みんなで「食事バランスガイド」を活用しましょう

「食事バランスガイド」とは、望ましい食生活を示した「食生活指針」を具体的な行動に結びつけるため、1日に「何を」「どれだけ」食べたらよいかの目安を示したものです。バランスよく食事がとれるよう、主食、副菜、主菜、牛乳・乳製品、果物の5つのグループを以下のようなコマの形のイラストで示しています。

バランスが悪いとコマは倒れてしまいます。コマが倒れてしまわないよう、バランスのよい食事を心がけましょう。



食事 バランスガイド

あなたの食事は大丈夫？

1 日 分	料 理 例
5.7 主食(ごはん、パン、麺) つ(SV) ごはん(中量)だったら4杯程度	1つ分 = ごはん(中量)1杯、おにぎり1個、食パン1枚、ロールパン2個 1.5つ分 = ごはん(中量)1杯、うどん1杯、もみそば1杯、そばラーステー
5.6 副菜(野菜、きのこ、いも、海藻料理) つ(SV) 野菜料理5皿程度	1つ分 = 野菜サラダ、おから汁(おからの量)、肉じゃが、ほうろく、ひじきの煮物、煮豆、おからシチュー 2つ分 = 野菜の煮物、野菜炒め、芋の煮つけ、おろし
3.5 主菜(肉、魚、卵、大豆料理) つ(SV) 肉・魚・卵・大豆料理から3皿程度	1つ分 = 肉、卵、大豆料理、魚、肉のあんかけ、煮込み、肉のあんかけ、煮込み 3つ分 = ハンバーグステーキ、煮込み、肉のあんかけ、煮込み
2 牛乳・乳製品 つ(SV) 牛乳だったら1本程度	1つ分 = 牛乳、ヨーグルト、スライスチーズ1枚、ヨーグルト1パック、市販ヨーグルト
2 果物 つ(SV) みかんだったら2個程度	1つ分 = みかん、りんご、みかん、みかん、みかん、みかん

※SVとはサービング(食事の提供量の単位)の略

参考: 厚生労働省・農林水産省「食事バランスガイド」

2. 身体活動・運動

定期的な身体活動・運動を行うことは、糖尿病や高血圧等の生活習慣病や生活機能の低下に対するリスクを軽減し、生涯を通じた健康づくりに欠かせないものです。生活習慣病の発症予防や介護予防の観点からも、身体活動・運動の効果の普及、運動機会の提供等に努める必要があります。

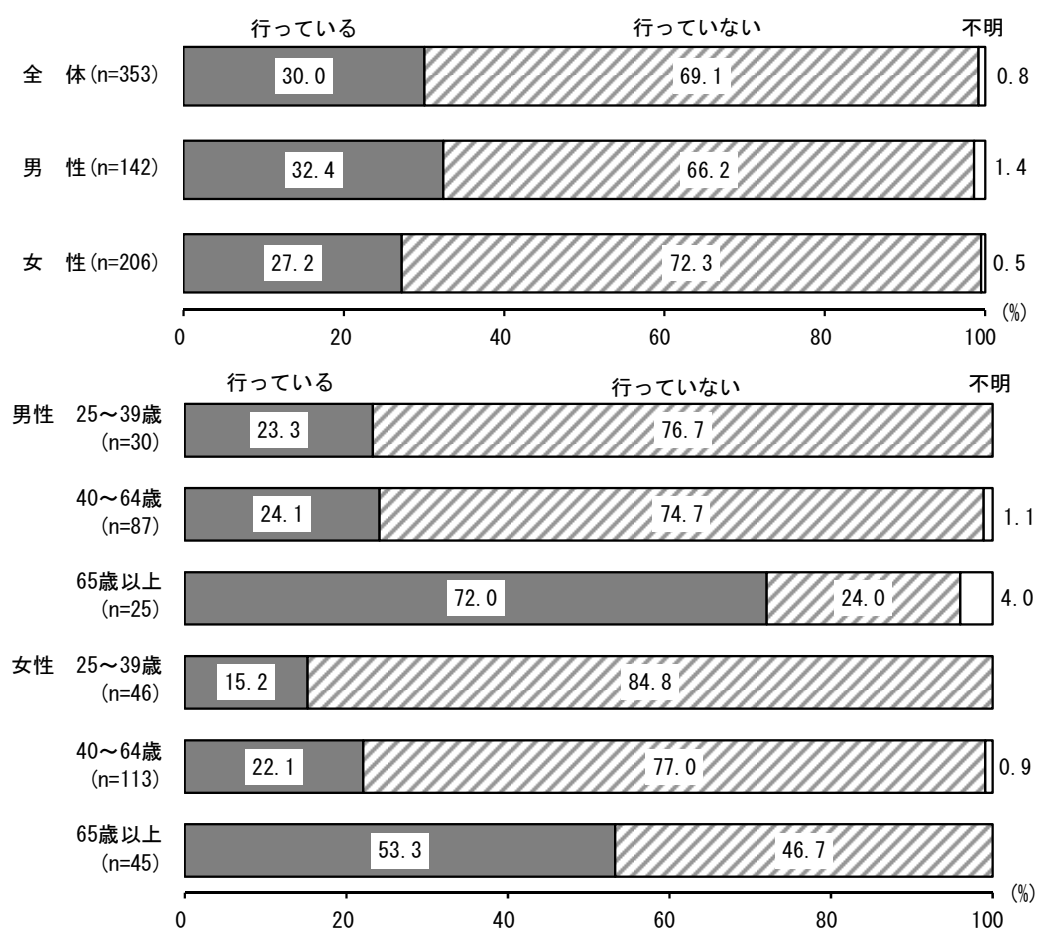
現状と課題

【運動について】

運動を定期的に「行っている」人を性・年齢別でみると、64歳以下の方と65歳以上の方の回答では大きく差が出ています。定期的に運動を「行っていない」理由については、「時間に余裕がないから」という回答が最も多く、次いで「仕事で十分からだを動かしているので」「運動するのが面倒だから」となっています。

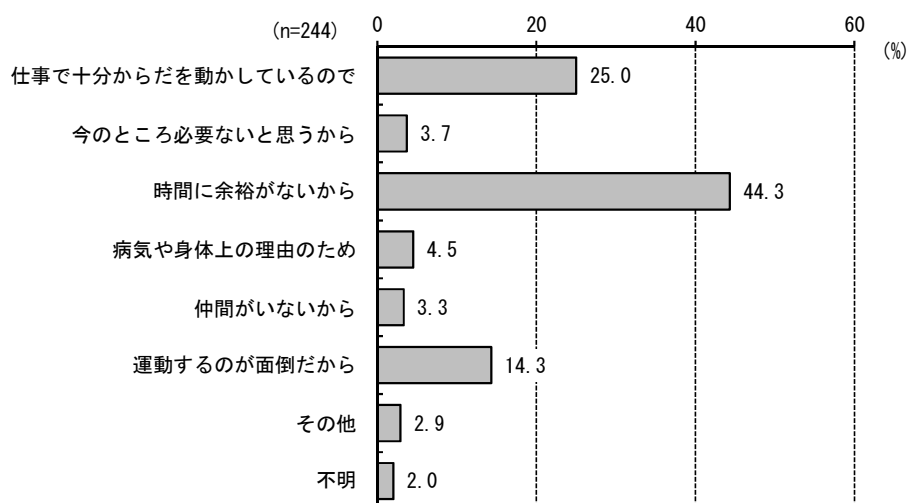
また、運動をするようになったきっかけは、「健康のことを考えて自発的に」が51.9%で最も多くなっています。

■運動を定期的に行っているか



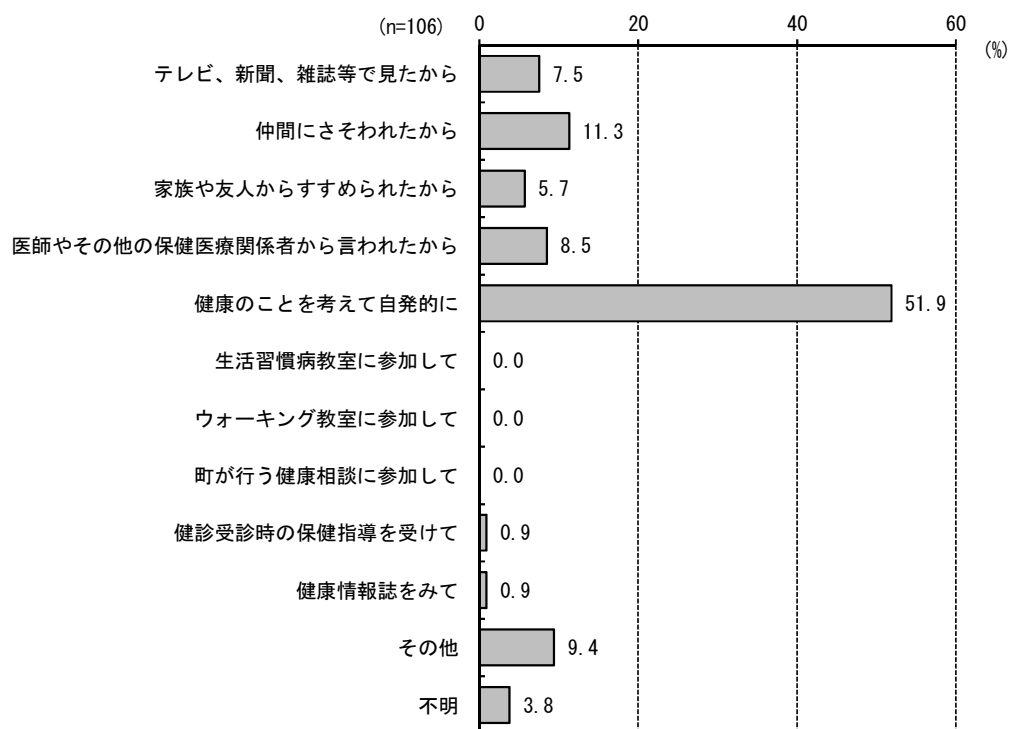
資料：平成 29 年度アンケート調査〔問 15〕

■運動をしていない理由



資料：平成 29 年度アンケート調査〔問 15-6〕

■運動をするようになったきっかけ



資料：平成 29 年度アンケート調査〔問 15-5〕

■課題のまとめ

- 若い世代で定期的に運動を行っている人が少ないことから、幅広い世代に対して啓発が必要です。
- 時間に余裕のない人でも運動に取り組めるよう、すきま時間でできる運動や、生活の中で取り入れられる運動等の普及が必要です。

指標設定

項 目	現状値	平成 34(2022)年度 目標値
①日常生活の中で健康のため意識的に体を動かすなどの運動を心がけている人の割合	64.0%	70.0%
②運動習慣者の割合	18.1%	30.0%

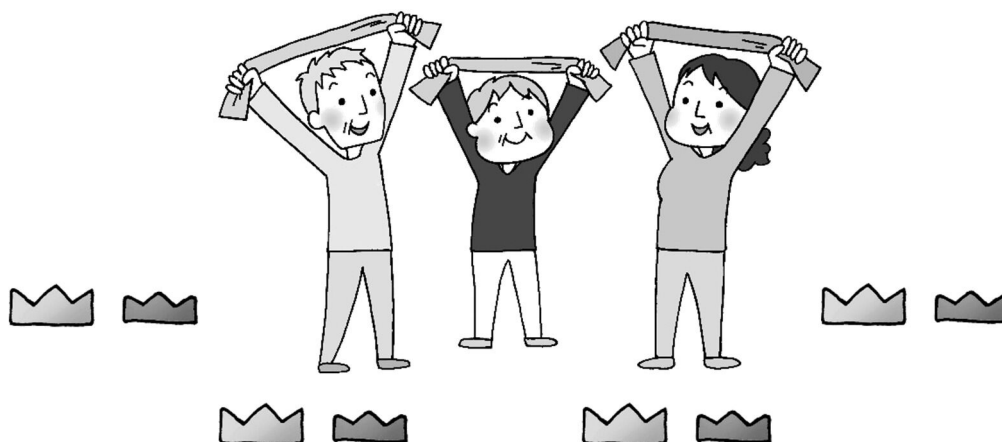
取り組みの内容

《行政》

- 運動の効果や適切な運動量等の運動に関する情報の発信を広報紙や CATV 等で行います。また、個人で取り組みやすい簡単なストレッチ等の運動や体操の普及、運動の場を提供し、運動を習慣にする人の増加に努めます。
- 区・自治会やすこやかクラブ等の団体と連携し、定期的に体を動かすよう啓発に取り組みます。
- 介護予防として、いきいき 100 歳体操等の運動の普及・啓発を推進します。
- 温泉を活用したプールでの水中ウォーキング教室を実施するなど、生活習慣病の予防に効果的な運動を習慣にする人の増加に努めます。

《住民全世代》

- すきま時間でできるストレッチや筋力トレーニングといった簡単な体操・運動を意識して行い、健康増進に努めます。
- 町や団体が実施している健康教室や健康講座に家族・友人もさそって積極的に参加をしていきます。



3. 休養・ストレス・こころの健康づくり

体の状態とこころの健康は相互に関係しており、こころの健康を維持することは、健康で豊かな生活の維持につながるものです。こころの健康づくりのためには、十分な睡眠・休養やストレスとの付き合い方を知ることが大切であり、個人の問題としてではなく、社会全体での仕組みづくりが求められています。

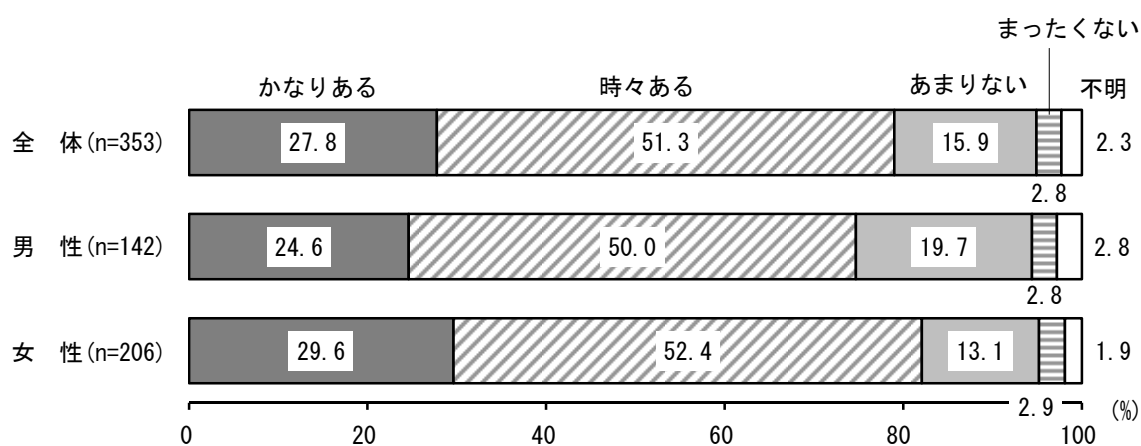
現状と課題

【ストレス等について】

日常生活でストレスを感じるかについてみると、「かなりある」と「時々ある」を合わせた『ストレスを感じることもある』は79.1%となっています。また、男性より女性の方が『ストレスを感じることもある』の割合が高くなっています。

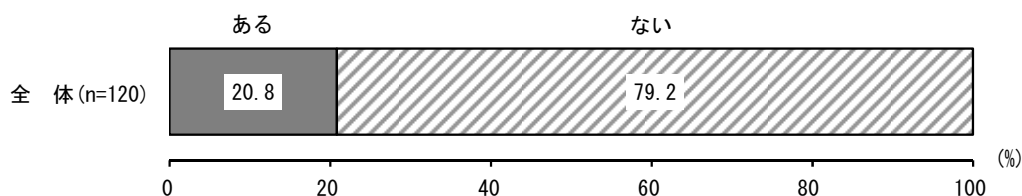
また、中学生では、20.8%の人が家庭や学校で気になることが「ある」と回答しています。

■《25 歳以上》仕事や日常生活の中で、不満、悩み、苦労等のストレスを感じることもあるか



資料：平成 29 年度アンケート調査〔問 19〕

■《中学生》家庭や学校で困っていることや気になることがあるか



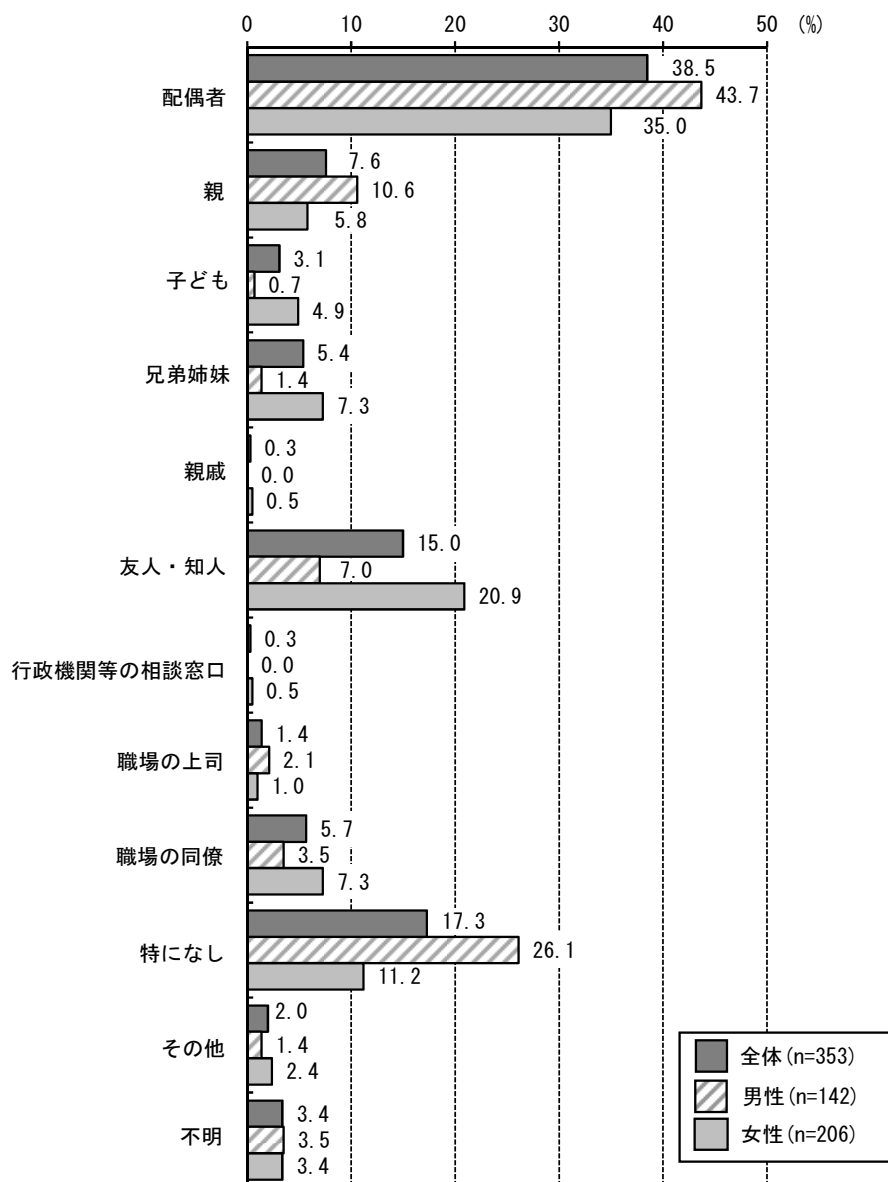
資料：平成 29 年度アンケート調査〔中学生問8〕

【相談相手について】

ストレスの相談相手は、全体で「配偶者」が38.5%で最も多く、次いで「特になし」「友人・知人」となっています。男性は女性に比べて「特になし」の割合が高く、男性の65歳以上では「特になし」と回答した方が32.0%となっています。

同様に、中学生の相談相手では「母」が36.0%で最も多く、次いで「友人」「いない」となっています。

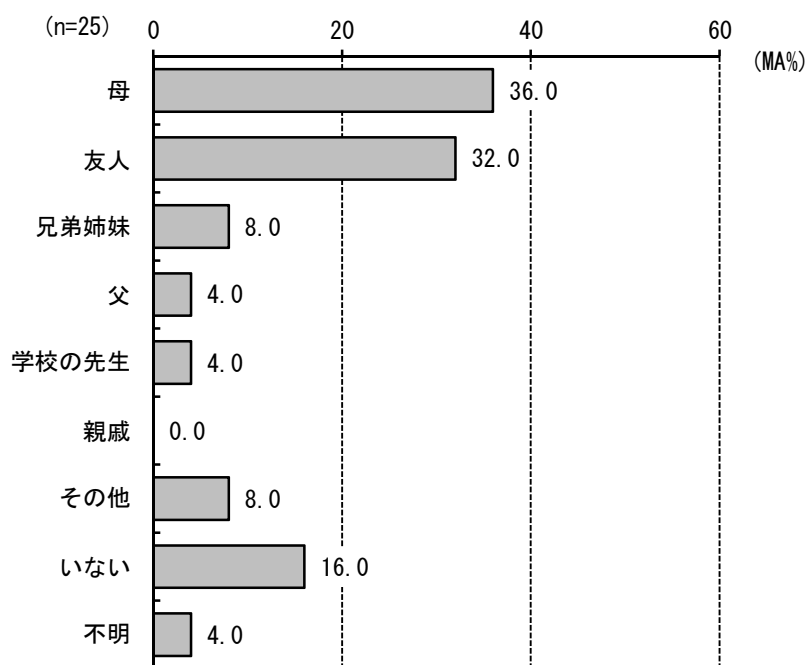
■ストレス(不満、悩み、苦労等)の相談相手



		対象者数 (n)	配偶者	親	子ども	兄弟姉妹	親戚	友人・知人	行政機関等の相談窓口	職場の上司	職場の同僚	特になし	その他	不明
性・年齢区分	男性 25～39歳	30	33.3	13.3	—	3.3	—	13.3	—	—	6.7	26.7	—	3.3
	40～64歳	87	44.8	11.5	—	1.1	—	6.9	—	3.4	3.4	24.1	2.3	2.3
	65歳以上	25	52.0	4.0	4.0	—	—	—	—	—	—	32.0	—	8.0
	女性 25～39歳	46	34.8	10.9	—	8.7	—	21.7	2.2	—	4.3	15.2	2.2	—
	40～64歳	113	35.4	6.2	4.4	4.4	—	23.9	—	0.9	11.5	6.2	1.8	5.3
	65歳以上	45	33.3	—	11.1	13.3	2.2	13.3	—	2.2	—	20.0	4.4	—

資料：平成 29 年度アンケート調査〔問 21〕

■《中学生》困っていることや気になることを誰に相談するか



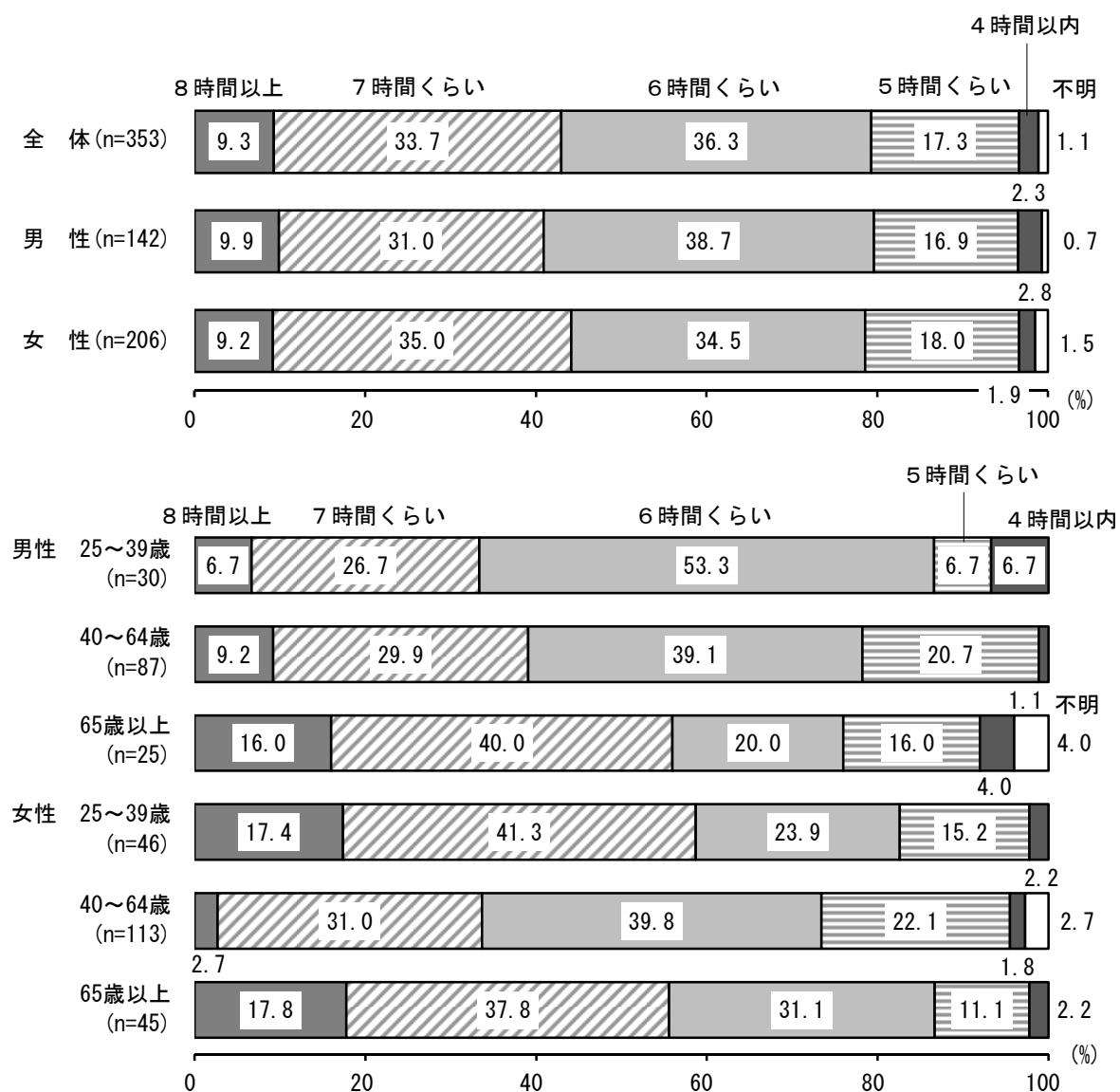
資料：平成 29 年度アンケート調査〔中学生問8-1〕

【休養について】

睡眠時間についてみると、「6時間くらい」「7時間くらい」の回答が多くなっていますが、25～39歳の男女でみると、男性は5、6時間くらいの方が6割を超える一方、女性は7、8時間くらいの方が6割近くになっているという傾向があります。

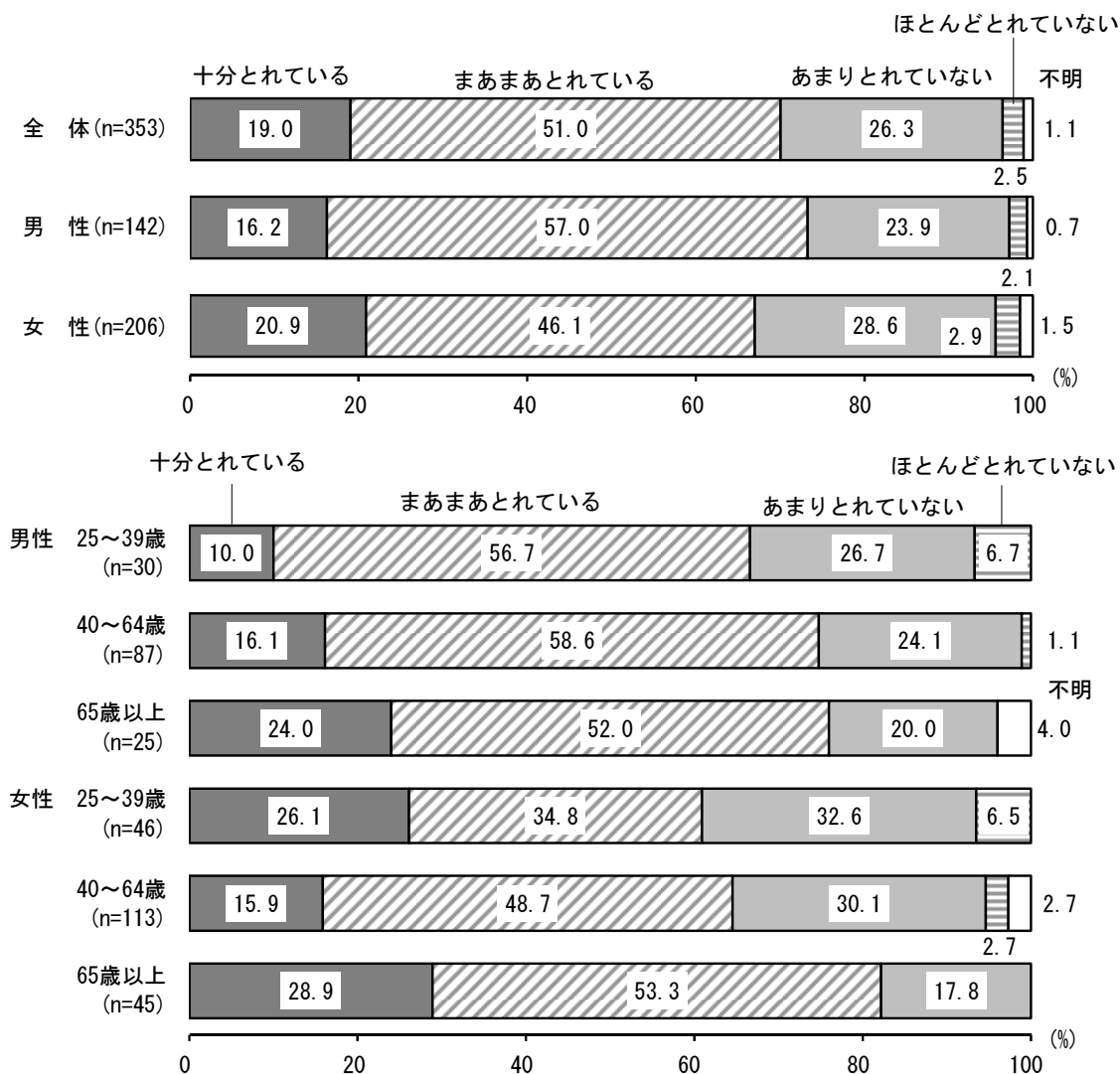
また、睡眠による休養はとれていないと感じる方は女性の方がやや高く、睡眠時間が短くなるほどその傾向が強くなります。

■1日の睡眠時間



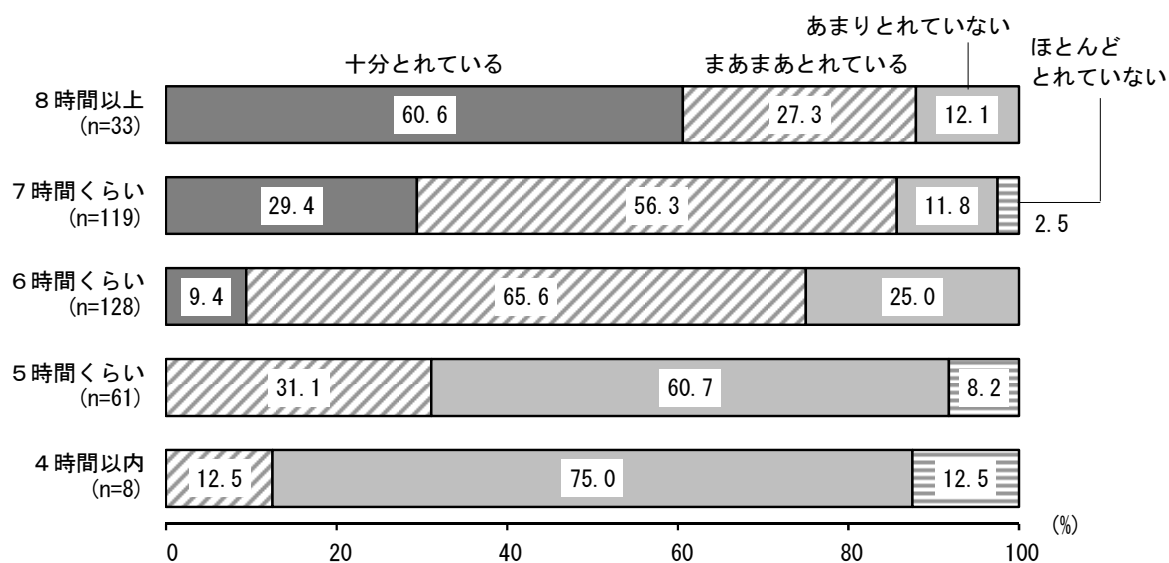
資料:平成 29 年度アンケート調査〔問 16〕

■睡眠による休養は十分とれていると思うか



資料:平成 29 年度アンケート調査〔問 17〕

■1日の睡眠時間×睡眠による休養は十分とれていると思うか



■課題のまとめ

- ストレスを感じている人が一定数いるため、個人でストレスを緩和できるような方法や相談窓口を普及・啓発することが重要です。
- 成人・中学生のアンケート結果から、相談相手がいないと答えている人がいるため、幅広い層にむけた相談体制の取り組みが必要です。
- 睡眠の質の向上にむけた知識の普及が必要です。

指標設定

項 目		現状値	平成 34(2022)年度 目標値
①相談相手がいない人の割合	成人	17.3%	10.0%
	中学生	16.0%	10.0%
②睡眠による休養が十分とれていない人の割合		28.8%	20.0%
③眠りを助けるためにアルコールを使う人の割合		8.2%	7.0%

取り組みの内容

《行政》

- ・相談相手がいない人や子どもに対しての相談窓口等の周知に努め、支援を行います。
- ・教育委員会と連携し、子どもからの相談に対して、専門的な相談へつなぐよう支援を図ります。
- ・広報紙やCATV、町のホームページ、講座等を通じて、睡眠に対する正しい知識の普及を推進します。
- ・母子への支援として、保健師による妊婦訪問、新生児訪問、電話相談等や専門医による発達相談を実施したり、毎月1回の乳幼児相談といった妊娠期や出産後、子育ての過程での相談支援を行います。
- ・離乳食教室や健診等にて母子同士が交流を図ったり、情報交換ができるよう支援します。

《住民全世代》

- ・ストレスとの上手な付き合い方を考えます。
- ・悩みや困りごとは周囲の人に相談したり、早めに相談機関を利用するようにします。
- ・休養を十分にとり、こころの健康につなげます。

4. たばこ

喫煙は、がんやCOPD（慢性閉塞性肺疾患）をはじめ、さまざまな生活習慣病の発症、重症化に影響しています。また、喫煙者本人だけではなく、受動喫煙によって周囲の人にも悪影響を与え、がんや乳幼児期のぜんそく、乳幼児突然死症候群等の原因にもなっているため、喫煙の与える影響について改めて周知したり、受動喫煙防止の取り組みの推進が必要です。

現状と課題

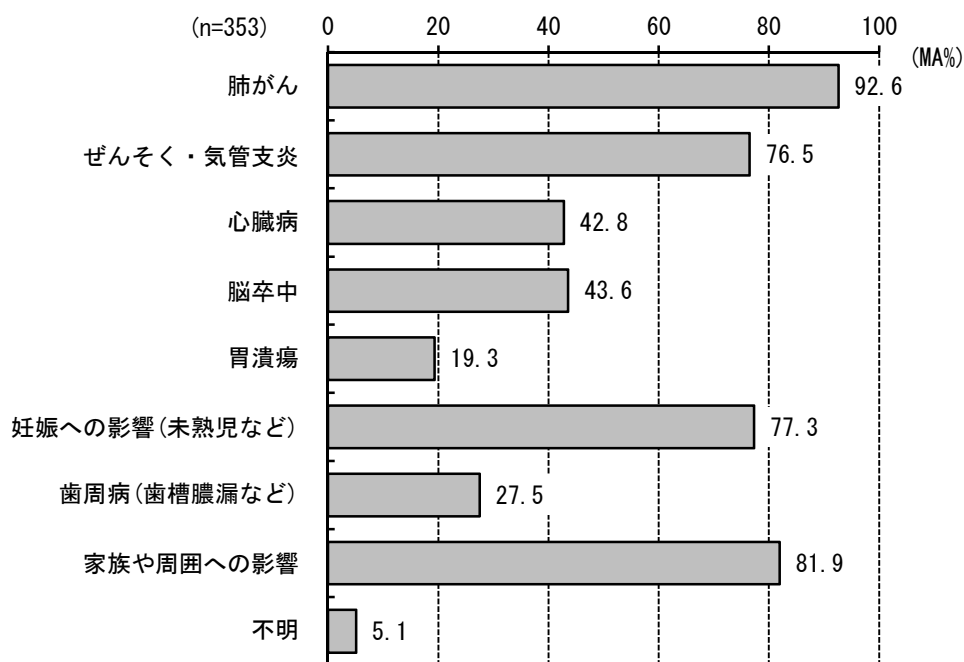
【喫煙に対しての知識】

たばこが健康に与える影響についてみると、「肺がん」は92.6%とよく知られていますが、たばこが「胃潰瘍」や「歯周病」の原因となることはあまり知られていません。

また、「COPD」（慢性閉塞性肺疾患）の認知度も低くなっています。

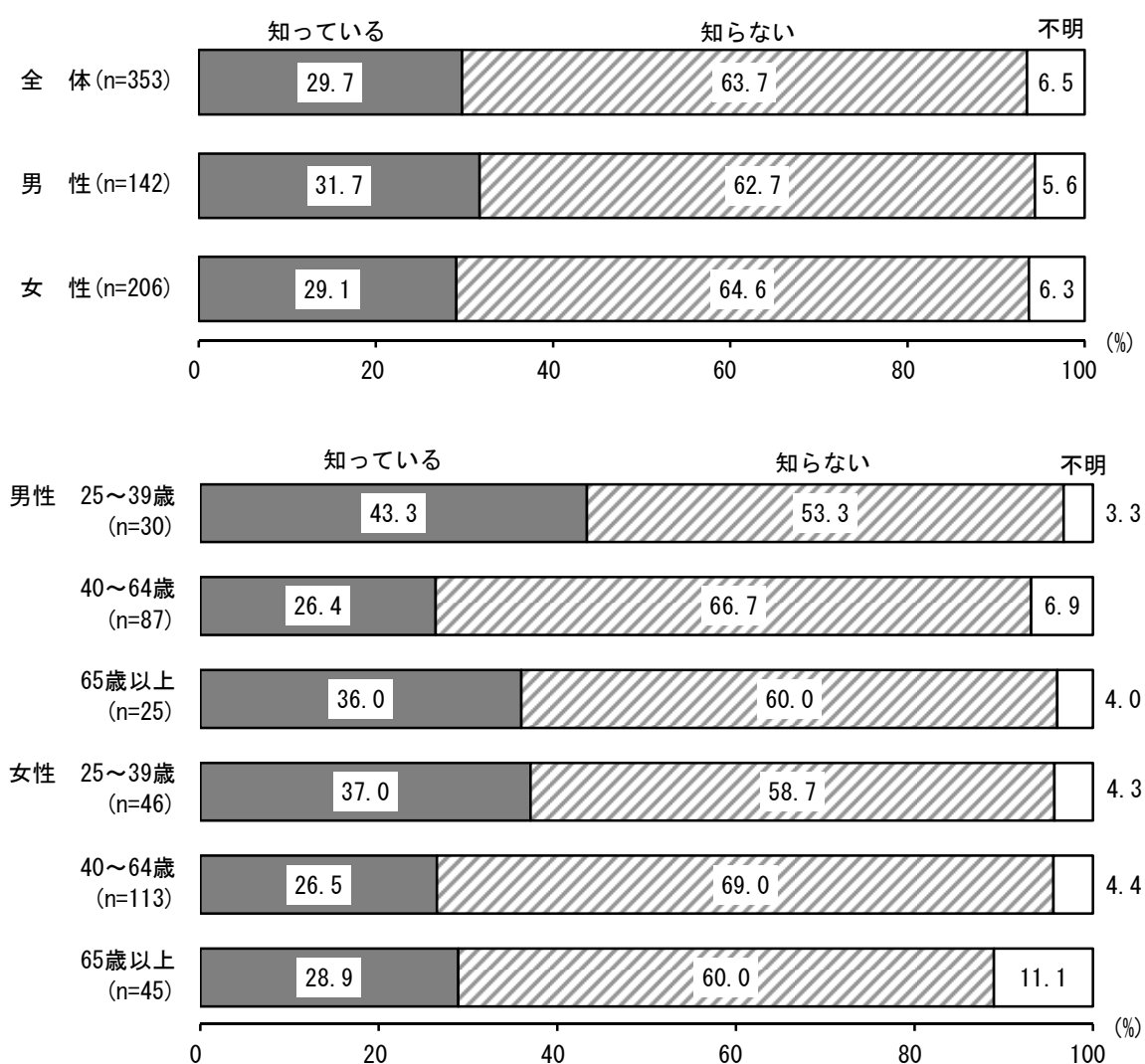
また、受動喫煙を「知っている」と回答した割合が25～39歳の男女で8割、40歳以上の男性で7割を超えていますが、65歳以上の女性の認知度は5割を下回っているなど、性別や年齢により差がみられます。

■たばこが健康に与える影響で知っているもの



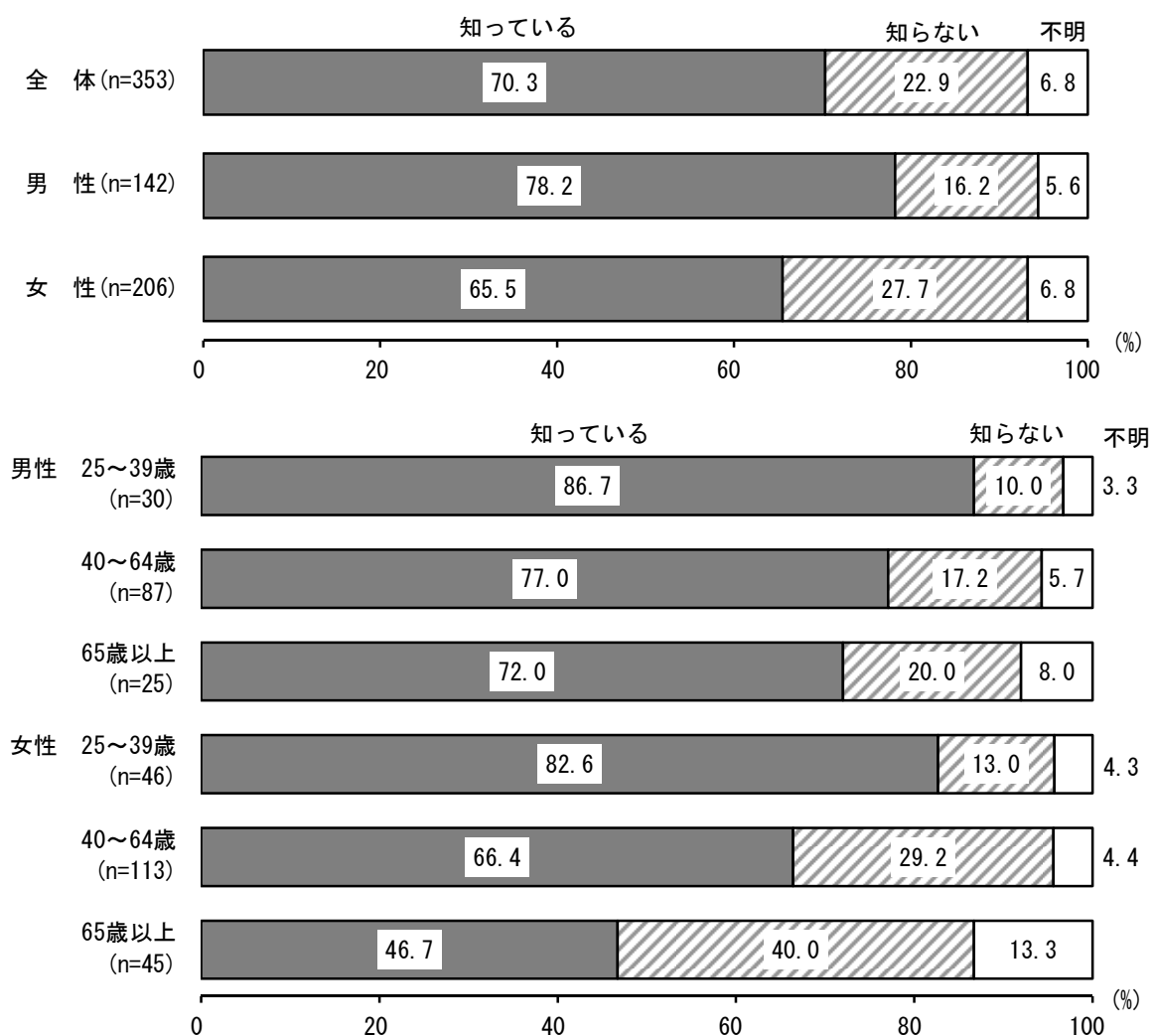
資料:平成 29 年度アンケート調査〔問 36〕

■「COPD」(慢性閉塞性肺疾患)を知っているか



資料:平成 29 年度アンケート調査〔問 39〕

■ 受動喫煙を知っているか

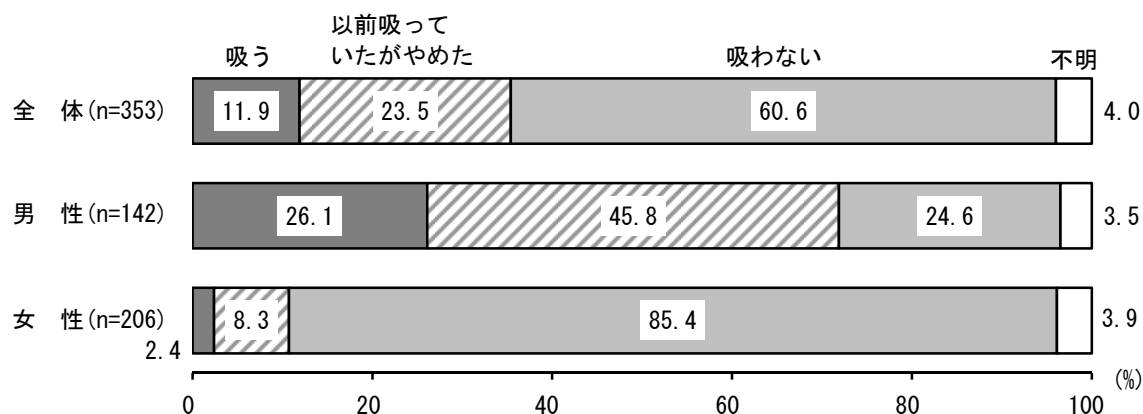


資料:平成 29 年度アンケート調査〔問 38〕

【喫煙状況について】

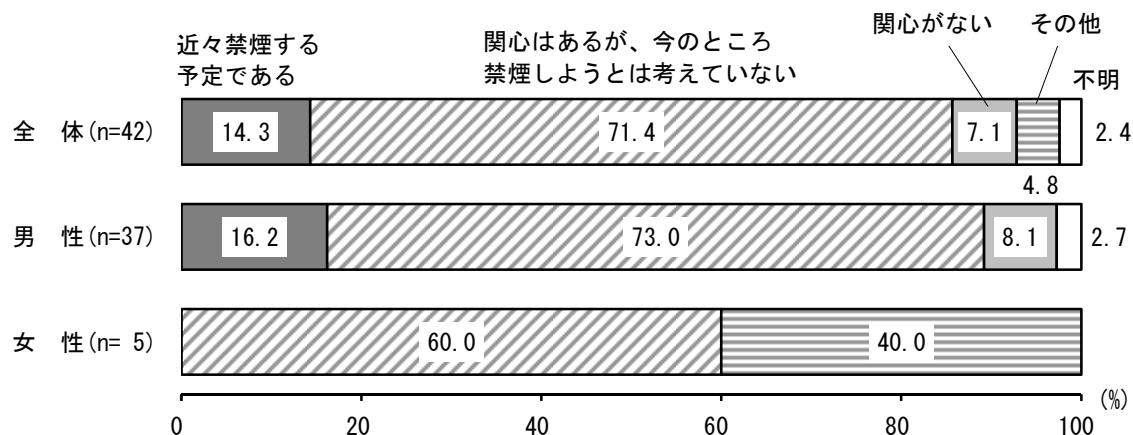
全体では「吸う」と答えた人が 11.9%、「以前吸っていたがやめた」という人が 23.5% となっています。また、現在吸っている人の中では「近々禁煙する予定である」という人が 14.3% となっています。

■たばこを吸っているか



資料:平成 29 年度アンケート調査〔問 37〕

■禁煙する予定があるか



資料:平成 29 年度アンケート調査〔問 37-2〕

■課題のまとめ

- たばこが健康に与えている影響について、よく知られているものとあまり知られていないものがあり、それらの差が大きくなっています。
- たばこを吸っている人の中でも近々禁煙を考えている人もいるため、禁煙予定の人への支援をしていく必要があります。

指標設定

項 目	現状値	平成 34(2022)年度 目標値
①喫煙が及ぼす健康影響について十分な知識の普及		
・肺がん	92.6%	100.0%
・ぜんそく・気管支炎	76.5%	
・心臓病	42.8%	
・脳卒中	43.6%	
・胃潰瘍	19.3%	
・妊婦	77.3%	
・家族や周囲	81.9%	
・歯周病	27.5%	
②妊婦の喫煙をなくす	1.3%	0.0%
③妊婦の家族の喫煙率	39.1%	0.0%
④習慣的に喫煙をしている人の割合	11.9%	0.0%

取り組みの内容

《行政》

- ・たばこが与える健康被害や受動喫煙に対しての知識の周知をさらに徹底します。
- ・妊婦及び妊婦の家族に対する喫煙・受動喫煙による影響の周知をさらに徹底します。
- ・学生のうちから、たばこによる影響を知ってもらえるよう、小・中学校や各家庭と連携し、未成年は喫煙をしないよう啓発を行います。
- ・受動喫煙を防ぐため、公共施設での全面禁煙を推進し、多数の人が出入りする空間では禁煙又は分煙対策を推進します。

《住民全世代》

- ・たばこの害についての正しい知識を持つようにします。
- ・たばこを吸う人は人前で吸うことを控えたり、喫煙マナーをきちんと守り、たばこを吸わない人に配慮するよう心がけます。
- ・未成年・妊婦での喫煙をしないようにします。

5. 飲酒

飲酒は、生活・文化の一部として、私たちの日常生活に根ざしている一方で、肝疾患や脳卒中といった疾患の一因であったり、依存性があるといった側面もあります。過度な飲酒を防止し、節度ある適度な飲酒についての知識の普及、取り組みを行っていくことが必要となります。

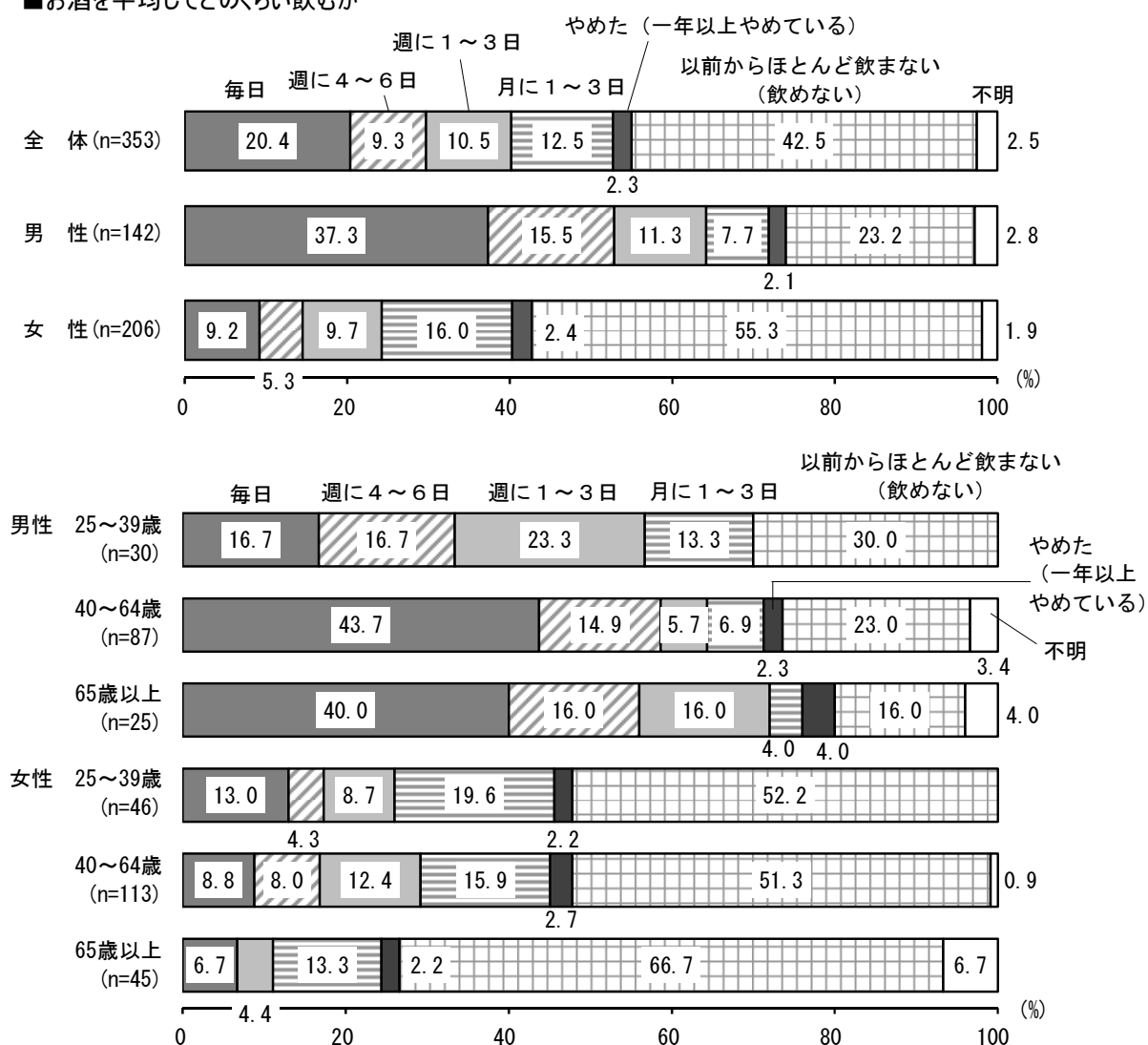
現状と課題

【飲酒について】

飲酒の頻度については、男性では「毎日」が37.3%、女性では「以前からほとんど飲まない（飲めない）」が55.3%で最も多く、性別によって違いがみられます。

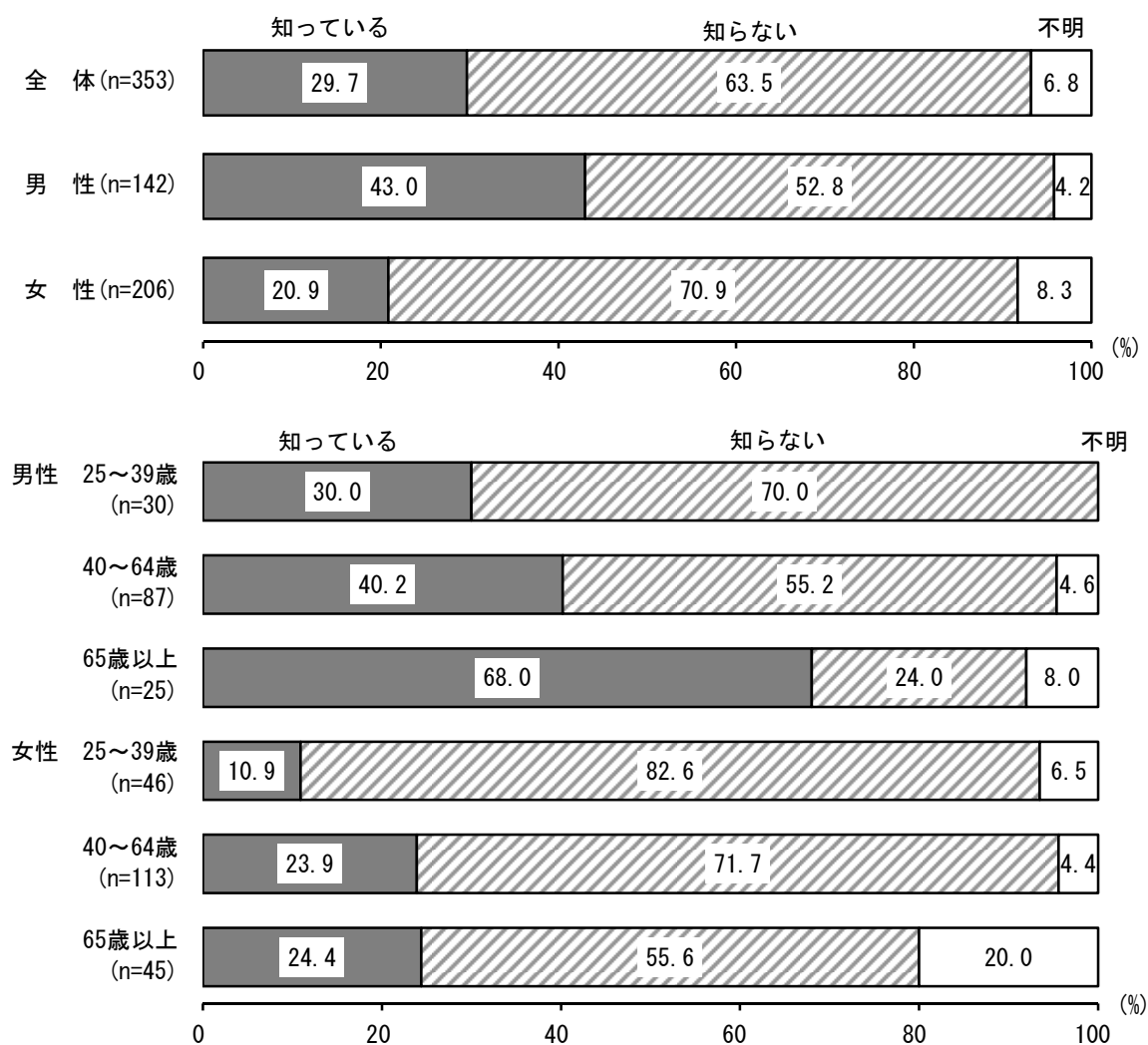
飲酒の適量については、全体で6割以上の方が「知らない」と回答しており、男女別にみると、男性では52.8%、女性では70.9%となっています。

■お酒を平均してどのくらい飲むか



資料：平成 29 年度アンケート調査〔問 33〕

■ 飲酒の適量を知っているか



資料：平成 29 年度アンケート調査〔問 35〕

■ 課題のまとめ

- 毎日飲酒をする人もいるため、休肝日を設けるよう啓発する必要があります。
- 飲酒の適量を知らない人が多いことから、飲酒に関する知識の普及に努める必要があります。

指標設定

項 目	現状値	平成 34 (2022) 年度 目標値
①多量に飲酒する人(3合以上)の割合	1.4%	0.0%
②「節度ある適度な飲酒」の知識の普及	29.7%	100.0%

取り組みの内容

《行政》

- ・広報紙やCATV等を通じて、飲酒に関する知識の普及（飲酒の害、適量等）に努めます。
- ・妊婦、授乳中の産婦は飲酒をしないように母子健診等で啓発・指導を行います。
- ・小・中学校や各家庭と連携し、飲酒が及ぼす影響についての正しい知識を普及し、未成年は飲酒をしないよう啓発を行います。
- ・アルコールに関する諸問題についての普及・啓発や保健福祉相談の周知に努めます。

《住民全世代》

- ・飲酒する際は飲みすぎないようにし、休肝日を設けるようにします。
- ・飲酒についての正しい知識を持ち、無理に飲酒を勧めないようにします。
- ・アルコールによる影響や健康問題について知るようにします。
- ・地域、家庭内で未成年・妊婦・授乳中の産婦の飲酒防止を推進します。

★「節度ある適度な飲酒」とは？

健康日本 21 によると、「節度ある適度な飲酒」とは、1 日平均純アルコールで約 20g 程度とされています。これらは、ビールだと中瓶 1 本（500ml）、日本酒だと約 1 合（180ml）が目安になります。

【主な酒類の換算の目安】

お酒の種類	ビール (中瓶 1 本 500ml)	清酒 (1 合 180ml)	ウイスキー・ ブランデー (ダブル 60ml)	焼酎 (25 度) (1 合 180ml)	ワイン (1 杯 120ml)
アルコール度数	5%	15%	43%	25%	12%
純アルコール量	20g	22g	20g	36g	12g

参考：健康日本 21

6. 歯の健康

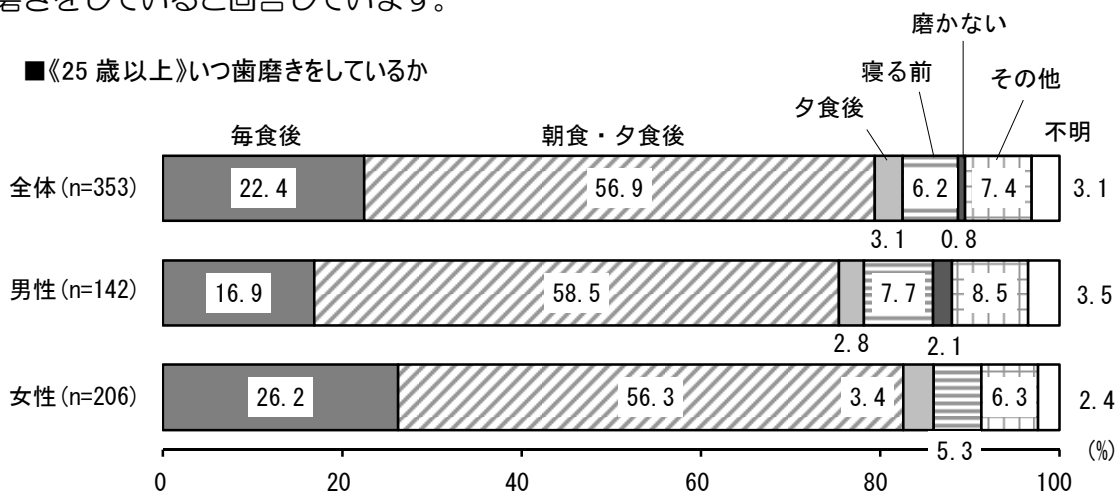
歯と口腔の健康は、食事や会話を楽しみ、豊かな生活を送るためにも重要であり、身体的な健康のみならず、こころの健康、社会生活にも大きく影響するものです。う歯や歯周病といった歯の喪失の原因となる疾患を予防し、生涯を通じた歯と口腔の健康を保つ取り組みを推進していく必要があります。

現状と課題

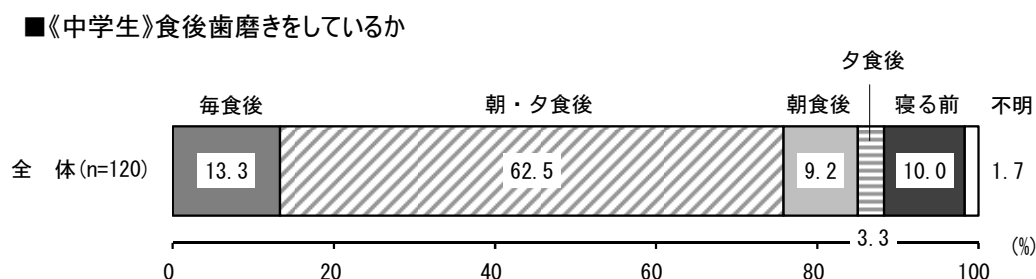
【歯磨きについて】

25 歳以上、中学生ともにほとんどの人が歯磨きをしていると回答しています。

寝る前に大人が仕上げ磨きをしているかについては、「毎日している」「時々している」を合わせると、乳幼児は 93.9%、小学校低学年は 68.0%、小学校高学年は 22.3%が仕上げ磨きをしていると回答しています。



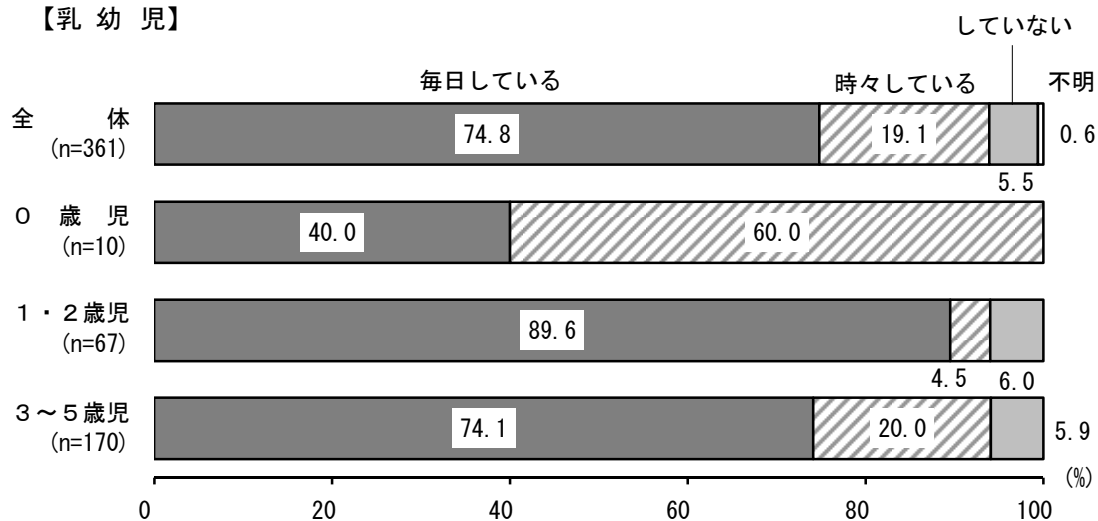
資料:平成 29 年度アンケート調査〔問 27〕



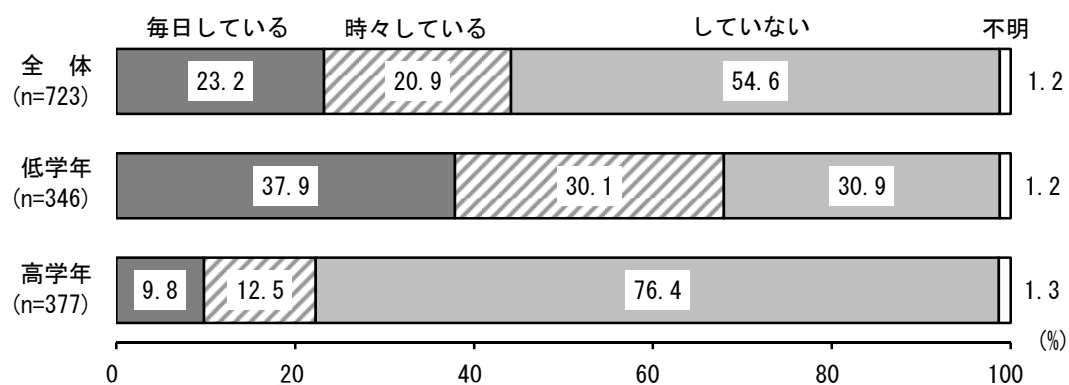
資料:平成 29 年度アンケート調査〔中学生問 11〕

■《乳幼児・小学生》寝る前に大人が仕上げ磨きをしているか

【乳 幼 児】



【小 学 生】



資料:平成 29 年度アンケート調査〔乳幼児問 13、小学生問 13〕

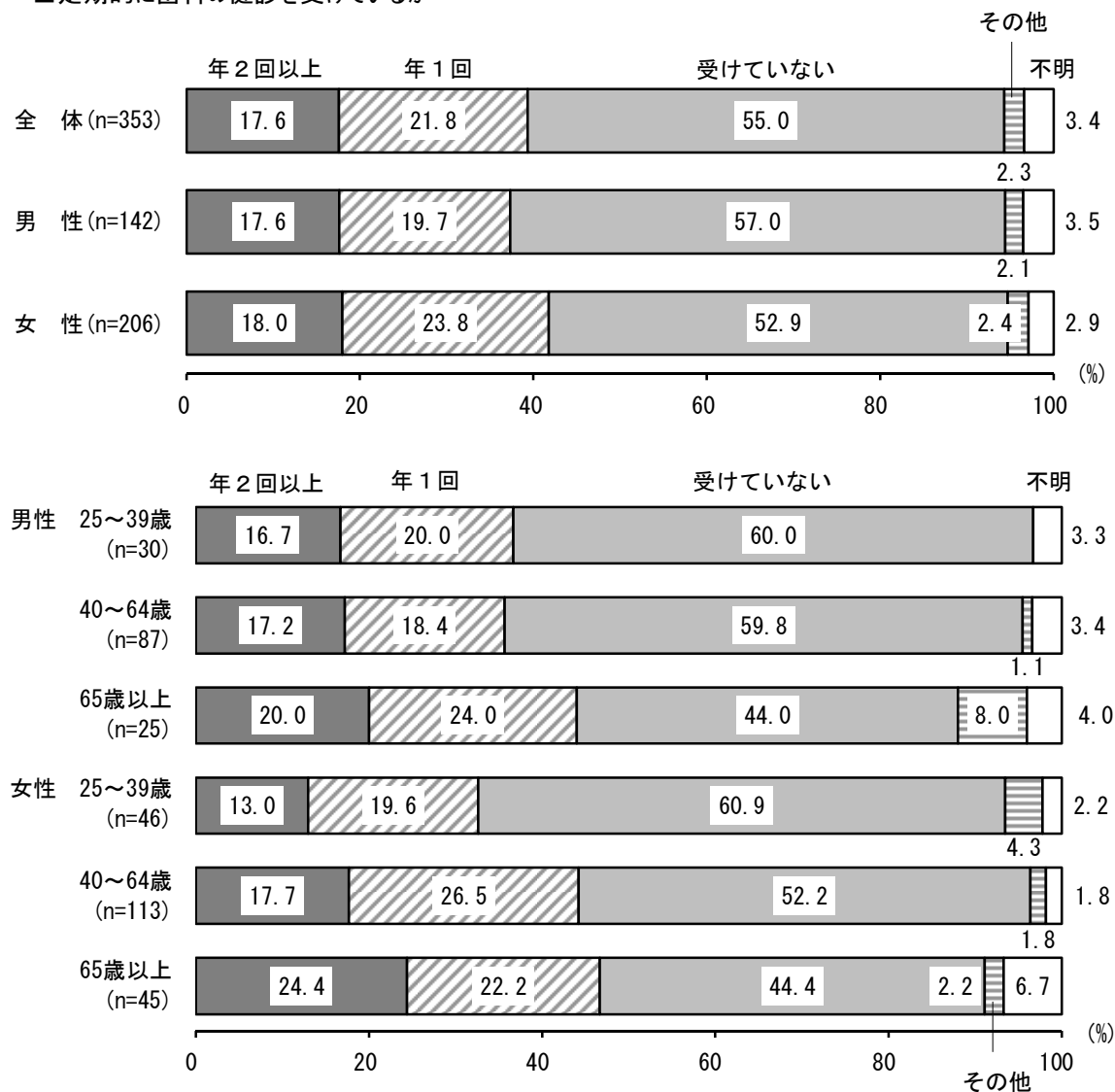


【歯科健診について】

定期的な歯科健診を「受けていない」と回答した人が55.0%となっています。

男女ともに若い年代ほど歯科健診の受診率が低く、「受けていない」人が6割を超えています。

■定期的に歯科の健診を受けているか



資料：平成 29 年度アンケート調査〔問 28〕

■課題のまとめ

○歯磨きの習慣は定着しているため、引き続き継続していけるような取り組みをさらに進める必要があります。

○定期的な歯科健診の受診をしていない人が多いため、若いうちからかかりつけ歯科医を持ち、定期的な歯科健診の重要性を普及・啓発する必要があります。

指標設定

項 目	現状値	平成 34(2022)年度 目標値
①1歳6か月児のう歯有病率を0にする	0.0%	0.0%
②う歯のない3歳児の割合	75.8%	80.0%
③う歯のない5歳児の割合	57.3%	65.0%
④寝る前に仕上げ磨きをしている幼児の割合	78.5%	100.0%
⑤12 歳児の1人あたりのう歯数	1.03 本	1.0 本以下
⑥個別的な歯口清掃指導を受ける子どもの割合	100.0%	100.0%
⑦妊婦歯科健康診査受診率	37.0%	50.0%
⑧80 歳で 20 本以上の歯を有する人の割合	40.0%	45.0%
⑨60 歳で 24 本以上の歯を有する人の割合	43.7%	50.0%
⑩定期的な歯石除去や歯面清掃を受ける人の割合	44.9%	50.0%
⑪かかりつけ歯科医のある人の割合	75.4%	80.0%
⑫歯間部清掃用具を使用する人の割合	62.4%	100.0%
⑬誤嚥性肺炎の知識の普及	—	100.0%

取り組みの内容

＜行政＞

- ・「こどもたちのすこやかな歯を考える会」の開催に継続して取り組み、歯の健康づくりの普及・啓発を推進していきます。
- ・妊婦歯科健康診査や歯周病検診等の周知に努め、受診を推奨します。
- ・フッ化物塗布を乳幼児歯科健診時に併設し、口腔衛生の啓発を継続します。
- ・8020（ハチマルニイマル）運動等を通じ、高齢期も歯の健康を意識できるように努めます。
- ・健診等を通じて誤嚥性肺炎の知識の普及に努めます。

＜住民全世代＞

- ・正しい歯磨きの習慣を身につけます。
- ・子どものうちからかかりつけ歯科医を持ち、定期的に歯科健診を受診するようにします。
- ・歯磨き、歯間部清掃用具の使用といった口腔ケアの習慣化によって得られる効果をきちんと理解し、実践します。
- ・う歯や歯周病予防のために、ものをよく噛んで食べます。
- ・小学生までは大人が仕上げ磨きを行うようにします。

7. 生活習慣病

生活習慣病とは、食習慣、運動、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症や重症化に
関与する症候群を指し、糖尿病やがん、心疾患や脳血管疾患といった循環器疾患が一例とし
て挙げられます。健診等を通じて、生活習慣病の発症を防ぎ、発症者に対しては重症化を予
防する取り組みが重要です。

現状と課題

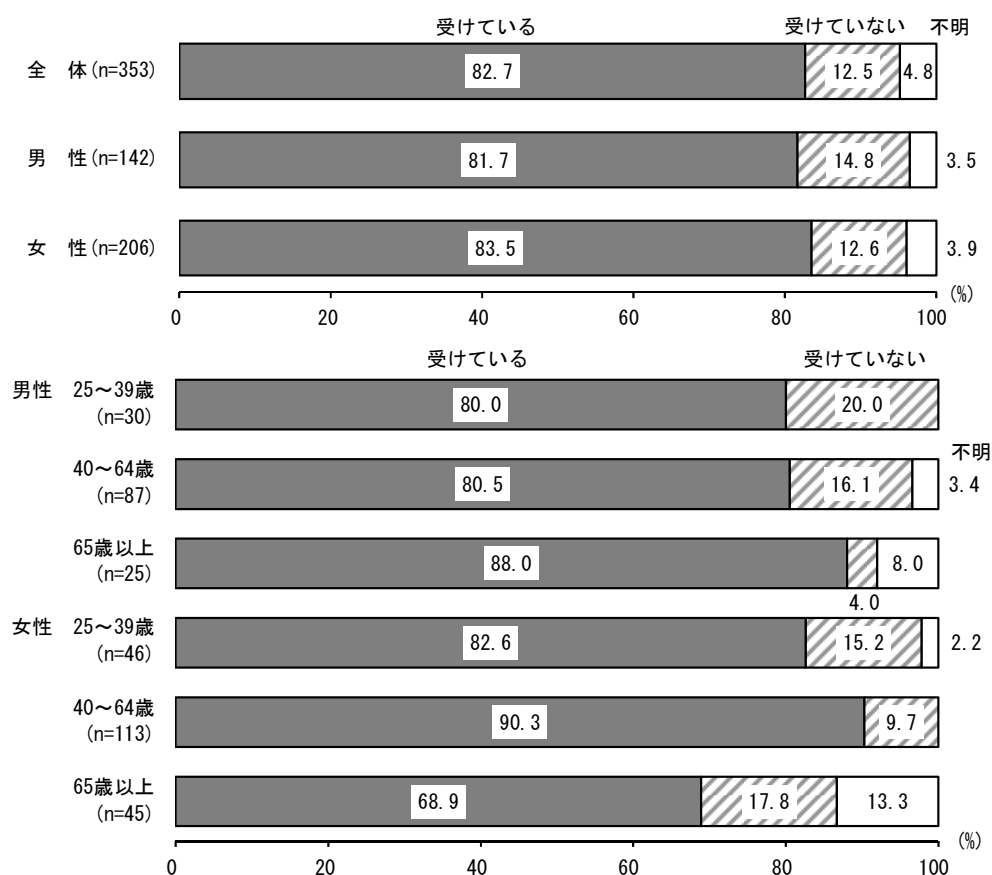
【健康診断について】

健康診断を受診しているかについては、「受けている」と答えた人はほとんどの年代で 8
割を超えています。65 歳以上の女性については、6 割後半となっています。

受けた健康診断の内容をみると、「特定基本健診（血液・血圧等）」が 8 割を超えている一
方、がん検診は受診率にばらつきがみられ、最も高い割合の「肺がん検診」でも 4 割を少し
超える程度にとどまっています。

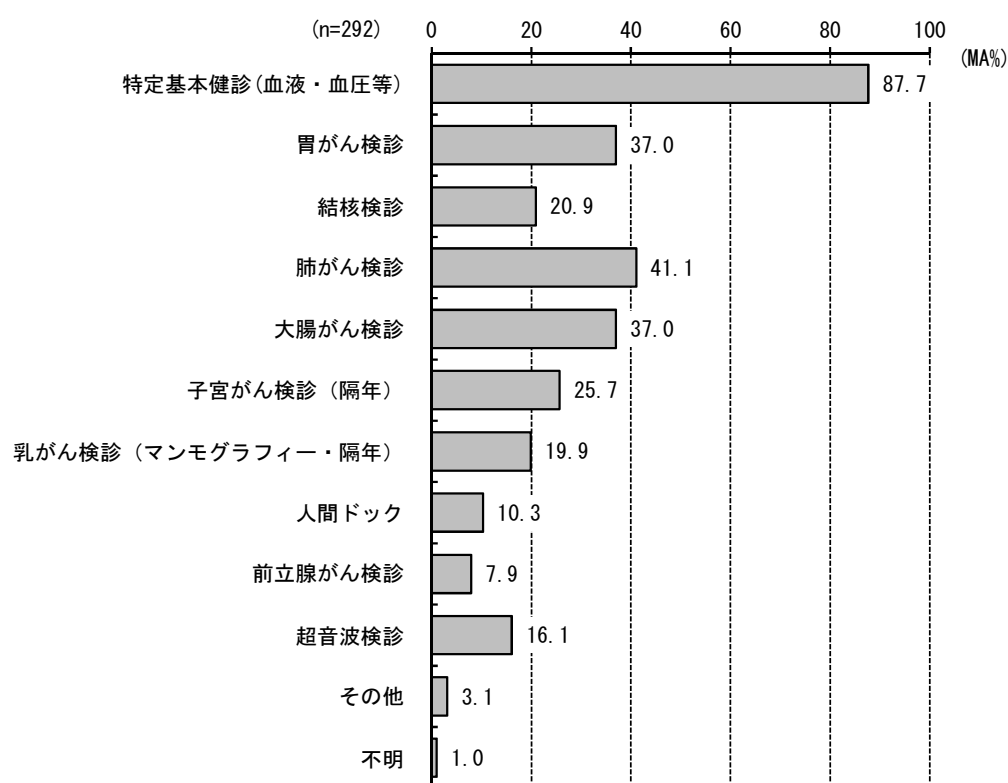
健康診断を受けていない理由は、「受診する時間がとれなかった」が 50.0%、次いで「健
康だから健康診断は関係ないと思った」が 22.7%となっています。

■健康診断を年に1度受けているか



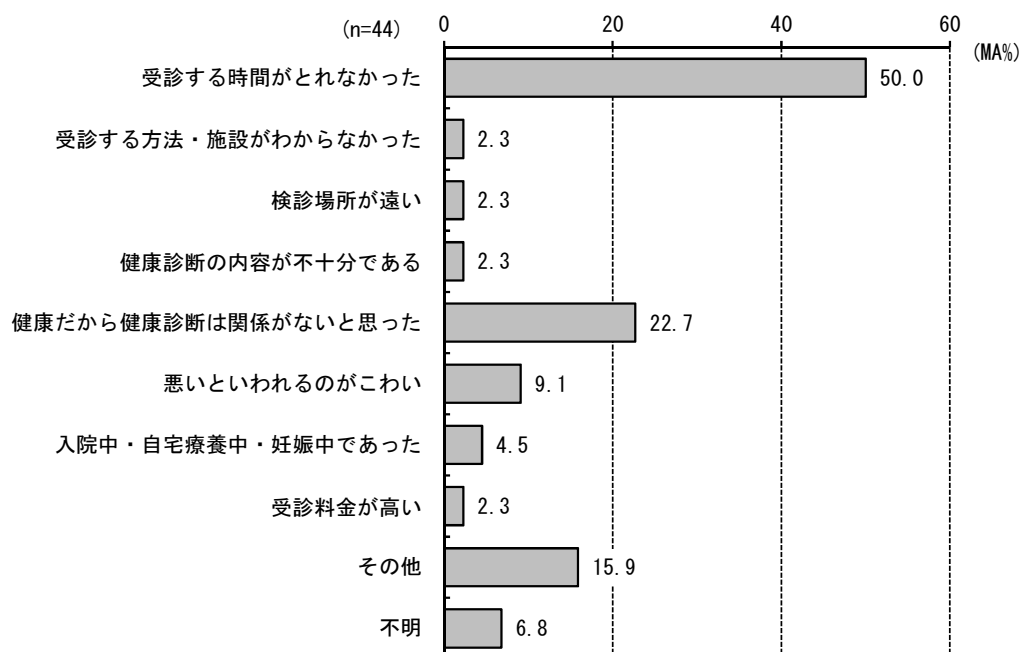
資料：平成 29 年度アンケート調査〔問 41〕

■ 受けた健康診断の内容



資料:平成 29 年度アンケート調査〔問 41-1〕

■ 健康診断を受けていない理由

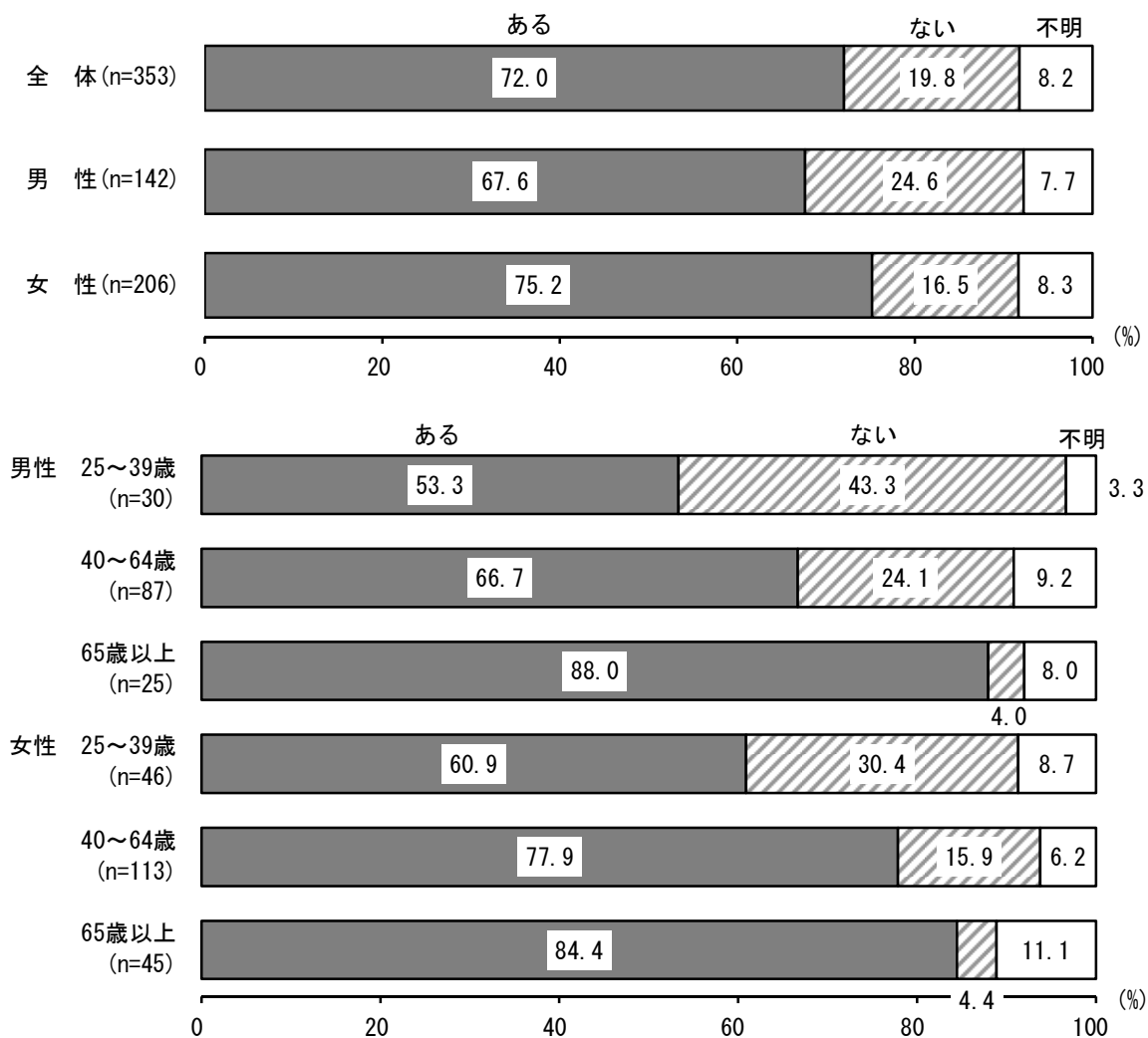


資料:平成 29 年度アンケート調査〔問 41-3〕

【かかりつけ医について】

かかりつけ医の有無については、年代が高くなるほどかかりつけ医が「ある」との回答が多くなっており、かかりつけ歯科医の有無についても同様に、女性の 65 歳以上を除いて、年代が高くなるほど「ある」との回答が多くなっています。

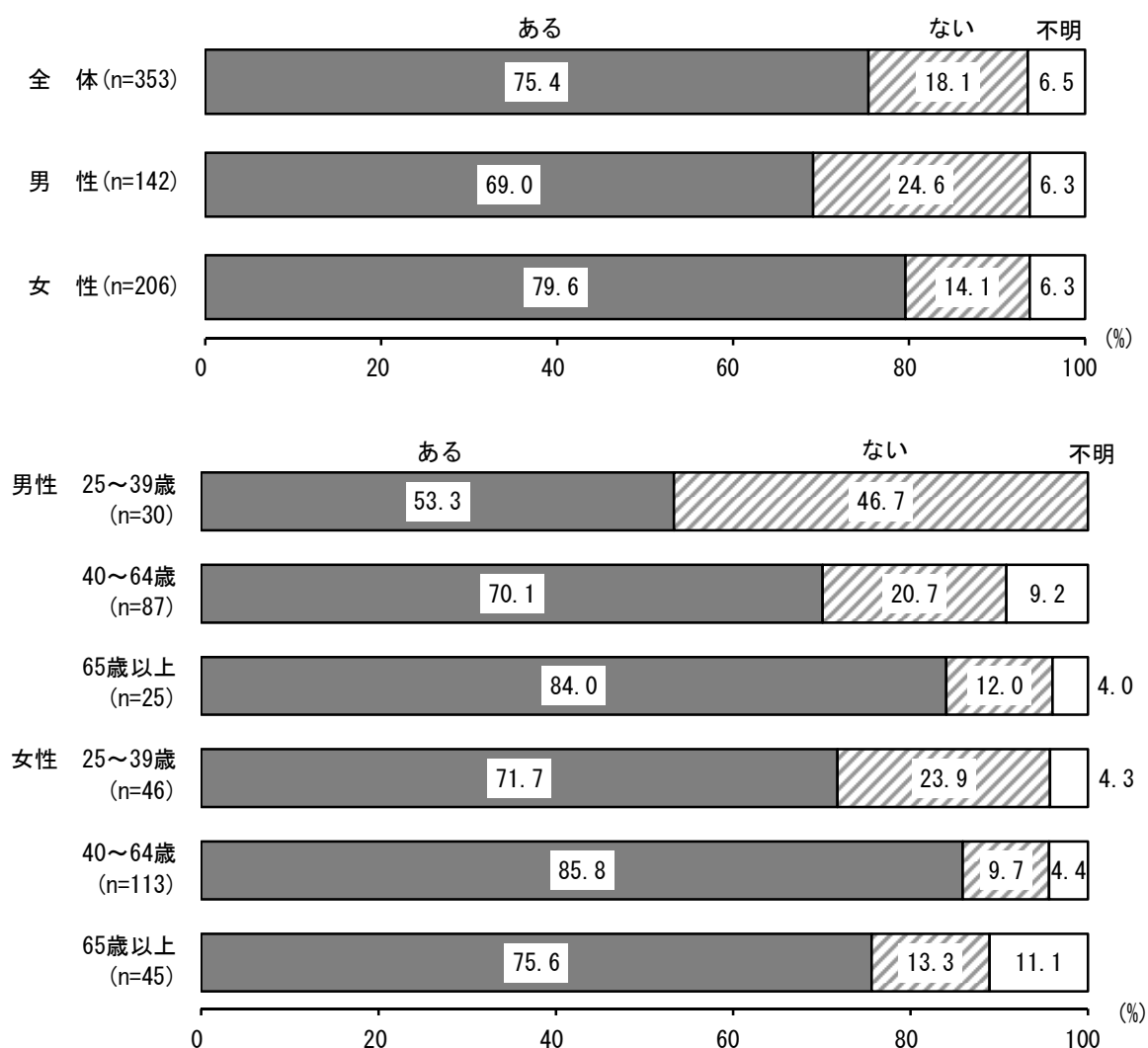
■かかりつけの医療機関はあるか



資料:平成 29 年度アンケート調査〔問 42〕



■かかりつけの歯科医院はあるか



資料：平成 29 年度アンケート調査〔問 43〕

■課題のまとめ

- 定期的な健康診断を受けている人は多い傾向にありますが、各種がん検診や人間ドックを受けている人の割合が低いため、受診率の向上に努める必要があります。
- 健康診断を受診する時間がとれない人が多いため、対策を講じると同時に、自分は健康だから関係ない、と思っている人に対して健康診断の重要性について周知する必要があります。

指標設定

項 目		現状値	平成 34(2022)年度 目標値
①特定健診・特定保健指導 受診率	特定健診	44.1%	60.0%
	特定保健指導	2.5%	45.0%
②成人肥満者(BMI25.0 以上)の割合		22.7%	20.0%
③がん検診受診率	胃がん検診	7.1%	20.0%
	肺がん検診	26.6%	45.0%
	大腸がん検診	12.4%	28.0%
	乳がん検診	14.6%	30.0%
	子宮頸がん検診	10.0%	25.0%
④定期的に健康診査を受けている人の割合		82.7%	85.0%
⑤メタボリックシンドロームの意味を知っている人の割合		70.5%	80.0%
⑥かかりつけ医がある人の割合		72.0%	80.0%
⑦健診での糖尿病異常率(HbA1c)		—	5.0%
⑧健診でのメタボリックシンドローム該当者の割合		18.3%	15.0%

取り組みの内容

《行政》

- ・ 特定健診や各種がん検診の受診率向上にむけて、町ぐるみ健診を通じ、対象者への周知の徹底や受診環境の整備に努めます。
- ・ 特定健診時に実施している保健師による保健指導や疾病予防、生活習慣改善についての個別相談、診断結果の相談会を継続して実施します。
- ・ 糖尿病教室や温泉を活用したプールで行う水中ウォーキング教室の実施を継続し、疾病予防や重症化予防、住民の生活習慣改善や健康づくりに対する意識を高め、各自が自ら健康づくりに取り組めるようにします。
- ・ 妊婦や乳児に対する各種健診の受診率向上を図ります。
- ・ 時間がとれない人も各種健診が受けられるよう、開催日程等の検討に取り組みます。

《住民全世代》

- ・ 生活習慣病についての知識を深めます。
- ・ 自身の生活習慣を振り返り、若いうちからの生活習慣病予防に努めます。
- ・ 健診を積極的に受け、自分の体の状況を把握するようにします。

8. 親子の健康づくり

母子保健は、安心して子どもを産み、健やかに育てることの基盤であり、母子が健やかに生活するために欠かせないものです。妊娠期や出産後の母子に対する切れ目ない支援や学童期・思春期から成人期にむけた保健対策、子どもの健やかな成長を見守る地域づくりにむけた取り組みの推進が必要です。

現状と課題

【母子について】

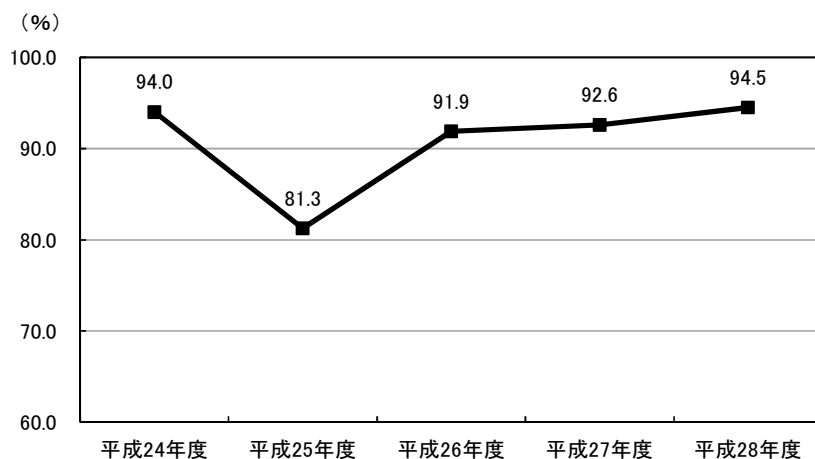
妊娠 11 週以下での妊娠届出率は、平成 25 年度を除き、9 割を超えています。

低出生体重児の割合は、減少と増加を繰り返しており、平成 28 年度は 8.5%となっています。また、乳幼児健康診査実施状況をみると、平成 28 年度は「2 歳児健診（歯科）」の受診率が 96.7%、他健診が 100.0%となっています。

生後 4 か月までの乳児把握割合は、おおむね増加しており、平成 28 年度は 100.0%となっています。

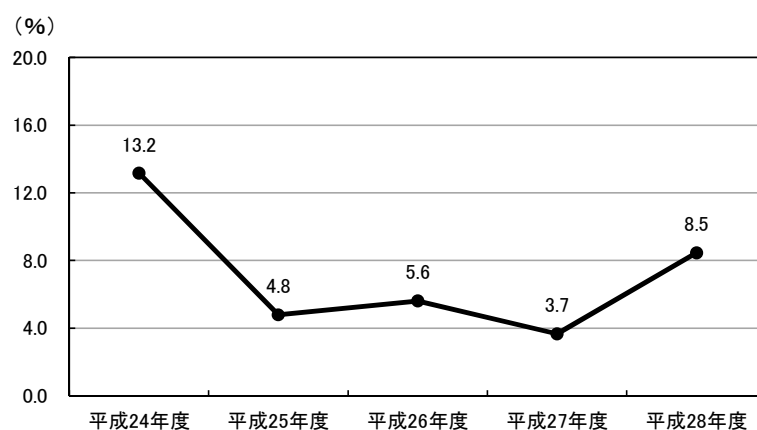
乳幼児・小学生の食べるおやつは、それぞれ「スナック菓子」、「グミ・あめ」、「チョコレート」等のお菓子類の割合が多くなっています。

■妊娠 11 週以下での妊娠届出率



資料：妊娠届出時調査

■全出生数に対する低出生体重児の割合



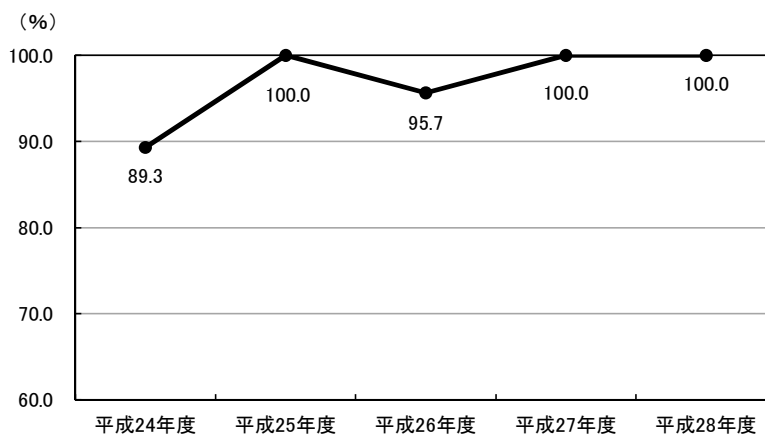
資料:新温泉町健康福祉課

■乳幼児健康診査実施状況(再掲)

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
4か月児健診 (内科)	受診者数(人)	90	92	89	89	81
	受診率(%)	100.0	97.8	100.0	100.0	100.0
1歳6か月児健診 (内科・歯科)	受診者数(人)	104	101	74	97	83
	受診率(%)	96.3	99.0	100.0	100.0	100.0
2歳児健診 (歯科)	受診者数(人)	91	108	79	97	89
	受診率(%)	91.9	99.1	97.5	96.0	96.7
3歳児健診 (内科・歯科)	受診者数(人)	130	91	111	84	99
	受診率(%)	97.4	96.8	99.1	98.8	100.0

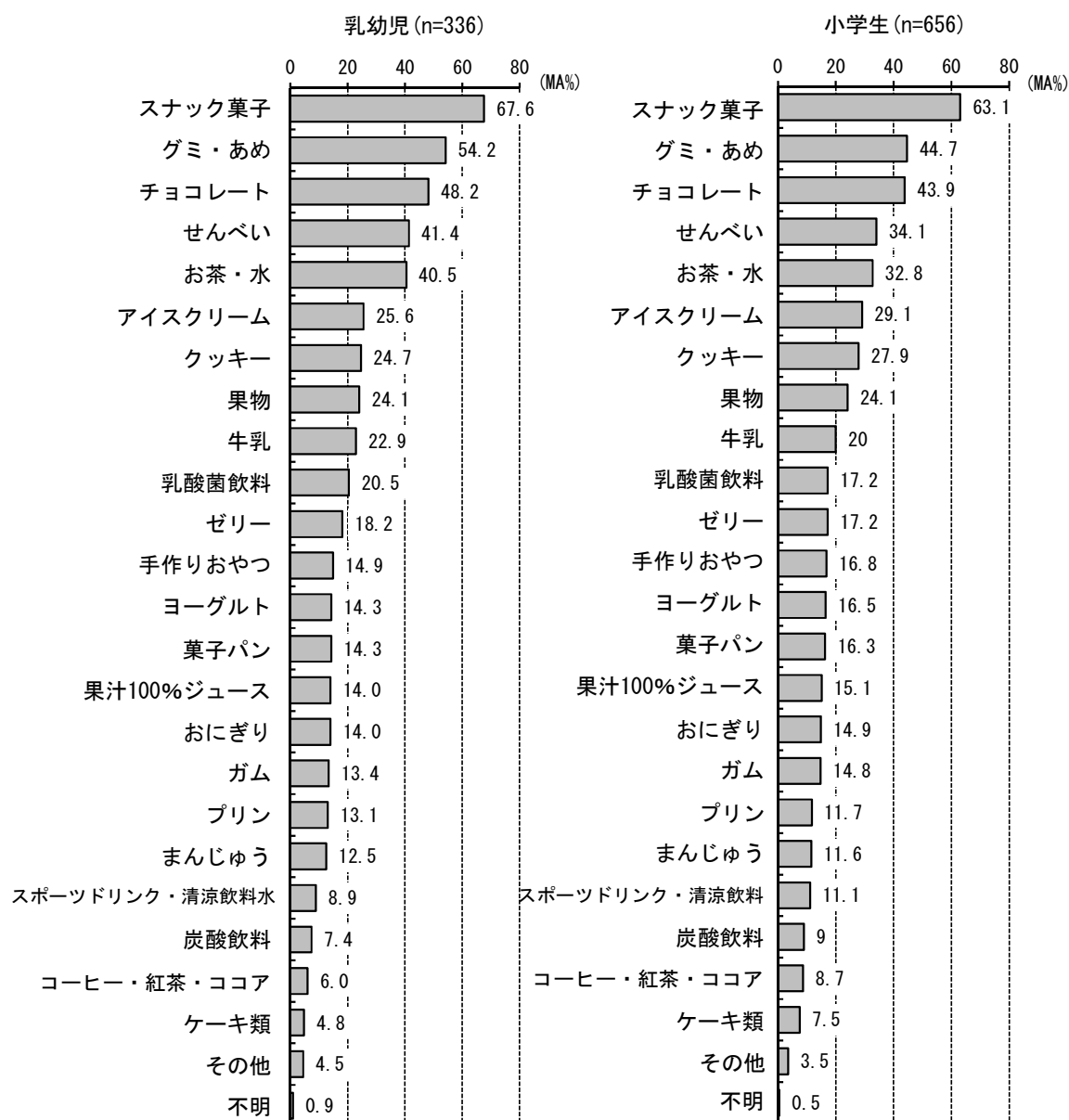
資料:新温泉町健康福祉課

■生後4か月までの乳児把握割合



資料:新温泉町健康福祉課

■食べるおやつの内容(再掲)



資料:平成 29 年度アンケート調査〔乳幼児問6-1、小学生問6-1〕

■課題のまとめ

○母子の健康のため、早期の妊娠届出や各乳幼児健診の受診を推奨していく必要があります。

○出産や子育てに関する正しい理解や知識の普及が必要です。

指標設定

項 目	現状値	平成 34(2022)年度 目標値
①妊娠 11 週以下での妊娠の届出率	94.5%	増加
②全出生数に対する低出生体重児の割合	8.5%	減少
③育児に協力する父親の割合	90.9%	増加
④育児についての相談相手のいる母親の割合	98.2%	100.0%
⑤乳幼児ゆさぶられ症候群を知っている親の割合	95.1%	100.0%
⑥救急医療のかかり先を知っている親の割合	84.1%	100.0%
⑦全乳児の状況を生後4か月までに把握している割合	100.0%	100.0%
⑧乳幼児健診の受診率	99.5%	100.0%



取り組みの内容

《行政》

- ・母子手帳交付時、又は交付後に保健師による面接相談を実施し、早期支援が必要な家庭の把握に努めます。
- ・不妊治療費助成制度、妊婦健診費用助成制度を実施します。
- ・各地区へ母子保健推進員を配置し、毎月のたより、各種予防接種・乳幼児健診等案内の配布を実施します。
- ・生後4か月までの乳児に母子保健推進員が顔合わせの訪問を行ったり、民生委員・児童委員による乳児のいる家庭への訪問を実施します。
- ・乳幼児健診（4か月児、7か月児、12か月児、1歳6か月児、2歳児、3歳児）を実施し、子どもの健やかな成長を支援します。
- ・離乳食教室や乳幼児健診等にて、正しい知識の普及に努めるとともに、母子同士の交流を図ります。
- ・5歳児すくすく相談を実施するとともに、問診票配布時に入学準備ガイドブックを同封したり、こども教育課にて就学前の親子へ「就学支援パンフレット」を配布するなど、安心して入学が迎えられるよう支援します。
- ・園や小・中学校、子育て支援センターと健康福祉課で連携し、適宜情報交換を行います。
- ・緊急医療のかかり先について、広報紙やCATV等で周知します。
- ・中学校と連携し、乳幼児とのふれあいや命の大切さを学ぶ思春期体験事業に協力します。

《住民全世代》

- ・家族や地域で協力し、子育てに取り組みます。
- ・子育ての悩みや不安は、身近な人や保健師に相談したり、乳幼児健診・相談を利用するなど、一人で抱え込まないようにします。
- ・安心・安全な出産・子育てのため、定期的に妊婦・乳幼児健診を受診します。
- ・乳幼児健診や相談の場を活用し、出産や子育てに関する正しい知識を身につけます。



第6章 食育推進計画

1. 基本的な食習慣

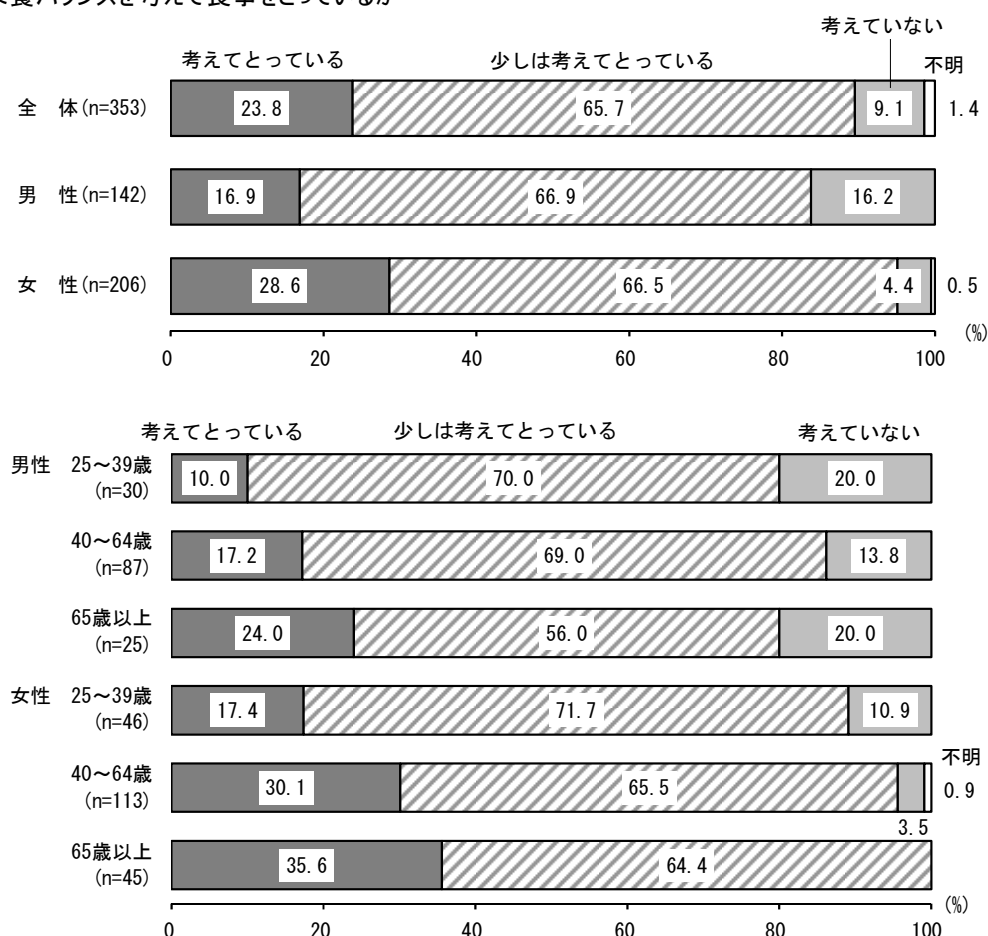
食と健康は切っても切り離せない関係にあり、健康のためには、バランスのとれた食生活や規則正しい食習慣が重要となります。また、食生活や食習慣の乱れは生活習慣病につながるため、基本的な食習慣に関する正しい知識の普及や実践を、家庭をはじめとして、園・学校、地域、各種団体、行政が一体になって推進することが重要です。

現状と課題

【栄養への意識について】

栄養のバランスを考えて食事をとっているかについて、男女で比較すると、「考えてとっている」は男女とも年齢があがるほど割合が高くなっています。一方、「考えていない」については、女性は年齢があがるほど割合が低くなっていますが、男性は女性に比べ、「考えていない」と回答した割合がどの年代でも高くなっています。

■栄養バランスを考えて食事をとっているか



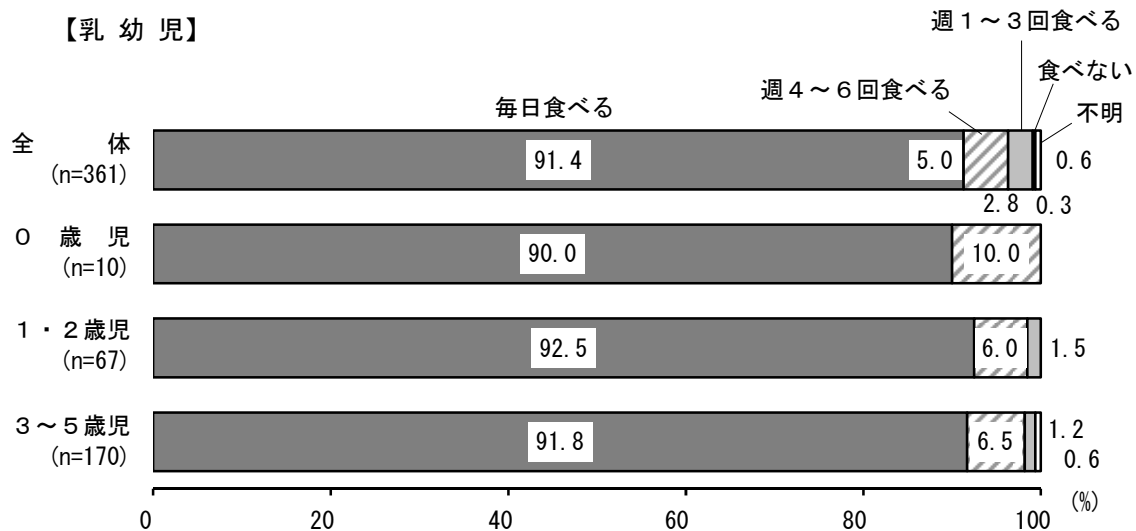
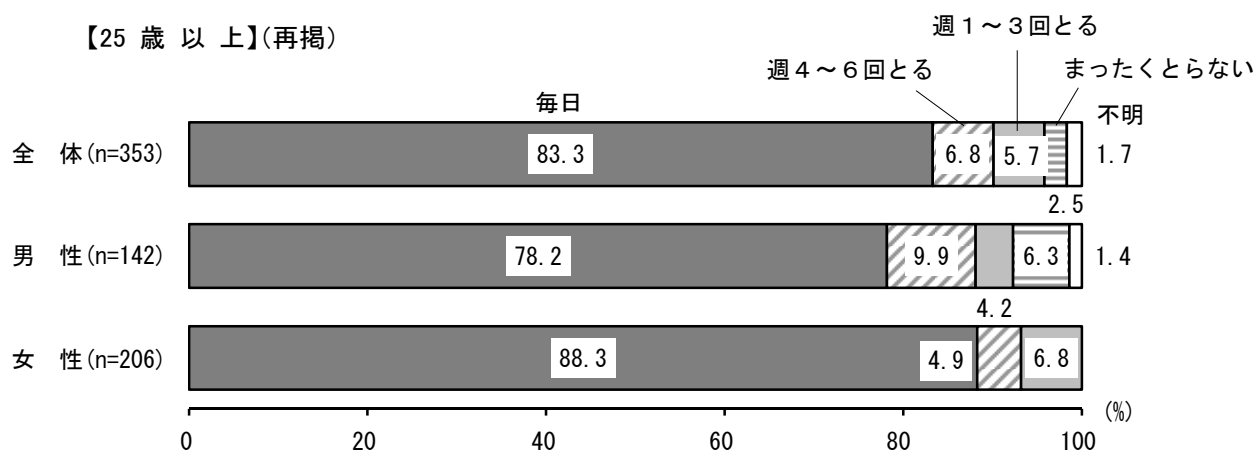
資料：平成 29 年度アンケート調査〔問7〕

【基本的な食生活について】

朝食を食べているかについては、25 歳以上、乳幼児、小学生、中学生ともに「毎日」の割合が8割を超えています。一方、男性の25～64 歳では「まったくとらない」という人が同年代の女性と比べて高い割合となっています。

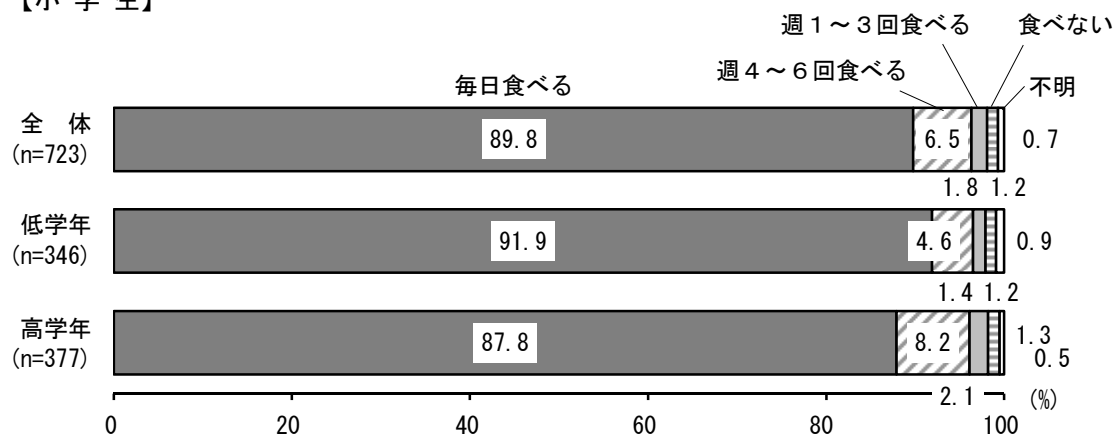
食事のときにテレビをつけているかについては、「つけている」との回答が乳幼児では42.9%、小学生では50.6%となっています。乳幼児では年齢があがるにつれて「つけている」の割合が低くなり、小学生では高学年の方が「つけている」の割合が高くなっています。

■朝食を食べるか

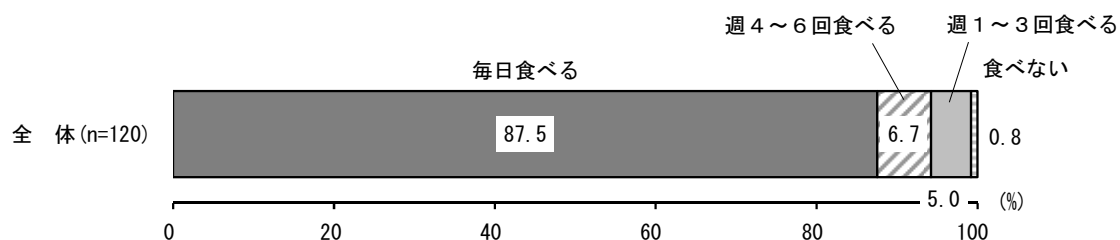


※0歳児については、食事の回数が少なく、不定期であるため参考値とする

【小学生】



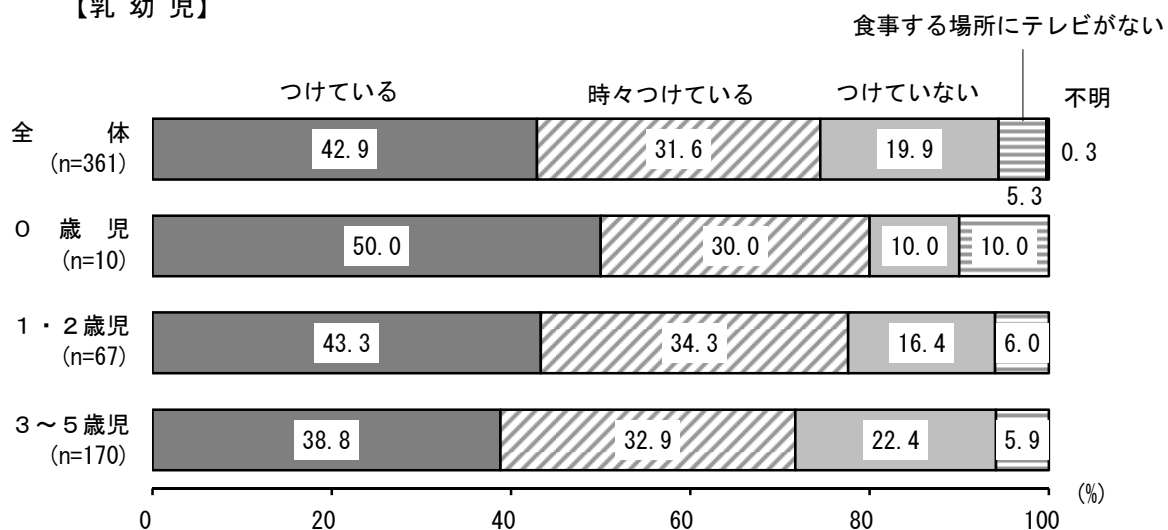
【中学生】



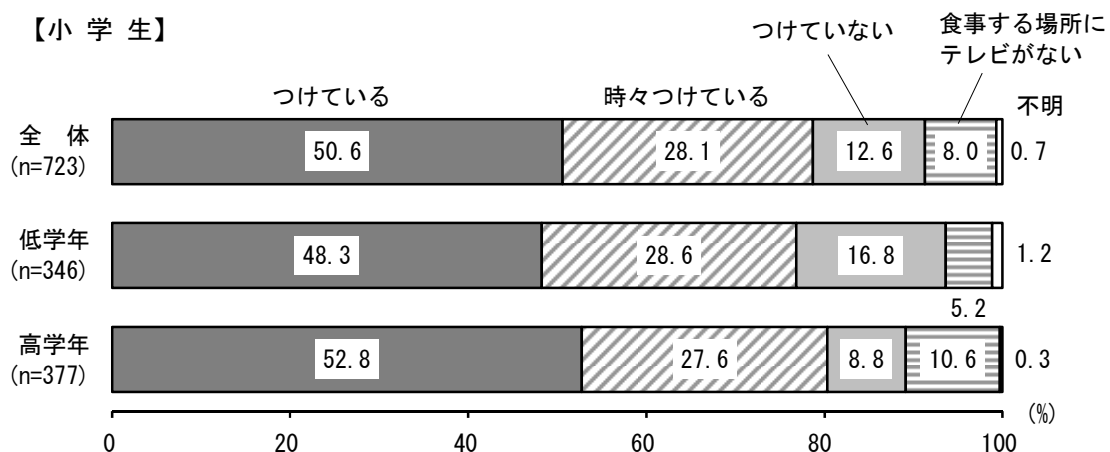
資料:平成 29 年度アンケート調査〔問8、乳幼児問1、小学生問1、中学生問1〕

■ごはんのときにテレビをつけているか

【乳 幼 児】



【小 学 生】



資料：平成 29 年度アンケート調査〔乳幼児問7、小学生問7〕

■課題のまとめ

○全世代に対して基本的な食生活・食習慣についてさらに意識するよう働きかける必要があります。親世代が意識することにより、子どもの食育へとつなげていけるように努める必要があります。

指標設定

項 目		現状値	平成 34 (2022) 年度 目標値
①栄養のバランスを考えて食事をとっている人の割合		89.5%	93.0%
②朝食を毎日食べる子どもの割合	幼児	92.0%	100.0%
	小学生	89.8%	100.0%
	中学生	87.5%	100.0%
③メタボリックシンドロームの意味を知っている人の割合		70.5%	80.0%

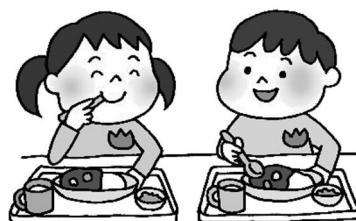
取り組みの内容

《行政》

- ・食の重要性や意識を強めてもらうため、情報を広めたり、いずみ会による食育活動の充実・強化支援を行うよう努めます。
- ・基本的な食事のマナー（食事の際にあいさつをする、肘をつかないなどの食事の作法、残さず食べるなど）を広報紙や CATV 等、母子健診、離乳食教室等で再度周知・啓発し、各家庭での実践につなげます。
- ・引き続き離乳食教室を開催し、食生活、生活習慣、歯科保健の大切さについて啓発を行うとともに、親同士の交流を図ります。

《住民全世代》

- ・バランスのよい食事をするよう心がけます。
- ・朝食を毎日食べるようにします。
- ・家庭内で、子どもが小さいうちから正しい食生活やマナーを教えていくようにします。
- ・子どもの親も自身の食生活やマナーを改めて見直すようにします。



2. 食を通じたコミュニケーション

近年、ライフスタイルの多様化や核家族化等により、誰かと食事を囲む機会が減少し、一人で食事をする人が増えているとされています。家族や友人と一緒に食事をしたり、地域の人と食を通じたコミュニケーションをとることは、食育の推進において大切な要素であり、子どもの食育においても非常に重要となっています。

現状と課題

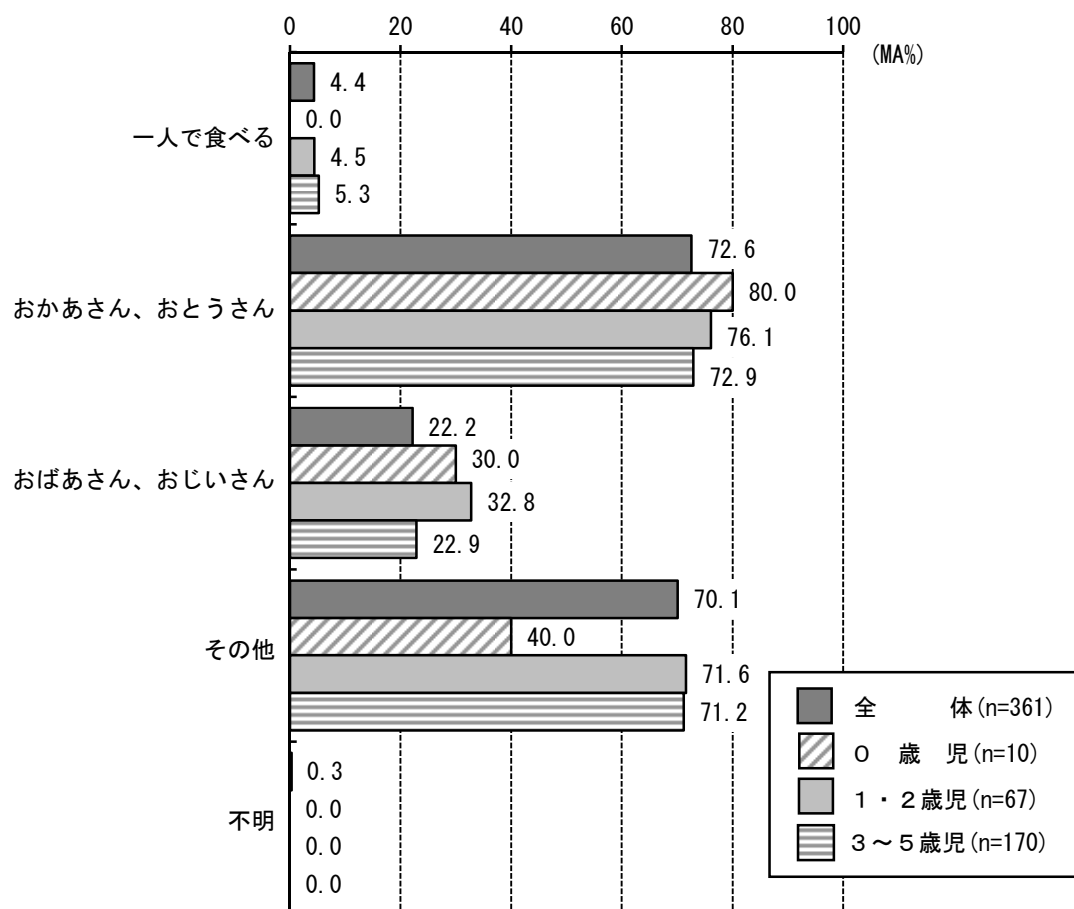
【子どもの食事の状況】

朝食は、家族（両親、祖父母、兄弟姉妹）と食べるとの回答が多くを占めていますが、「一人で食べる」との回答が乳幼児では 4.4%、小学校低学年では 5.2%、高学年では 19.4%、中学生では 26.7%となっています。

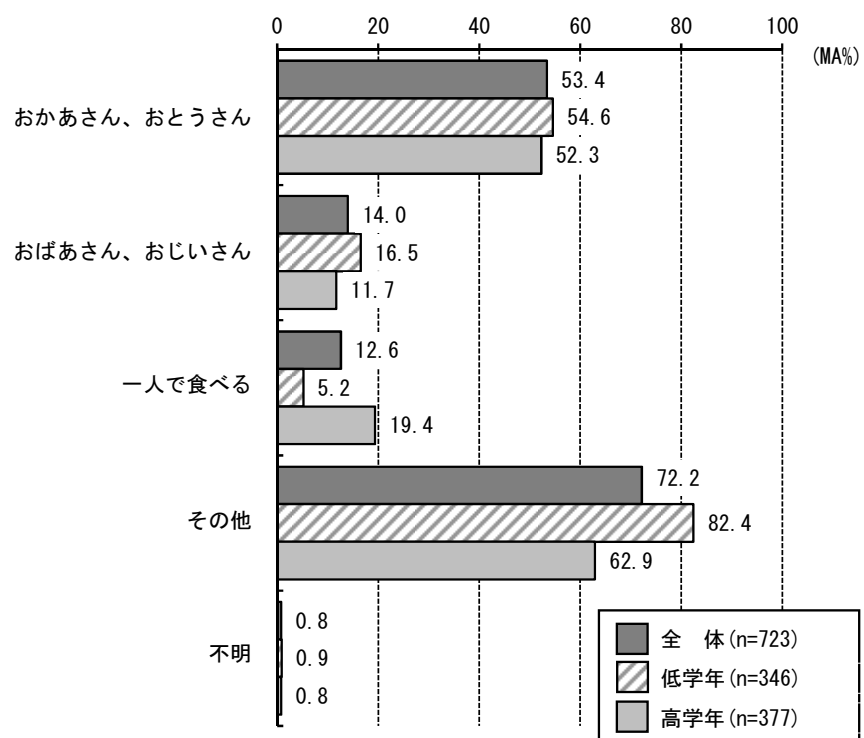
食事の際のあいさつについては、「いつも言う」が乳幼児、小学生では 5 割を超え、中学生では 6 割を超えています。

■ 誰と朝ごはんを食べるか

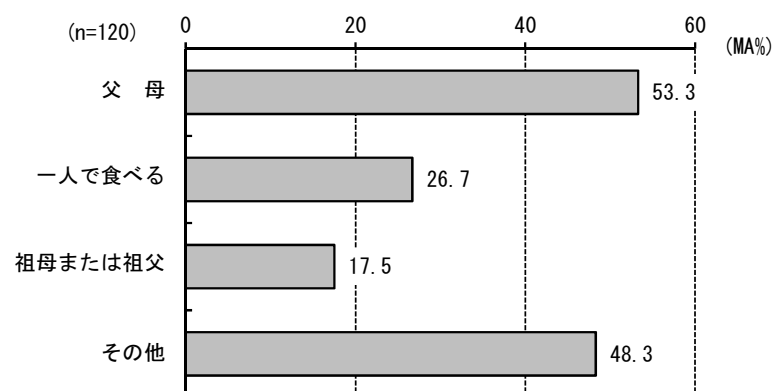
【乳 幼 児】



【小学生】



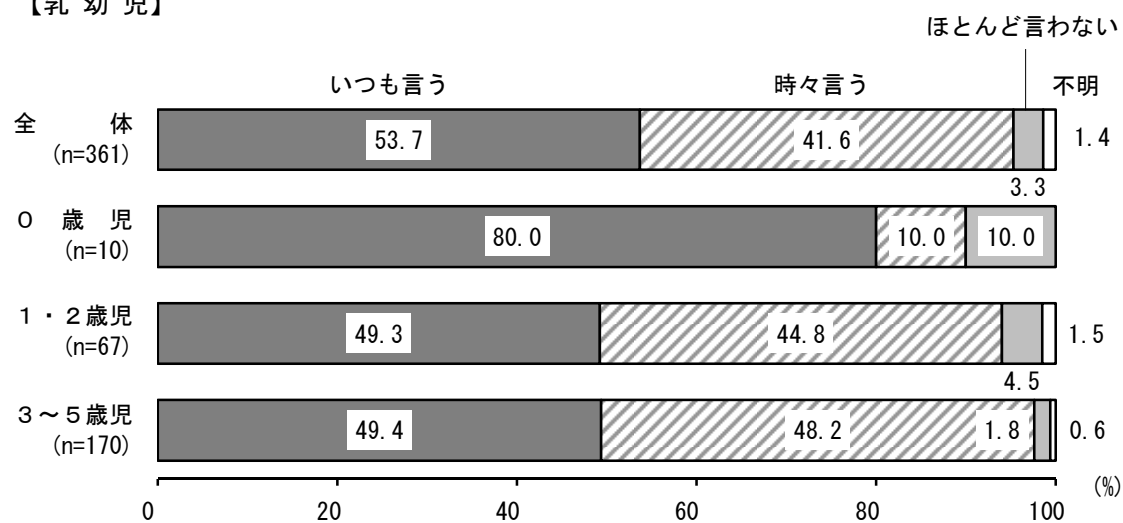
【中学生】



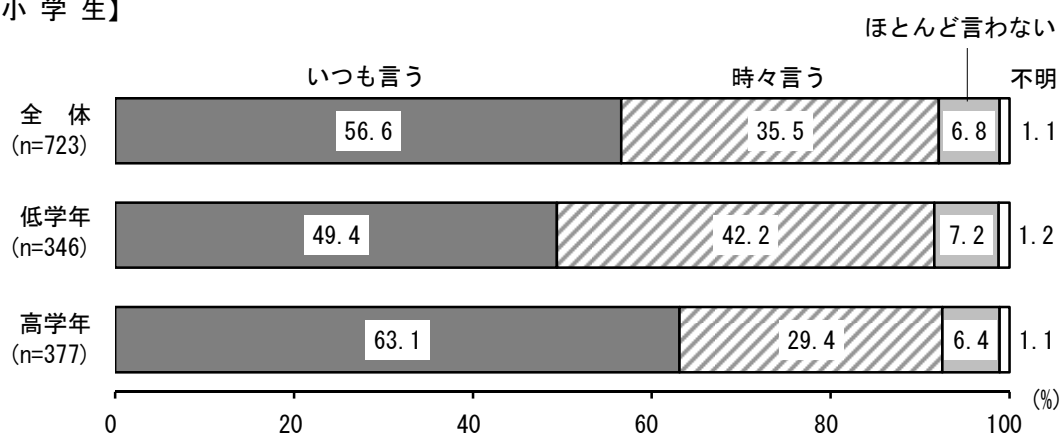
資料：平成 29 年度アンケート調査〔乳幼児問4、小学生問4、中学生問4〕

■食事の際あいさつをするか

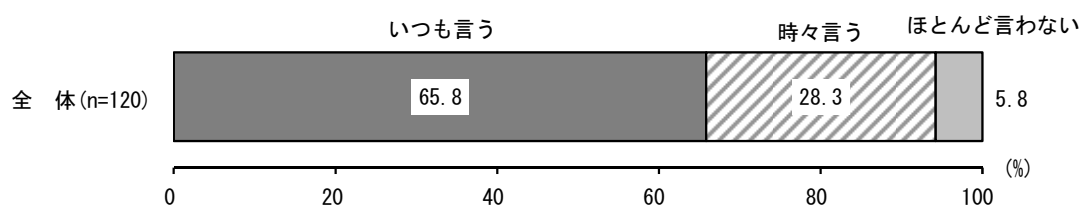
【乳 幼 児】



【小 学 生】



【中 学 生】



資料：平成 29 年度アンケート調査〔乳幼児問5、小学生問5、中学生問5〕

■課題のまとめ

○子どもの孤食を防ぐとともに、食を通じた家族間のコミュニケーションを推進する必要があります。

指標設定

項 目		現状値	平成 34 (2022) 年度 目標値
①一人で朝食を食べる子ども の割合	幼児	5.1%	2.5%
	小学生	12.6%	6.5%
②食事のあいさつができる子ども(幼児・小学生) の割合		54.8%	100.0%

取り組みの内容

《行政》

- ・いずみ会等の団体や地域と連携し、食を通じたコミュニケーション推進のための研修や講座を行ったり、広報紙やCATV、町のホームページ等を通じて食育の啓発に努めます。
- ・地域や園、小・中学校と連携し、講話等を通じて、食を通じたコミュニケーション等の普及に努めます。

《住民全世代》

- ・家族や友人と一緒に食事をするようにしたり、地域の人と行事等で食を通じたコミュニケーションをとるようにします。
- ・家族で会話をしながら食事をしたり、家族みんなで食事づくりに積極的に取り組むようにします。



3. 食を知り、学ぶ

近年、生活様式や価値観の多様化によって、伝統的な食文化や郷土料理の継承に危機感が持たれています。本町は周囲を海や山で囲まれており、農林水畜産業が盛んであることから、さまざまな場で設けられている農林水畜産業の体験活動等を通じて、伝統的な食文化や郷土料理を次世代へ継承していく取り組みを推進していくことが重要です。

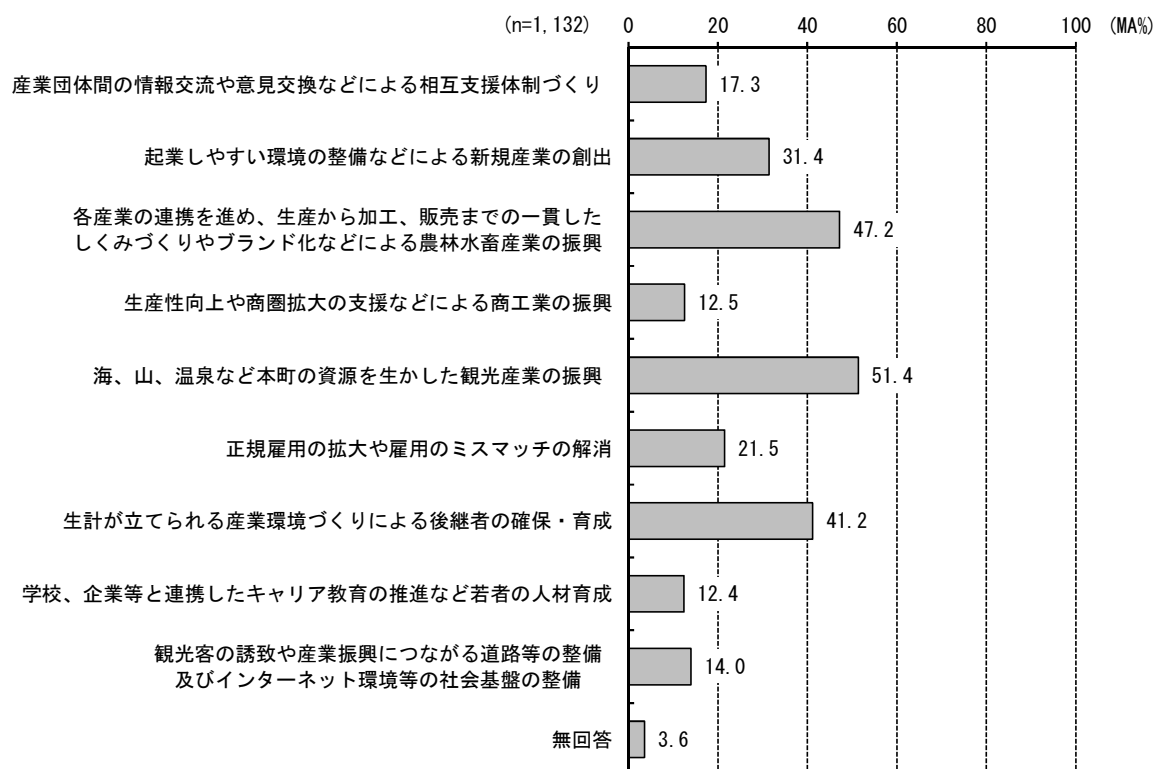
現状と課題

【産業等への意識について】

安定した雇用を創出し、安心して働けるようにするために重要なこととして、観光・農林水畜産業の振興や後継者の確保・育成が重視されています。

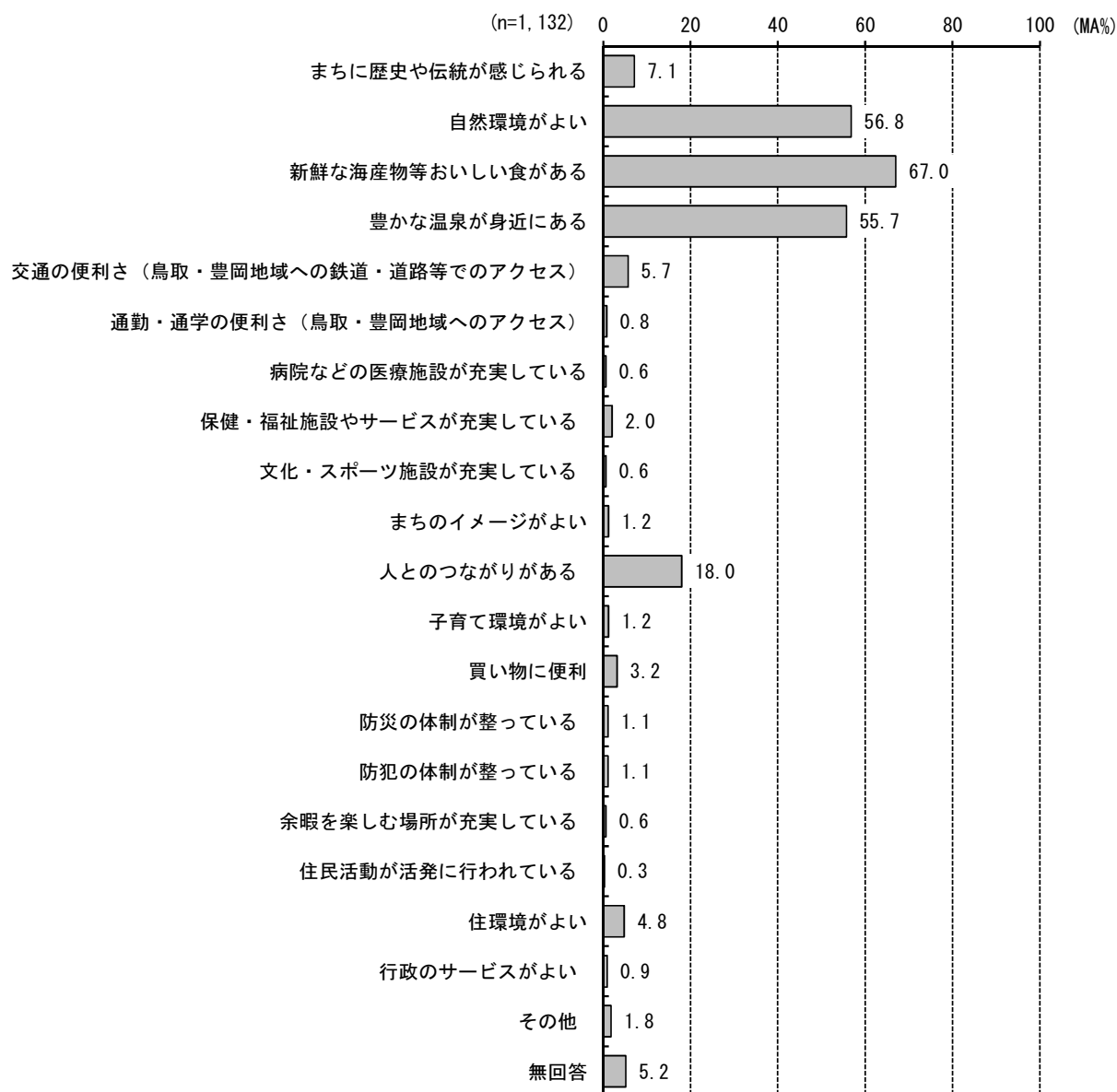
また、本町の好きなところ・誇れるところについては、「新鮮な海産物等おいしい食がある」が67.0%と最も多くなっており、本町の豊かな環境を生かした郷土料理等を次世代へ継承していくことが大切です。

■安定した雇用を創出し、安心して働けるようにするためには、どのようなことが重要・必要だと思うか



資料：新温泉町地方創生に関する住民アンケート(平成27年)〔問3〕

■新温泉町の好きなところ・誇れるところ

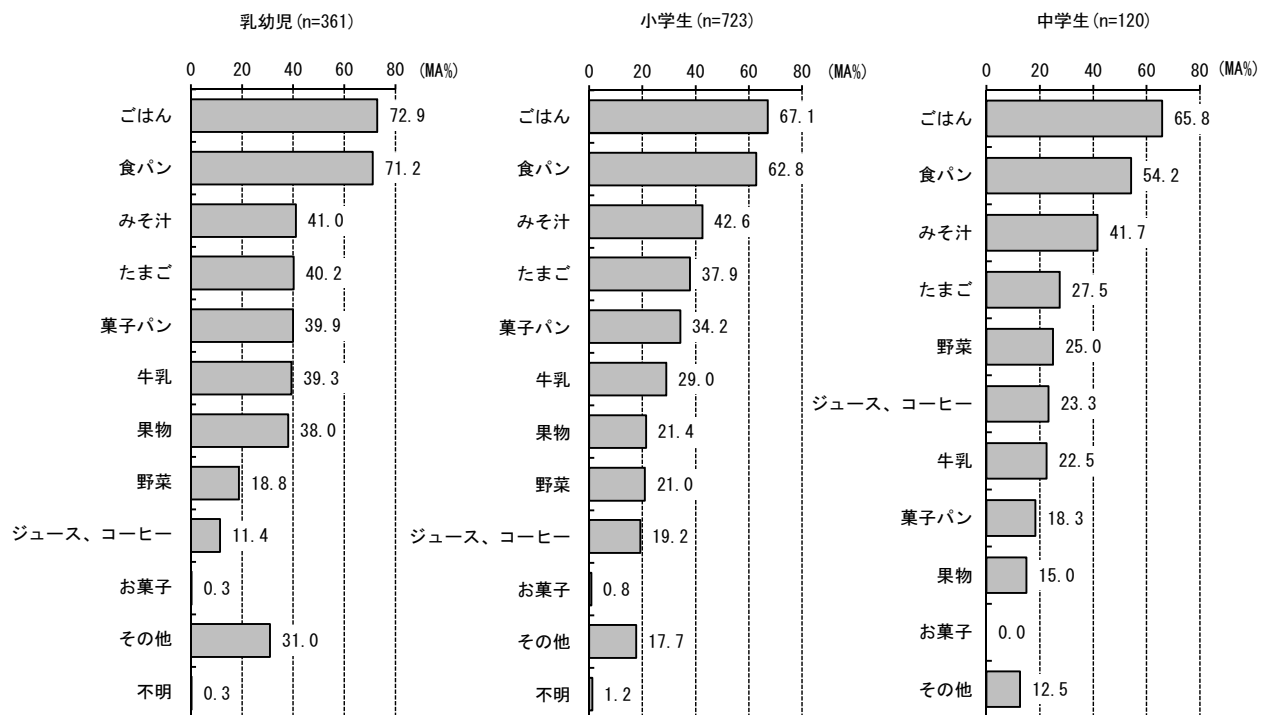


資料：新温泉町地方創生に関する住民アンケート（平成 27 年）〔問 14〕

【朝食の内容】

朝食の内容については、乳幼児、小学生、中学生ともに、「ごはん」を食べているとの回答が最も多く、次いで「食パン」となっています。また、「みそ汁」の割合が3番目に高いため、ごはんとみそ汁の組み合わせの朝食を食べていると考えられます。

■朝ごはんの内容



資料：平成 29 年度アンケート調査〔乳幼児問2、小学生問2、中学生問2〕

■課題のまとめ

○本町の豊かな環境を生かした郷土料理や和食等の伝統的な食文化の継承に努める必要があります。

○子どもが農林水畜産業にふれる機会をつくり、食に関する関心を高めたり、知識を深める必要があります。

指標設定

項 目	現状値	平成 34(2022)年度 目標値
①農林水畜産業を体験したことのある子どもの割合	—	増加
②伝統的な食文化の継承事業の参加人数	・水産教室 20 人 ・美方大納言ぼたもち作り 90 人 ・稲刈り体験 100 人	増加

取り組みの内容

《行政》

- ・JA や漁業協同組合と連携し、農林水畜産業を体験し、知る機会をさらに増やせるよう努めます。
- ・いずみ会や地域、園や小・中学校と連携し、子どもの食に対する関心を高め、知識を深めるとともに、行事食[※]やじゃぶ等の郷土料理といった伝統的な食文化を知ってもらうよう努めます。

《住民全世代》

- ・家庭で行事食や郷土料理をつくったり、ふれる機会を持つようにします。
- ・食に関わる体験や交流活動に積極的に参加するようにします。

※行事食（ぎょうじしょく）

季節ごとの行事やお祝いの日に食べる特別な料理のことで、行事食には家族の幸せや健康を願う意味がこめられています。

例：お正月…おせち料理 端午の節句…かしわ餅

土用の丑の日…うなぎの蒲焼き 冬至…かぼちゃ料理



第7章 自殺対策計画

1. 計画策定の概要

国では、平成10年以降、自殺者数が3万人を超える状態が続いていました。自殺者数が高い水準で推移していること、国として自殺対策に関する基本方針が策定されていなかったことを受け、平成18年に「自殺対策基本法」が施行され、自殺防止や自殺者の家族に対する支援の充実、自殺対策が社会的な取り組みとして実施される必要があること等が示されました。さらに、法律内で国、地方公共団体、事業主、国民のそれぞれの責務が明らかにされ、自殺対策に関する基本的事項が定められたことにより、国全体で総合的な自殺対策が推進されてきました。また、政府が推進すべき基本的かつ総合的な自殺対策の指針として、平成19年に「自殺総合対策大綱」が定められ、平成24年には見直しが図られました。国全体の自殺者数は平成24年に3万人を下回り、平成28年には2万1,897人と減少傾向となっていますが、世界レベルでは未だ高い水準となっています。

平成28年には対策のさらなる強化のため「自殺対策基本法」が改正され、平成29年には「自殺対策基本法」の改正趣旨や国の自殺の実態を踏まえ、「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定されました。見直し後の大綱では、地域レベルの実践的な取り組みのさらなる推進、若者の自殺対策、勤務問題による自殺対策の推進や自殺死亡率の減少を目標とすることが掲げられました。

兵庫県では、平成20年に策定された「兵庫県自殺対策推進方策」を平成24年に改訂し、社会全体での自殺対策が進められています。また、「自殺対策基本法」の改正を受け、平成29年12月に「兵庫県自殺対策計画」が策定されました。

本町でも、国や県の考え方を基に、町全体での自殺対策の取り組みの推進をめざし、自殺対策計画を策定するものです。

理念

**「地域づくり」、「生きる」という支援を通じ、誰も自殺に
追い込まれることのない新温泉町をめざします**

2. 計画の基本認識

○自殺対策は、生きることの包括的な支援として、すべての個人が、かけがえのない一人として尊重されることが重要です。

自殺対策は、生きがいや希望を持って暮らすことへの妨げとなる諸要因（＝自殺のリスク）を減らしていくための取り組みと、生きがいや希望を支えていくための施策の充実に同時に取り組むことが必要です。双方の取り組みを同時に推進していくことが、生きることの包括的な支援につながります。

○自殺とは、その多くが心理的に追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的問題です。

自殺は、メンタルヘルス、生活困窮、家庭問題等のさまざまな社会的要因が連鎖し、本人の気質と複雑に関係した結果として発生しています。社会的要因に適切に介入することで、自殺のリスクを減らすことができ、その多くが防ぐことのできるものです。

○自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働等その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施することが必要です。

自殺のリスクには、健康面だけでなく、経済面、家庭面等のさまざまな要素があります。このような幅広い社会的な問題を解決するためにも、関係機関との協働、連携が大変重要であり、自殺が誰にでもおこり得る危機という認識を一人ひとりが持つことも大切です。

特に健康面では、町内に精神科医療機関がないため、必要時に相談事業等から専門機関の受診へとつなぐ支援が必要です。

目標

人と人とのつながりを大切にする新温泉町をめざします

3. 本町の状況

(1) 本町のこれまでの取り組み

本町では、平成18年～平成20年の自殺死亡率（3か年平均）が県下で最も高くなったことから、国の「自殺総合対策大綱」等に基づき、こころの健康づくりの取り組みを住民の皆さんと一緒に進めてきました。その結果、自殺死亡率の減少もみられ、成果が現れつつあります。しかし、自殺がなくなった訳ではないため、誰もが自殺に追い込まれることのない地域づくりを今後も推進していきます。

■これまでの取り組み内容

名称	内容
自殺予防対策連絡会議	・医師、歯科医師、各種団体組織の代表による自殺対策の取り組みの情報交換や課題の検討
研修会	・生涯教育課の人権教育と連携したこころの健康づくり講演会や住民参加型の研修会 ・商工会（職域）と連携したこころの健康づくり（メンタルヘルス）研修会 ・民生委員・児童委員、教育関係者、住民、庁舎職員等を対象としたゲートキーパー研修会
普及啓発事業	・9月の自殺予防週間、3月の自殺対策強化月間でのポスター掲示 ・こころの相談窓口の啓発、周知 ・年度初めに相談内容や相談日程について案内一覧を掲載 ・うつや精神疾患等への理解、相談窓口啓発リーフレット・マグネットの全戸配布 ・うつの理解と対応啓発として、紙芝居「ききみみ頭巾」の実施
こころといのちを支える地域づくり事業※	・兵庫県高齢者こころの健康支援事業、県モデル事業として実施 （関西国際大学学生キャラバン隊を活用した地域づくりの取り組み）
若年層対策事業	・商工会が主催の管理監督者を対象にしたメンタルヘルス研修会を活用し、商工会の協力の下、メンタルヘルスのリーフレットと相談機関等の一覧表配布 ・介護施設職員へ、メンタルヘルスのリーフレットと相談機関等の一覧表配布 ・中学生を対象に、「性教育授業」と連携し、こころの健康づくりリーフレットを配布 ・産後うつの早期発見、早期対応のため、問診票によるスクリーニングとフォロー
相談事業	・保健師による相談を通じて、関係機関や専門機関へつなげる支援 ・精神科医師によるこころのケア相談
地域づくりの推進	・保健・福祉・医療の連携した取り組みや地域に出向いた地域づくり支援 ・定期的な連絡会の開催

※こころといのちを支える地域づくり事業

平成 23 年度から平成 24 年度にかけて本町で実施された事業です。平成 23 年度は県の「高齢者のこころの健康支援事業」モデル地区として、関西国際大学のキャラバン隊を受け入れ、高齢者への家庭訪問、地域づくりへの提案等を地区住民と協力しながら行いました。同時に町では「健康づくりのつどい」、「一人暮らしのつどい」といった健康教育等事業を実施しました。平成 24 年度は、学生の提案や地区の意見を踏まえ、地区住民が主体となり、「ジオ・カフェ」の開設、タウンミーティングの開催、すこやかクラブによる「一人暮らしのつどい」が実施されました。自殺対策としての観点だけでなく、地域づくり、まちおこしといった面もあり、現在も地区の中で継続して取り組みが行われています。

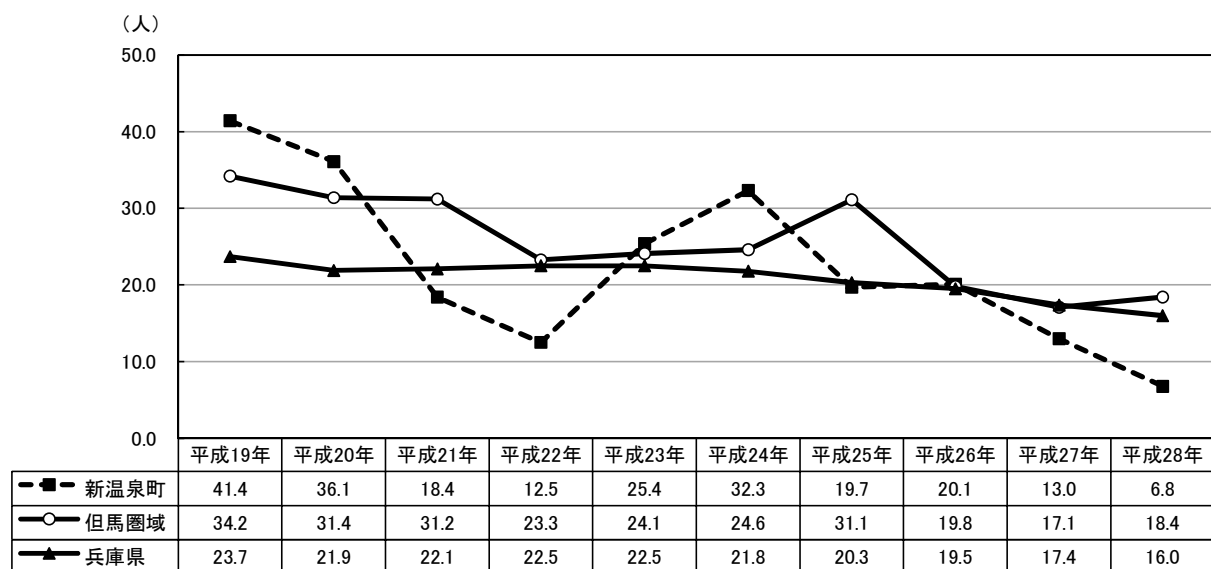
(2) 本町における特徴と課題

【統計からみえる特徴】

本町では、自殺死亡率が平成 19 年、20 年、23 年、24 年、26 年と兵庫県や但馬圏域平均と比べて高い年もありましたが、平成 24 年以降自殺死亡率は減少傾向となっています。また、3 か年平均の自殺死亡率も減少傾向にあります。

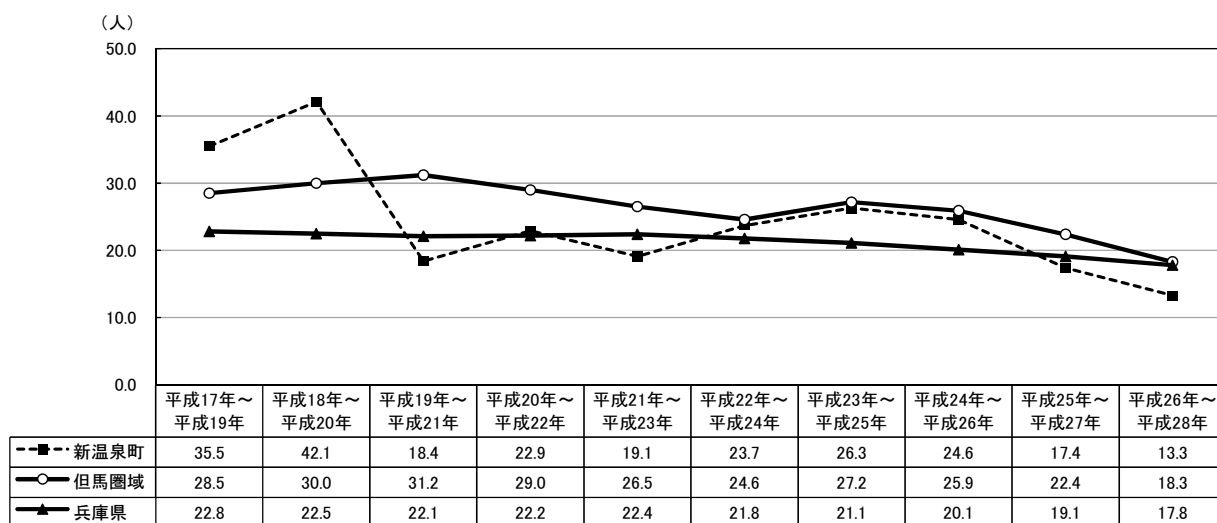
過去 5 年間の自殺者の年齢割合についてみると、本町では 20～39 歳の若年層の自殺者が多くなっています。

■自殺死亡率の推移 ※自殺死亡率は人口 10 万人あたりの自殺者数



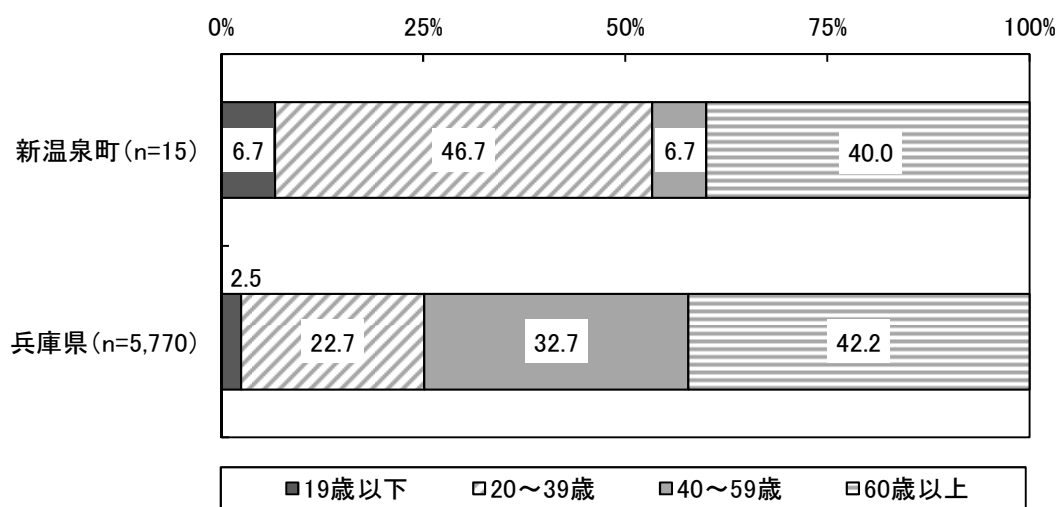
資料：人口動態統計

■3か年平均自殺死亡率の推移 ※自殺死亡率は人口 10 万人あたりの自殺者数



資料: 人口動態統計

■自殺者の年齢割合(平成 23 年～平成 27 年合計) ※構成比は年齢不詳を除いて算出



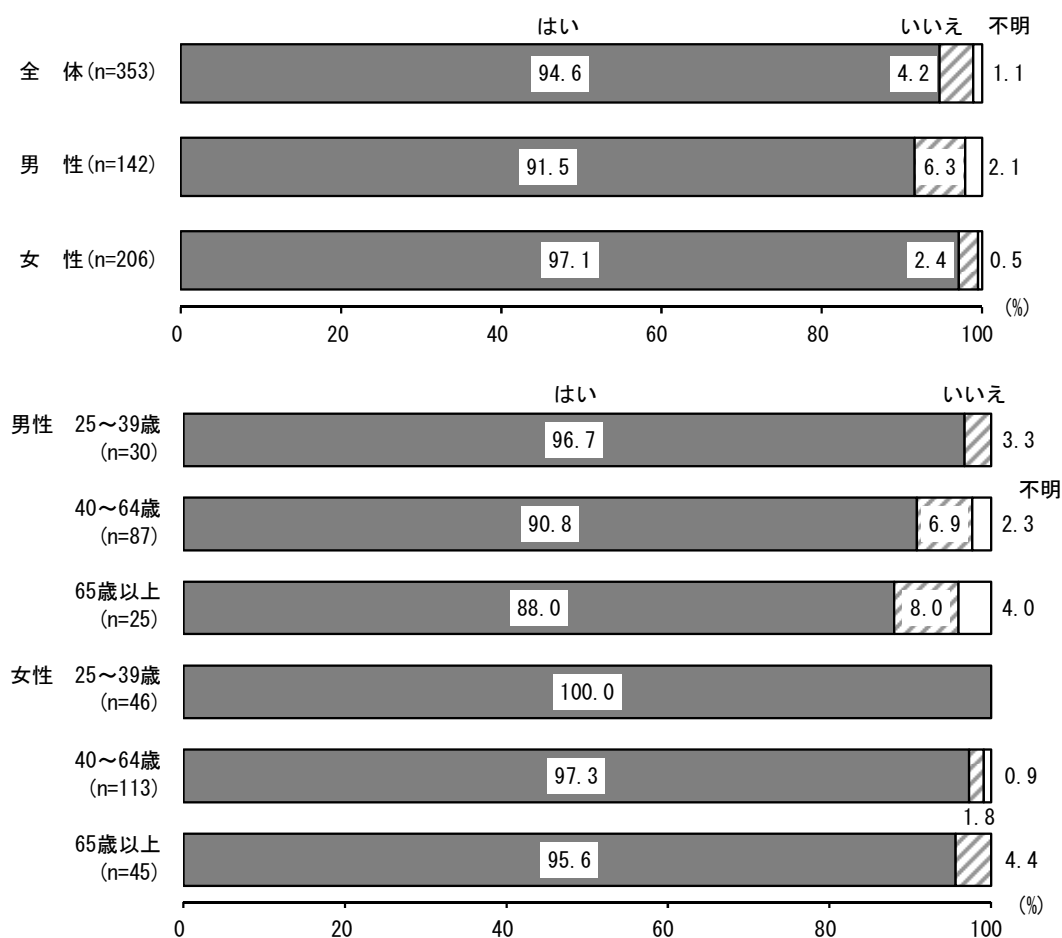
資料: 地域における自殺の基礎資料

【アンケートからみえる特徴】

うつが誰にでもおこりうる病気と知っている人は全体で9割を超えており、年齢が若いほど割合が高くなっています。うつの人への対応についてみると、「何がつらいのか話をよく聞いてあげる」「精神科医の受診をすすめる」等の正しい対応を回答した人も多くいる一方、『『がんばれ』と励ます』等といった正しくない対応を回答した人もいます。

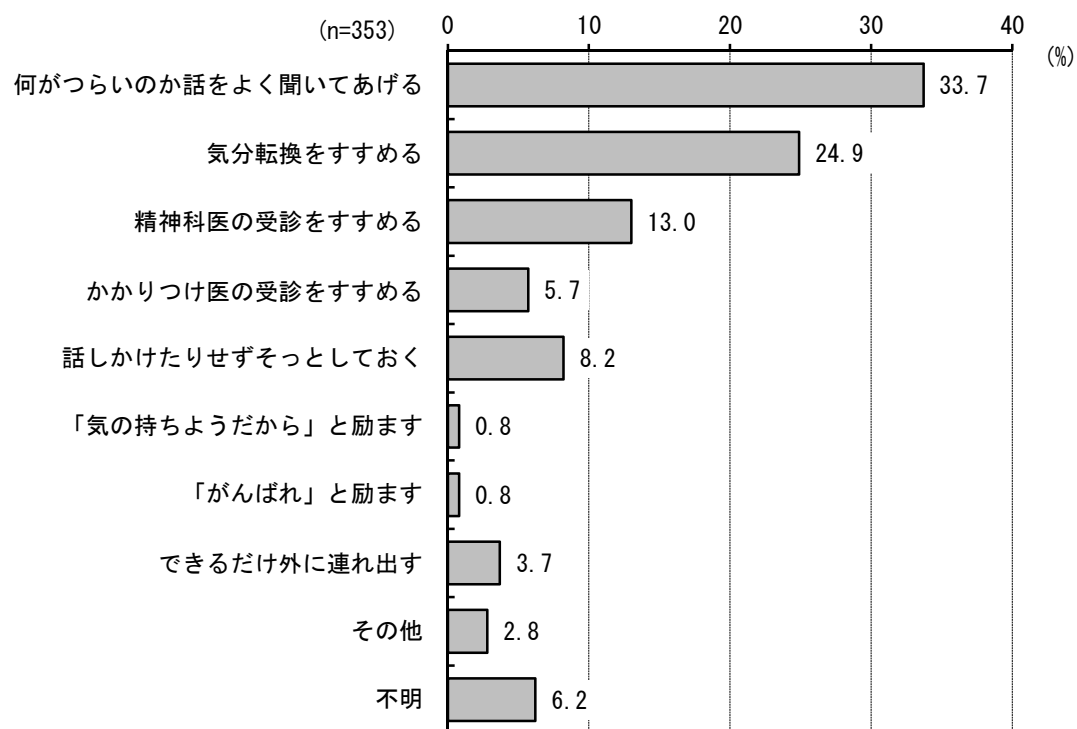
地域の中で安心して暮らしていくために必要なことについてみると、「近所付き合い」が39.7%と最も多く、次いで「病院や診療所があること」となっています。男女で比較すると、男性（特に若年層）では「お金・貯金」が、女性では「相談できる場所」や「地域の中で助けてもらえる人」がそれぞれ高い傾向にあります。

■うつは誰にでもおこりうる病気と知っているか



資料:平成 29 年度アンケート調査〔問 23〕

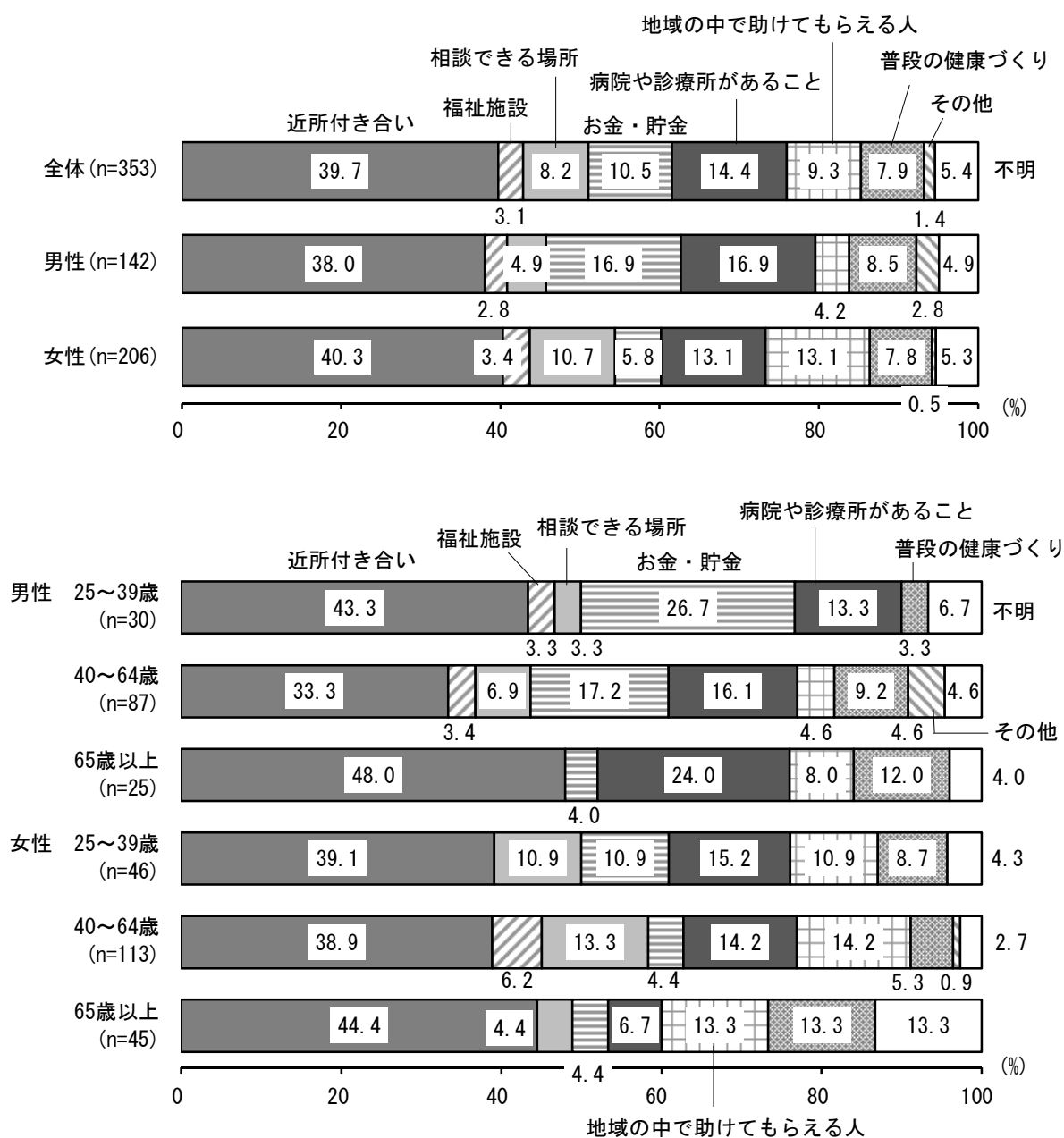
■うつの人への対応で正しいと思うこと



資料：平成 29 年度アンケート調査〔問 25〕



■地域の中で安心して暮らしていくために必要だと思うこと



資料:平成 29 年度アンケート調査〔問 26〕

■課題のまとめ

- 自殺者の増加を防ぐため、自殺のリスク要因を減らし、自殺を未然に防ぐ取り組みが必要です。
- 若年層の自殺が比較的多い傾向にあるため、若い世代への自殺対策に特に取り組む必要があります。
- うつ等のこころの病気に対する正しい理解を深める必要があります。

4. 自殺対策への取り組み

自殺対策計画では、重点取り組みと基本取り組みの柱を定め、本町における自殺対策を推進します。また、取り組み内容については、第5章「健康増進計画」の「休養・ストレス・こころの健康づくり」と連携を図ります。

(1) 本町における取り組み

【重点取り組み】

◆子ども・若年層の自殺対策

本町では、10代を含む若い世代の自殺が発生していることに加え、20～39歳の自殺者の割合が県と比較しても高くなっています。そのため、若い頃から自らの命の大切さを知ってもらい、生きるための支援について伝え、相談に対応するといった対策が必要です。

取り組みの内容

《行政》

- ・中学生に対し、こころの病気、いのちを大切にすることに関するパンフレットを配布し、啓発を行うと同時に、相談機関の周知を図ります。(健康福祉課・教育委員会・3学期)
- ・若い時からストレスへの対処方法、SOSの出し方を学んでもらえるよう、啓発に取り組むとともに、広報紙やCATV、町のホームページ等での啓発活動を行います。(健康福祉課・教育委員会・企画課・通年)
- ・若年層に対し、職域におけるストレスへの対処やメンタルヘルスに関する正しい知識を普及・啓発します。(健康福祉課・通年)
- ・子どもからの相談に対して、専門的な相談へつなぐよう支援を図ります。また、場合によっては、健康福祉事務所の実施している思春期相談へつなぎます。
(健康福祉課・教育委員会・通年)

《住民》

- ・こころの病気やストレスについて正しい知識や理解を身につけます。
- ・不安や悩みを抱えた時に、家族や教員、周囲の大人に相談します。

【基本取り組み】

①自殺のリスク要因を抱える人への支援

自殺の原因は、精神保健上の問題だけでなく、生活、経済、仕事、家庭、学校等と多岐にわたるため、関係機関と連携し、各種相談体制の充実・強化を図り、自殺のリスク要因を抱える人への支援を推進していく必要があります。

また、本町でカバーしきれない夜間・休日の相談対応等については、兵庫県で設置している相談窓口の周知を行い、幅広い相談内容を受けつけられる体制を整備します。

取り組みの内容

《行政》

- ・本町で実施しているところのケア相談や保健福祉相談、保健師による電話相談等を広報紙やCATV、町のホームページ等で周知・啓発に努め、いきなり病院には行きにくい、相談しにくいという人でもまずは相談してもらえるような相談窓口をめざします。
(健康福祉課・企画課・通年)
- ・本町の各種相談窓口や県の相談窓口を広報紙に掲載し、周知に努めます。また、年度初めの広報紙には各相談事業の案内一覧を掲載し、各家庭で保存・活用してもらえるようにします。(健康福祉課・企画課・通年)
- ・精神科に関係する書類の提出時に相談用紙を同封し、不安や困りごとに対し、担当係、保健師等が早期相談・対応を行う取り組みを継続して推進します。(健康福祉課・通年)
- ・子どもたちに関する課題の共有を行い、取り組みを検討します。(健康福祉課・教育委員会・通年)
- ・健康福祉事務所、社会福祉協議会、消費者相談窓口、就労支援事業所、生活困窮者支援事業所等の関係機関との連携の充実を図ります。(健康福祉課・地域振興課・通年)
- ・自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐため、美方広域消防と行政が連携をとり、自殺未遂者の把握に努めます。(健康福祉課・通年)
- ・家族や周囲が本人の変化やサインに気づけるよう啓発に努めます。(健康福祉課・通年)
- ・自殺予防週間、自殺対策強化月間にはポスター掲示を行い、自殺予防について啓発します。
(健康福祉課・9月・3月)
- ・各課窓口において、生活困窮や健康問題等、自殺リスクの高い人を把握した場合、その問題の相談ができるよう、専門相談へつなぎます。(各窓口・通年)

《住民全世代》

- ・こころの不調を感じたら、そのままにせず、相談窓口や医師等の専門家に相談します。
- ・不安や悩みごとを抱え込まずに、家族や友人といった周囲の人に相談します。
- ・周囲に自殺を考えている人、こころの不調を感じている人がいたら、相談窓口や医師等の専門家に相談するように勧めます。

②年代に応じた自殺対策の推進（中高年・高齢者層）

子どもや若年層だけではなく、中高年・高齢者層に関しても、こころの健康づくりの支援が必要です。自殺対策を推進するにあたって、年代によって対策のアプローチ方法が異なるため、年代ごとの対策方針を定め、推進していきます。

取り組みの内容

《行政》

○中高年層

- ・職域と連携して、ストレスへの対処やこころの健康づくりについて啓発し、必要時には保健師が介入し相談支援へつなぎます。（健康福祉課・通年）
- ・こころの健康づくりやメンタルヘルス、ストレスへの対処法についての正しい知識の普及・啓発に努め、こころの健康に不安のある人には、こころのケア相談を勧めます。（健康福祉課・通年）
- ・過剰飲酒から健康問題、うつ等へ繋がる可能性もあるため、アルコールの正しい知識の普及に努めます。（健康福祉課・通年）
- ・健康問題に起因する自殺リスクの軽減のため、町ぐるみ健診等での保健師の相談支援や健診結果により保健指導を実施します。（健康福祉課・通年）
- ・運動等の健康づくりを通じ、ストレスの対処のきっかけになるよう働きかけます。（健康福祉課・生涯教育課・通年）

○高齢者層

- ・地域での百歳体操や、いきいきサロン等の自主的な健康づくりや生きがいづくりの推進を図ります。（健康福祉課・通年）
- ・健康問題に対処するため、かかりつけ医を持つことや、町ぐるみ健診等の受診を勧めます。（健康福祉課・通年）
- ・健康教育や出前講座として、健康づくり、地域づくりの重要性について啓発します。（健康福祉課・企画課・通年）
- ・モデル地区で行われた「こころといのちを支える地域づくり事業」から地区内で継続して行われている取り組みを引き続き支援し、他地域でも地域づくりが推進できるように努めます。（健康福祉課・通年）

《住民》

- ・町ぐるみ健診を受診するなど、自分の健康を知る努力をします。
- ・地域での健康づくり事業には積極的に参加します。

③住民主体の地域づくりへの支援

自殺とは、その多くがさまざまな要因が重なり合った結果でおこるものであり、自殺のサインやこころの変調に周囲が気づくことが重要です。身近な人が見守り、相談につなぎ、寄りそう役割を持つことで、生きるための支援につながります。そのためには、日ごろから住民同士のつながりを持ち、地域が主体的に見守る力が大切です。

取り組みの内容

《行政》

- ・地域づくりについて、地区での健康教育やサロン等のさまざまな機会に啓発活動を行います。（健康福祉課・企画課・通年）
- ・福祉・防災・保健が連携して地域づくりを推進します。（健康福祉課・町民課・年2回）
- ・周囲が自殺のサインやこころの変調に気づけるよう、こころの健康についての啓発を行います。（健康福祉課・企画課・9月）
- ・社会福祉協議会等の各団体・組織と連携・協働し、地域の情報や課題の共有を図ります。（健康福祉課・通年）

《住民全世代》

- ・地域の人と声をかけあえる関係をつくり、孤立のリスクを軽減します。
- ・家族や周囲の人で悩みを抱えている人に気がいたら、相談に乗り、適切な専門機関へつなぎます。
- ・講習会に参加するなどして、自殺やこころの健康に関する正しい知識・理解を身につけます。



指標設定

項 目	現状値	平成 34(2022)年度 目標値
①健康講話としての出前講座の実施	4回	6回
②保健師講話 (健康づくり、地域づくり、感染症予防、生活習慣 病予防、禁煙、こころの健康づくり)の実施	18 回	20 回
③福祉・防災・保健の連携した会議の実施	年に2回	年に2回
④こころのケア相談の実施	11 人	12 人
⑤うつは誰にでもおこりうる病気と知っている人の 割合	94.6%	100.0%
⑥うつの人へ正しい対応ができる人の割合※	52.4%	80.0%
⑦地域の中で安心して暮らしていくために近所付 き合いや地域の中で助けてもらえる人が必要と 感じる人の割合	49.0%	80.0%

※住民アンケートで「何がつらいのか話をよく聞いてあげる」「精神科医の受診をすすめる」「かかりつけ医の受診をすすめる」と回答した人の割合

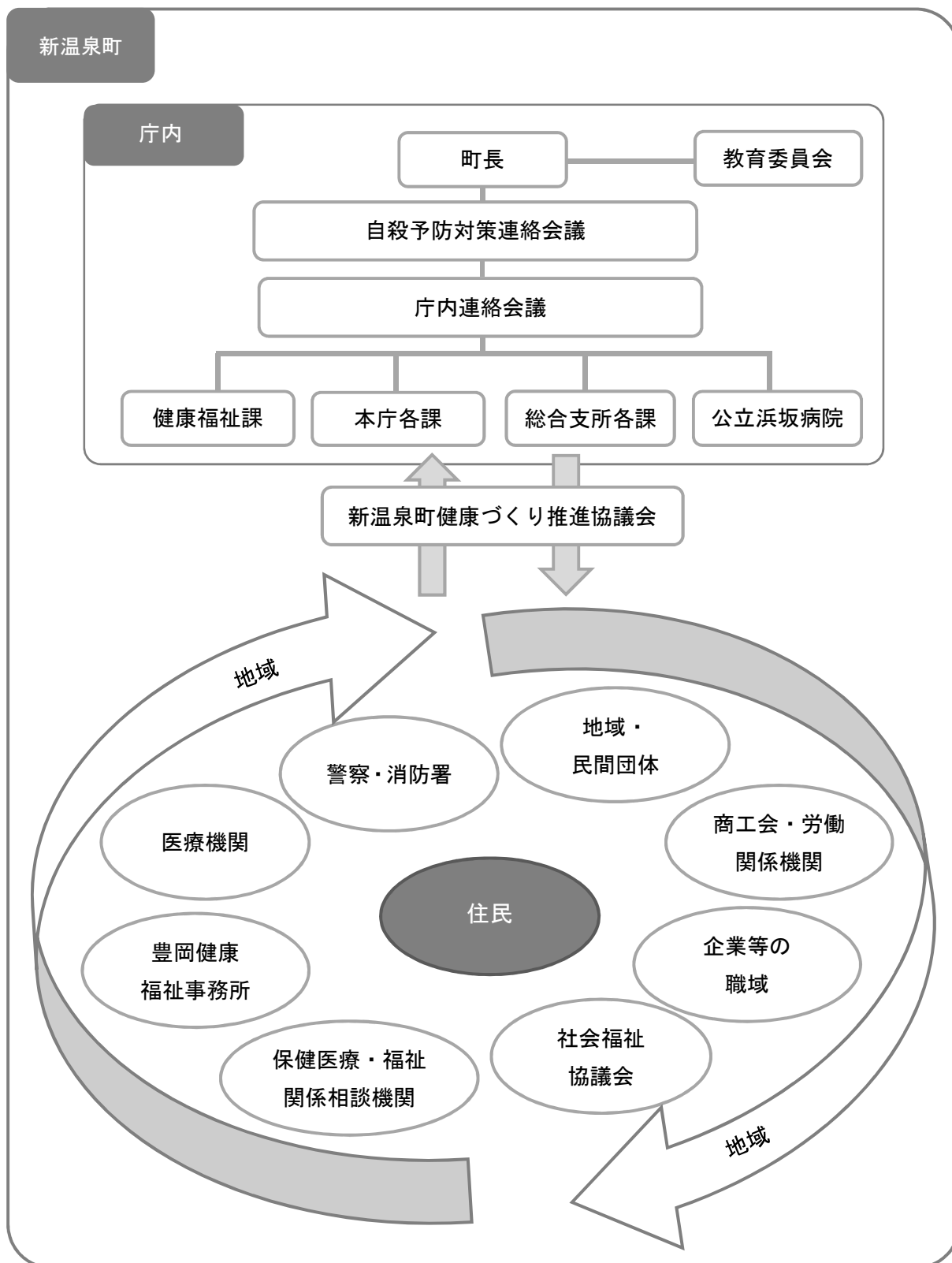
★インターネット中毒の危険性

現在、ソーシャルメディアの進展やスマートフォンの急速な普及により、利便性が向上する一方で、インターネットの長時間利用により実生活に悪影響が出る、いわゆる「ネット中毒」や「ネット依存」と呼ばれる事例が問題となっています。インターネットに没頭してしまうことで、運動不足や睡眠不足を引きおこしてしまうなど、青少年の健全な育成に影響が出ることが指摘されています。そのため、インターネットのメリットやリスクの両面を意識した上で、適切なバランスで活用をしていくことが重要です。

参考：総務省、厚生労働省

(2) 取り組みの推進体制

地域の関係機関や団体と相互に連携・協力を図り、住民と一緒に誰もが自殺に追い込まれることのない地域づくりを推進します。



第8章 ライフステージ別の取り組み (健康増進計画・食育推進計画)

	妊娠・出産期	乳幼児期 (0～5歳と保護者)	学童期・思春期 (6～15歳)
栄養・食生活	・朝食をきちんととろう	・おやつの内容や量、食べ方に気をつけよう	
身体活動・運動	・無理をせず、適度な運動を心がけよう	・親子で楽しく体を動かしたり、体験活動や交流活動に積極的に参加しよう	
休養・ストレス・ こころの健康づくり	・不安や悩みは相談するようにしよう ・無理はしないようにしよう	・家族と積極的にコミュニケーションをとろう ・睡眠を十分にとるようにしよう	
たばこ	・受動喫煙に注意しよう ・妊娠時の喫煙をしない	・たばこの影響についてきちんと知ろう ・未成年での喫煙をしない	
飲酒	・妊娠期・授乳期の飲酒をしない		・アルコールの影響を理解し、 さそわれても断わろう
歯の健康	・口腔内のチェックを 心がけよう	・保護者による仕上げ磨きを行おう ・おやつ＝お菓子とならないように気をつけよう	
生活習慣病	・適度な運動、バランスのよい食事を心がけよう ・早寝早起き等の規則正しい生活を心がけよう		
親子の健康づくり	・妊娠期や子育ての悩みや不安は家族や周囲に相談し、抱え込まないようにしよう ・出産や子育てに関する正しい知識を身につけよう		
基本的な食習慣	・栄養バランスのとれた食生活を心がけよう	・食事のマナーに気をつけよう	
食を通じた コミュニケーション	・家族と食卓を囲み、コミュニケーションをとろう	・食事づくりに積極的に参加しよう ・食事のあいさつをきちんとしよう	
食を知り、学ぶ	・家庭で地域の行事食や郷土料理をつくろう ・食品表示や食品添加物をきちんと見て、食品を購入しよう	・地元の食材を積極的に使おう	



成年期 (16～39 歳)	壮年期 (40～64 歳)	高齢期 (65 歳以上)
- 朝食をきちんととり、1日3食、規則正しい食事を心がけよう - 塩分を控えめにしよう		
- 積極的に体を動かすことを習慣づけ、運動・筋力不足を防ごう - 地域活動等に積極的に参加しよう		人と会う機会を増やそう
- 不安や悩みは相談するようにしよう - 自分なりのストレス解消法を見つけ、上手くストレスを発散しよう	家族と積極的にコミュニケーションをとろう	
受動喫煙に注意しよう	子どもや妊婦の周りでたばこを吸わないようにしよう	
	たばこを吸う人は禁煙に取り組もう	
	- 適度な飲酒を心がけ、週に2日の休肝日をつくろう - 人に無理にお酒を勧めないようにしよう	
- かかりつけ歯科医を持ち、定期的に健診を受けよう - 歯磨きや歯間清掃用具で、適切な口腔ケアをし、う歯や歯周病予防をしよう		
- 定期健康診断を受けよう - 体の状態を把握しよう	- 健康に関する情報を積極的に取り入れよう - 生活習慣病の発症化・重症化予防に取り組もう	
- 子育ての悩みや不安を相談されたら、話を聞いてあげよう - 母子に対して妊娠時のサポートや子育てを積極的に行おう		
- 栄養バランスのとれた食生活を心がけよう - ライフスタイルの変化による食生活の悪化を防止しよう	外食の際にも栄養バランスを意識しよう	
- 家族や友人、地域の人と食卓を囲み、楽しく食事をしよう - 食育に関心を持ち、活動に取り組もう		
- 地域の行事食や郷土料理を知り、実際につくってみよう - 食品表示や食品添加物をきちんと見て、食品を購入しよう	地元の食材を積極的に使おう	

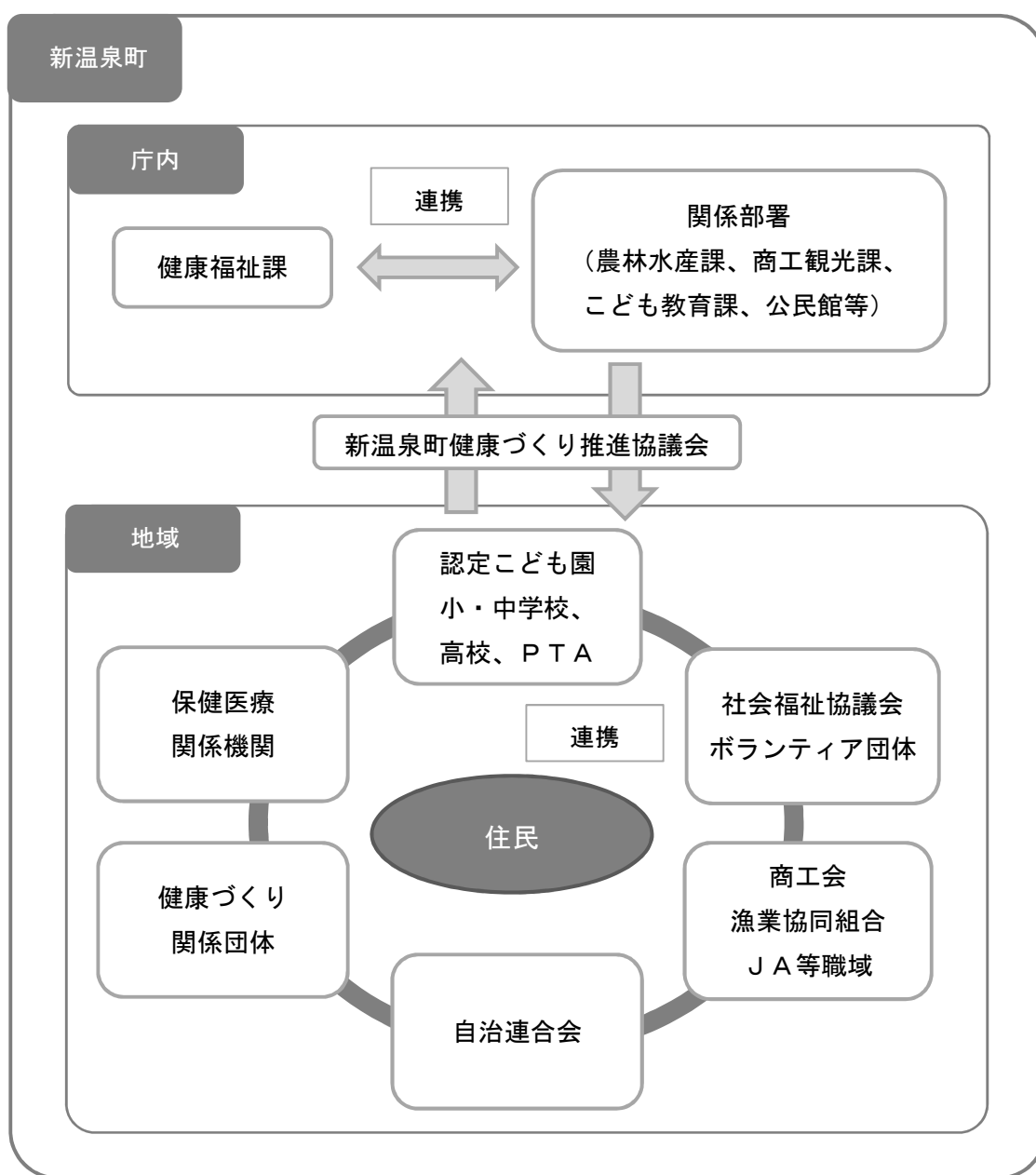


第9章 計画の推進

1. 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、住民一人ひとりが自身の健康づくりや食育、こころの健康等に関心を持ち、地域全体で取り組んでいけるよう、計画の周知徹底を図るとともに、行政や地域の関係団体・各機関はそれぞれの役割を認識し、相互に連携・協力を図りながら、住民の取り組みを支援します。

住民や健康づくりの関係団体等が参加する「新温泉町健康づくり推進協議会」を年に1回開催し、計画の進捗状況を報告するとともに、協議を行い、計画の円滑な推進を図ります。



２．各主体の役割

（１）住民・家庭の役割

いつまでも心身ともに元気に過ごすためには、住民一人ひとりが健康づくりに取り組むことが大切です。食生活や運動、こころの健康等に関する正しい知識を持ち、自分にできることから実践していきます。

また、家庭は家族一人ひとりの安らぎの場であるとともに、生涯を通じて個人の健康を支える重要な基盤です。家族全員で健康的な生活習慣を身につけ、地域の一員として健康づくりや食育、地域づくりに関わるすることが大切です。

（２）地域の役割

地域の団体や自治会では、区長・町内会長はじめ、婦人会、民生委員・児童委員、いずみ会、すこやかクラブ、母子保健推進員等が連携・協力し、地域における健康づくりや食育活動、地域での見守りといった活動を積極的に行うことが大切です。

（３）保健医療・福祉関係機関の役割

保健医療・福祉関係機関・団体は、生活習慣病の発症・重症化予防や母子保健事業、こころの健康づくりの取り組み等に関して、専門的な立場からの知識や経験を十分に生かすことが求められています。

（４）認定こども園・各学校の役割

認定こども園・各学校は、子どもが心身ともに大きく成長する時期に多くの時間を過ごす場です。そのため、家庭や地域と連携をとりながら、心身の健康づくりや食育等に関する教育を充実していくことが必要です。

（５）職場（企業・事業所）の役割

職場は成年期以降の多くの時間を過ごす場であることから、就労者の心身の健康確保や就労環境の整備、健康づくりや食育活動、地域活動への協力が求められています。

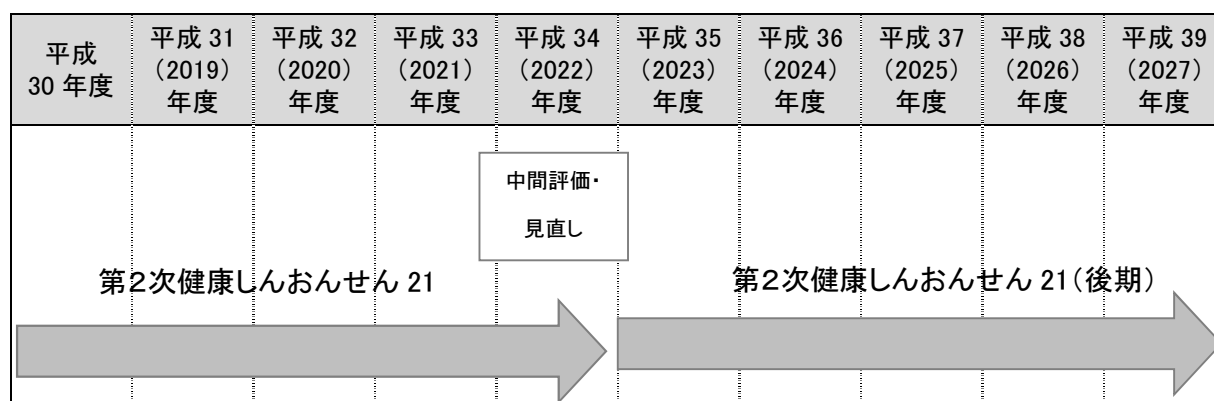
（６）行政の役割

本計画を広く住民に浸透させるとともに、町の特性に応じた各取り組みの推進や住民が健康づくりや食育、地域づくりに取り組めるように町全体で支える仕組みづくりを推進します。また、各関係団体と連携・協力し、計画の推進に努めます。

3. 計画の進捗管理と評価・見直し

本計画の進捗管理については、住民や健康づくりの関係団体等が参加する「新温泉町健康づくり推進協議会」において行います。

また、本計画は平成 34（2022）年度中に中間評価を行い、計画の進捗に合わせ、目標値や取り組み等の見直しを行います。平成 39（2027）年度が計画の最終年度になるため、最終評価をまとめ、その結果を次期計画の検討に活用します。



資料編

1. 策定経過

年 月 日	内 容
平成 28 年 12 月中	住民アンケート(中学生)実施 ・調査対象者数 128 件/有効回収数 120 件/回収率 93.8%
平成 29 年1月 23 日 ～1 月 30 日	住民アンケート(小学生)実施 ・調査対象者数 739 件/有効回収数 723 件/回収率 97.8% 住民アンケート(乳幼児の保護者)実施 ・調査対象者数 388 件/有効回収数 361 件/回収率 93.0%
平成 29 年2月9日 ～2月 21 日	住民アンケート(成人)実施 ・調査対象者数 800 件/有効回収数 353 件/回収率 44.1%
平成 29 年9月 21 日	第1回 新温泉町健康づくり推進協議会(策定委員会) ・住民アンケート結果の報告 ・計画骨子の検討
平成 29 年 11 月 30 日	第2回 新温泉町健康づくり推進協議会(策定委員会) ・計画素案の検討
平成 30 年1月 25 日	第3回 新温泉町健康づくり推進協議会(策定委員会) ・計画素案の検討
平成 30 年2月8日 ～2月 22 日	パブリックコメントの実施

2. 新温泉町健康づくり推進協議会委員名簿

(敬称略)

役職	氏名	団体名
会長	谷口 修一	新温泉町自治連合会 浜坂支部
副会長	山田 富美子	新温泉町婦人会
委員	浜辺 茂樹	美方郡医師会
委員	森田 保久	美方郡歯科医師会
委員	寺谷 健	新温泉町自治連合会 温泉支部
委員	三谷 三津子	新温泉町いずみ会
委員	坂本 廣志	新温泉町すこやかクラブ連合会
委員	大田 夏子	新温泉町社会福祉協議会
委員	左右田 千世	学校養護教諭
委員	中村 吉志	浜坂漁業協同組合
委員	西岡 晴美	たじま農業協同組合
委員	松田 博之	新温泉町商工会
委員	山本 舞	母子保健推進員
委員	柳 尚夫	豊岡健康福祉事務所

3. 新温泉町健康づくり推進協議会要綱

平成17年10月 1 日告示第115号

改正

平成21年 3 月27日告示第20号

平成25年 3 月28日告示第13号

新温泉町健康づくり推進協議会要綱

(設置)

第1条 「自分の健康は、自分で守る。」という自覚と認識を住民に高め、地域住民に密着した総合的健康づくり対策を推進し健康で明るい町づくりを推進するため新温泉町健康づくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査協議し、その結果を町長に報告するとともに、必要な意見を具申するものとする。

- (1) 健康づくりに関する実情の総合的な把握に関すること。
- (2) 健康づくりに関する基本的な施策に関すること。
- (3) 健康づくりの推進及びその調整に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、健康づくり推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員の任命及び委嘱)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 保健医療関係団体の代表
- (2) 関係行政機関の代表
- (3) 地区衛生組織その他地区組織の代表
- (4) 学校、事業所等の代表
- (5) 識見を有する者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第7条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第8条 協議会に、幹事若干名を置く。

- 2 幹事は、町の職員のうちから町長が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受け、所掌事項について委員を補佐する。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、健康福祉課が行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。
(温泉町健康づくり推進協議会要綱の廃止)
- 2 この要綱の施行により、温泉町健康づくり推進協議会要綱(昭和58年温泉町要綱第2号)は、廃止する。

附 則 (平成21年3月27日告示第20号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日告示第13号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

第2次健康しんおんせん 21

発行年月：平成 30 年 3 月

編集・発行：新温泉町

事務局：新温泉町健康福祉課 健康推進係

〒669-6821 兵庫県美方郡新温泉町湯 1019 番地

TEL 0796-99-2940

FAX 0796-99-2550

第2次健康しんおんせん
21

平成
30
年3
月

新温泉町